

# 高知県地域防災計画

## (一般対策編)

平成24年12月修正

高知県防災会議

# 目 次

## 一般対策編

### 第1編 総 則

#### 第1章 計画の趣旨

第1節	計画の目的	P 1
第2節	計画の構成	P 1
第3節	重点を置くべき事項	P 1
第4節	計画の効果的な推進	P 2
第5節	計画の修正	P 2

#### 第2章 高知県の特性

第1節	地理的条件	P 4
第2節	社会的条件	P 5
第3節	気象条件	P 5
第4節	地質、地層構造	P 7
第5節	災害の特徴	P 7

#### 第3章 高知県防災会議 P 9

#### 第4章 防災関係機関

第1節	防災関係機関の責務	P 1 0
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	P 1 1

#### 第5章 住民、事業所の責務 P 1 7

### 第2編 災害予防対策

#### 第1章 災害に強い県づくり

第1節	防災まちづくり	P 1 8
第2節	建築物等災害予防対策	P 1 9
第3節	災害に強い土地利用の推進	P 2 0
第4節	土砂災害を予防する施設整備	P 2 2
第5節	山地災害・農地災害を予防する施設整備	P 2 3
第6節	風水害を予防する施設整備	P 2 4
第7節	風水害予防活動	P 2 5
第8節	ライフライン等の対策	P 2 7

第9節	火災予防対策	P 2 9
第10節	危険物等災害予防対策	P 3 0
<b>第2章 地域防災力の育成</b>		
第1節	防災知識の日常化	P 3 1
第2節	実践的な防災訓練の実施	P 3 3
第3節	自主的な防災活動への支援	P 3 4
第4節	事業所による自主防災体制の整備	P 3 6
第5節	災害時要援護者対策	P 3 7
第6節	消防団を中心とした地域の防災体制	P 4 0
第7節	自発的な支援への環境整備	P 4 1
<b>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</b>		
第1節	防災施設の限界と避難開始の時期	P 4 3
第2節	危険性の周知	P 4 4
第3節	避難を可能にするサインの整備	P 4 5
第4節	自主的な避難	P 4 6
第5節	避難計画	P 4 8
第6節	避難体制の整備	P 5 0
<b>第4章 災害に備える体制の確立</b>		
第1節	災害対策本部	P 5 3
第2節	情報の収集・伝達体制	P 5 8
第3節	防災担当者の人材育成	P 6 1
第4節	実践的な防災訓練の実施	P 6 2
第5節	防災関係機関等の連携体制	P 6 4
第6節	防災中枢機能の確保、充実	P 6 6
<b>第5章 災害応急対策・復旧対策への備え</b>		
第1節	消火・救助・救急対策	P 6 7
第2節	災害時医療対策	P 6 8
第3節	緊急輸送活動対策	P 7 1
第4節	緊急物資確保対策	P 7 3
第5節	消毒・保健衛生体制の整備	P 7 5

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 災害時応急活動

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 第1節 活動体制の確立                        | P 7 6 |
| 1-1 初動体制の確立                        |       |
| 1-2 活動体制の拡大                        |       |
| 第2節 気象警報等の伝達                       | P 7 9 |
| 2-1 気象警報等                          |       |
| 2-2 気象警報等の伝達                       |       |
| 2-3 台風説明会                          |       |
| 2-4 火災気象通報                         |       |
| 第3節 情報の収集・伝達                       | P 8 2 |
| 3-1 県の情報収集・伝達活動                    |       |
| 3-2 市町村の情報収集・伝達活動                  |       |
| 3-3 被害状況の報告                        |       |
| 3-4 防災関係機関の情報収集・伝達活動               |       |
| 3-5 異常現象発見時の通報                     |       |
| 第4節 通信連絡                           | P 8 5 |
| 4-1 機能の確認と応急復旧                     |       |
| 4-2 非常時の通信手段の確保                    |       |
| 第5節 応援要請                           | P 8 6 |
| 第6節 広報活動                           | P 8 7 |
| 第7節 警戒活動                           | P 8 9 |
| 7-1 気象等の観測及び通報                     |       |
| 7-2 水防活動                           |       |
| 7-3 土砂災害警戒活動                       |       |
| 7-4 高潮・高波警戒活動                      |       |
| 7-5 洪水予報及び水防警報                     |       |
| 7-6 住民の避難が必要な場合の通報                 |       |
| 第8節 避難活動等                          | P 9 2 |
| 8-1 住民の自主的な避難                      |       |
| 8-2 広報                             |       |
| 8-3 緊急的な避難誘導                       |       |
| 8-4 避難勧告等（「避難勧告」、「避難指示」又は「避難準備情報」） |       |
| 8-5 県水防計画に基づく避難のための立ち退き            |       |
| 8-6 避難勧告等の伝達方法                     |       |
| 8-7 警戒区域の設定                        |       |
| 8-8 避難場所の運営                        |       |

第9節	災害拡大防止活動	P 9 5
9-1	消防活動	
9-2	人命救助活動	
9-3	被災建築物に対する応急危険度判定	
9-4	被災宅地の応急危険度判定	
第10節	緊急輸送活動	P 9 7
第11節	交通確保対策	P 9 9
第12節	社会秩序維持活動等	P 1 0 1
第13節	地域への救援活動	P 1 0 2
13-1	飲料水の調達、供給活動	
13-2	食料の調達、供給活動	
13-3	生活必需品等の調達、供給活動	
13-4	物価の安定等	
13-5	医療・助産	
13-6	消毒・保健衛生	
13-7	廃棄物処理	
13-8	遺体の検案等	
13-9	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	
13-10	応急仮設住宅等	
第14節	ライフライン等施設の応急対策	P 1 0 7
14-1	電力施設	
14-2	ガス施設	
14-3	上・下水道施設	
14-4	工業用水道施設	
14-5	通信施設	
第15節	教育対策	P 1 1 0
第16節	労務の提供	P 1 1 1
第17節	災害時要援護者対策	P 1 1 1
第18節	災害応急金融対策	P 1 1 2
第19節	災害応急融資	P 1 1 3
第20節	二次災害の防止	P 1 1 4
第21節	自発的支援の受入れ	P 1 1 5
第2章	自衛隊の災害派遣	
第1節	災害派遣要請ができる範囲	P 1 1 6
第2節	災害派遣要請の手続き	P 1 1 7
第3節	派遣部隊の受入体制	P 1 1 8
第4節	派遣部隊の業務及び撤収等	P 1 1 8

## 第4編 災害復旧・復興対策

### 第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

P 1 2 0

第2節 迅速な原状復旧の進め方

P 1 2 0

### 第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

P 1 2 1

第2節 被災者等の生活再建等の支援

P 1 2 3

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

P 1 2 4

別表

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、本県の地域にかかる各種の災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本県の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

### 第2節 計画の構成

- 本計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「震災対策編」及び「附属資料」で構成します。
- 「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、高知県地域防災計画における基本的な計画としています。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧の各段階における諸施策を具体的に記述しています。
- 「東南海・南海地震防災対策推進計画編」（平成16年7月作成）は、「震災対策編」に統合しています。

### 第3節 重点を置くべき事項

- 本県は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきましたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきています。
- このため、本県においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進します。
- 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。
- 自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害

に強い地域社会づくりを進めます。

#### 第4節 計画の効果的な推進

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとします。
- 市町村は、それぞれの市町村の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、市町村地域防災計画に修正を加えるものとします。
- 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとします。
  - (1) 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
  - (2) 計画、アクションプランの定期的な点検
  - (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

#### 第5節 計画の修正

- 本計画は災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第40条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。



[注 記] 本計画における用語について

- 住 民 ----- 県の地域に住所を有する者、他県から県の地域に通学・通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含めます。
- 災害時要援護者 --- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な方々です。
- 防災関係機関 ----- 国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。
- 関係機関 ----- 防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいいます。
- 県 ----- 県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。
- 市町村 ----- 市町村の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。
- 自衛隊 ----- 陸上、海及び航空自衛隊をいいます。
- ライフライン ----- 電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。
- 避難場所・避難所 -- 「避難場所」は、津波などから一時的に避難するための高台や津波避難ビル等をいいます。  
「避難所」は、災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等をいいます。

## 第2章 高知県の特性

地理、気象、地質、社会などの条件と災害の特性について記述します。

### 第1節 地理的条件

#### 1 位置

○本県は、北緯 33° 33' 24"、東経 133° 32' 04" を中心に位置し、北は四国山地によって愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して、細長い扇状の形をしています。

#### 2 面積

○本県の面積は、7,105.16 平方キロで国土面積の 1.9%、四国面積の 38% の大きさです。

#### 3 地勢

##### (1) 山地

○本県の全面積の 84% が山地（森林）です。

○北は石鎚山系及び剣山系の標高 1,800 m 前後の山々があり、南も山地が海岸部まで迫っています。

##### (2) 河川

○本県の各河川は、山間部では山地に挟まれた急峻な河道が蛇行し、下流部に軟弱な地盤が分布しているため、浸水被害、液状化災害等の危険性をはらんでいます。

##### (3) 平野

○仁淀川と物部川の間を高知平野、四万十川の下流に中村平野があります。

○本県の中心となる高知市には、鏡川下流部にデルタ平野が広がっており、地盤は軟弱で海拔 0 m 以下の地域もあるため、浸水被害、液状化災害等の危険があります。

○西部の四万十川河口部においても軟弱な地盤があり、液状化災害等の危険があります。

##### (4) 海岸

○海岸線は室戸半島の西側に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸が多く、波触台地が長く連なっています。

○高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜が特徴的です。

○高知平野以西の宇佐から須崎までの海岸は地震時に沈降してできたリアス式海岸が特徴的です。

○室戸半島や足摺岬には数段の海岸段丘が見られ、周期的な隆起を繰り返してきたことが分ります。

○海岸線は 713.2 km を有します。

## (5) その他

- 上記の条件下で、本県の道路網の骨格となる高規格道路「四国8の字ネットワーク」は、県の東部と西部にミッシングリンクが存在しています。
- その他の幹線道路は、高知市を中心に海岸線沿いに各地域を結ぶ放射線状の道路網が形成され、迂回路の少ない幹線道路網となっています。
- その他の道路網は、中山間地域を連絡する道路が大部分であり、本県の地形的条件より、整備が極めて遅れており、通行規制を受ける区間が多く、県域の広さの割には道路網の密度は低く、未発達です。
- 災害時に道路が寸断されると、代替路が確保されていないため、孤立する地区が発生しやすい条件下に置かれています。

## 第2節 社会的条件（H22国勢調査）

### 1 地域構造

- 本県の地域構造は、人口、産業とも高知市周辺への一極集中型になっています。

### 2 人口

- 人口は、76.4万人で、減少傾向をたどっています。
- 全国総人口の0.60%を占め、47都道府県中第45位です。
- 人口の分布は約4割が高知市に集中している状況にあり、山間部の過疎化は依然として進行しています。

### 3 人口の構成

- 高齢者（65歳以上）の人口に占める比率は全体で28.8パーセントです。郡部に限ると37.4パーセントに達し、高齢化が進んでいます。

## 第3節 気象条件

### 1 気象の概況

- 北に東西に走る四国山地と、南の黒潮が流れる太平洋の影響を受けます。
- 冬期は、大陸からの季節風に対し四国山地の風下に位置しており、晴天日数が多いです。天気が崩れても低気圧が通過して北西風に変わると天候の回復は極めて早く、乾燥した日が続くことが多いです。
- 年間降水量は、太平洋に面しているため湿った海洋性の気流が流込みやすく、非常に多いです。
  - ◇県内の殆どの地域で2,000mm以上
  - ◇安芸郡魚梁瀬、嶺北、高南台地及び幡多郡北西部など、本県の三分之一を占める地域では3,000mm以上

### 2 季節ごとの特徴

#### 春 期

- 大陸からの移動性高気圧と低気圧が交互に日本付近を通過するようになり、

3日～4日位の周期で変わります。

- 低気圧が接近して通過する場合は、高温多湿な南寄りの気流が入りやすく大雨が降ることがあります。
- 毎年1度はこの時期に日雨量100mm以上の大雨が発生しています。
- 3年に1度程度の確率で日雨量200mm以上の豪雨が発生しています。

#### 梅雨時期

- 梅雨は、6月上旬前半から7月中旬後半までで、約40日間程度です。
- この期間の降水量は約500mm～900mm程度で、末期には豪雨の起こることが多いです。
- 本県の水害は、台風期に次いで、この時期に発生するものが多いです。

#### 夏期

- 太平洋高気圧におおわれて晴天が続くが、北方から寒気が流込んだり、太平洋高気圧が弱まり気圧の谷が通過するときに、天気が一時的に崩れ、雷が発生することが多いです。
- 本県に上陸又は接近し、県土に影響を及ぼす台風は、年平均2.7回で8月が9月に次いで多くなっています。
- 豪雨の多いのもこの時期で、日雨量200mm以上の豪雨は、大部分が台風によるものです。

#### 秋期

- この時期の天気は、春期と同様に周期的に変化します。
- 台風が本県に上陸又は接近し影響を及ぼすことは、9月が最も多い時期です。
- 秋雨前線が停滞して長雨の降る時期でもあり、台風の影響で前線の活動が活発となり豪雨になることもあります。

#### 冬期

- 豊後水道に面した地域と山間部を除けば全般に晴天が多いです。
- 天気が崩れてもその回復は早く、晴天日数が多いです。
- 降水量は少ないが、まれに大雨が降ることがあります。
- 積雪量は、幡多郡や高岡郡の山間部で多いです。  
◇栲原での記録 昭和11年 133cm  
昭和38年 102cm
- その他の山間部でも積雪が観測されるなど、平野部の気象条件と著しく異なっています。
- 北西の季節風により、四国山地を越す際にフェーン現象が発生し、空気が乾燥するため、冬の終わりから春先にかけて火災が発生しやすい気象状況になります。

## 第4節 地質、地層構造

本県の地質には、基盤岩類を三地帯に分けるほぼ東西性の二大構造線があり、北側を御荷鉾構造線、南側を仏像構造線と呼びます。

これらの構造線によって、高知県は北から三波川（さんばがわ）帯、秩父帯及び四万十帯に分かれます。

以上の基盤岩類を被覆して、各帯には不規則に分布する未固結堆積物の第四系と、また四万十帯には未固結ないし固結堆積物の鮮新統が分布します。

本県は、山地面積が大きい県です。最大の高知平野の東部は、物部川下流の扇状地性平野であり、砂礫質の地域が広く、地盤は地震に対して強いと考えられています。

高知市の地域では国分川下流部のデルタ性平野が広がり、地盤は軟弱かつ満潮面以下の地域もあります。各地の中小河川の下流部には軟弱な地盤の分布するところもあり、場所によっては液状化現象が発生しやすくなっています。

四万十川河谷の平野にも軟弱地盤が広く分布し、過去に地震による木造建築物の大きな被害が知られています。

山間の河川は四万十川とその支流に代表されるように、河道が山地にくいこんだまま蛇行している嵌入蛇行の典型例として知られています。これは山地の隆起をも物語っています。

県東部の海岸線は室戸半島の西岸に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸であり、波蝕台が長く連なっています。高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜の海岸線が特徴的です。高知以西では沈水したリアス式海岸線が特徴的であり、湾入部は津波被害をくりかえしてきました。室戸半島や足摺岬などには数段の河岸段丘が発達し、間欠的な隆起をくりかえして来たことを示しています。

## 第5節 災害の特徴

### 1 風水害

○森林率が84%の本県は、地形の急峻さから、土砂災害が多発します。

○年間降水量が多く、台風や豪雨による洪水が発生します。

○近年で大きな被害を受けた事例

◇昭和50年8月台風第5号・第6号

（死者、行方不明者77人、家屋全半壊2,160棟、家屋浸水32,298棟）

◇平成10年9月豪雨災害

（死者8名、家屋全半壊54棟、家屋浸水17,253棟）

### 2 地震災害

（1）地震頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

○この地震は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定した最大クラスの地震・津波です。

- この地震・津波は、次に必ず発生するというものではなく、現在の知見では発生確率を想定することは困難であるが、その発生頻度は極めて低いものです。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波
  - ア 南海トラフを震源とする地震
    - この地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部(平成24年1月)から発表されています。
    - ◇今後30年以内の発生確率：60%程度
  - イ 日向灘を震源とする地震
    - 国の地震調査研究推進本部(平成17年9月)が公表した、日向灘の地震を想定した強震動評価で、震度5強以上が予測される観測地域は以下のとおりです。
      - 震度6弱 宿毛市、土佐清水市、大月町
      - 震度5強 四万十市、三原村
    - 日向灘を震源とする地震により発生する津波で、被害が発生する可能性があります。
    - ◇今後30年以内の発生確率：10%程度
- (3) 海外など遠隔地で発生した地震による被害
  - ◇昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。

### 3 林野火災

- 森林率が高い本県は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがあります。
- 近年で大きな被害を受けた事例
  - ◇物部村林野火災 平成5年4月 焼失面積約600ha

### 4 流出油災害

- 海岸線が長く、足摺岬・室戸岬沖は海の交通の難所となっているため、海上での流出油災害が発生することがあります。
- 近年で大きな被害を受けた事例
  - ◇昭和52年 アル・サビア号(タンカー)重油流出事故
    - 土佐湾沖で流出した大量の重油が沿岸部に接近し、一部は海岸に漂着して漁業等に大きな被害をもたらしました。

### 第3章 高知県防災会議

高知県防災会議の所掌事務などについて定めます。

#### 1 設置及び所掌事務

- 災害対策基本法第14条の規定に基づき、高知県防災会議を設置し、その所掌事務を定めます。
- 所掌事務は次のとおりです。
  - (1) 高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
  - (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること
  - (4) 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
  - (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### 2 組織及び運営

- 高知県防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第15条及び高知県防災会議条例、高知県防災会議運営要綱の定めるところによります。

## 第4章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかると事務又は業務を遂行します。

### 第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

#### 1 県

- 県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行います。
- 特に南海地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海地震対策推進本部〕を設置します。

#### 2 市町村

- 市町村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

#### 3 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

#### 4 指定公共機関・指定地方公共機関

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

#### 5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。



## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

### 1 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示</li> <li>(9) 水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</li> <li>(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</li> <li>(16) 災害復旧・復興の実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設</li> <li>(9) 消防、水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の保健衛生及び応急教育</li> <li>(14) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置</li> <li>(15) 災害復旧・復興の実施</li> </ul>

## 2 指定地方行政機関

<p>四 国 管 区 警 察 局</p>	<p>(1) 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達</p>
<p>四国財務局高 知財務事務所</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①災害関係の融資 ②預貯金の払戻及び中途解約 ③手形交換、休日営業等の配慮 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付 (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
<p>四 国 厚 生 支 局</p>	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
<p>中 国 四 国 農 政 局</p>	<p>(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
<p>四 国 森 林 管 理 局</p>	<p>(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整</p>
<p>四 国 経 済 産 業 局</p>	<p>(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等</p>

中国四国産業 保安監督部 四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達 あっせん
大阪航空局高 知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上 保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の 中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方 気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推 移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及 啓発
四国総合 通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非 常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康 管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要 な指導

高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 労働条件の確保に向けた総合相談</li> <li>(6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払</li> <li>(7) 被災労働者に対する労災保険給付</li> <li>(8) 労働保険料の納付に関する特例措置</li> <li>(9) 雇用保険の失業認定に関すること</li> <li>(10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること</li> </ul>
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</li> <li>(3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</li> <li>(4) 直轄河川の水質事故対策、通報等</li> <li>(5) 直轄ダムの放流等通知</li> <li>(6) 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</li> <li>(7) 港湾・海岸・空港の災害応急対策</li> <li>(8) 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</li> <li>(9) 災害関連情報の伝達・提供</li> <li>(10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動</li> <li>(11) 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</li> </ul>
中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</li> <li>(2) 災害時における米軍部隊との連絡調整</li> </ul>

### 3 自衛隊

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力</li> <li>(3) 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)</li> </ul> </li> <li>(4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与</li> </ul>
---

#### 4 指定公共機関

西日本電信 電話 (株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株) N T T ドコモ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護 (2) 死体の処理及び助産 (3) 血液製剤の確保及び供給の為の措置 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (5) 被災者に対する救援物資の配布 (6) 義援金の募集受付 (7) 防災ボランティアの登録及び育成 (8) 防災ボランティアの活動調整 (9) 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速 道路 (株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客 鉄道 (株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給
K D D I (株) 高松テクニカルセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保

5 指定地方公共機関

四国ガス(株) (社)高知県エ ピーガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお 鉄 道 (株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
土 佐 電 気 鉄 道 (株) (社)高 知 県 バ ス 協 会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(社)高 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(社)高 知 県 医 師 会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う。
(社)高知県 建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
(財)高知県 消防協会	(1) 防災・防火思想の普及に関する事 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成に関する事 (3) 災害時要援護者等の避難支援への協力に関する事
(公社)高知 県看護協会	(1) 災害看護に関する事 (2) 災害時要援護者等の健康対策に関する事
(社福)高知 県社会福祉 協議会	(1) 災害時要援護者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 (2) 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事 (3) 災害ボランティアに関する事 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(株)高知新 聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及に関する事 (2) 災害時における広報活動 (3) 生活情報、安否情報の提供

## 第5章 住民、事業所の責務

住民、事業所の防災活動について定めます。

### 1 住 民

- 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要援護者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

### 2 事業所

- 事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。
- 災害時に果たす役割
  - （1）従業員や利用者等の安全確保
  - （2）事業の継続
  - （3）地域への貢献・地域との共生
  - （4）二次災害の防止

## 第2編 災害予防対策

### 第1章 災害に強い県づくり

災害に強い県土の整備・まちづくりと安全の確保について基本的な方向を示します。

#### 第1節 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

##### 1 災害に強い市街地の形成

○市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

##### 2 風水害を予防する施設整備

○治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施します。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。

##### 3 建築物の安全確保（詳細は震災対策編第5編「重点的な取り組み」）

○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。  
○民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図ります。

##### 4 ライフライン施設等の機能確保

○電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築します。

##### 5 危険物施設等の安全確保

○発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

##### 6 液状化への取り組み

○液状化の危険度が高い地域の調査を検討します。



## 第2節 建築物等災害予防対策（詳細は、震災対策編第5編）

地震直後の強い揺れから身を守るために、建築物等の整備を図ります。

### 1 建築物等の耐震性の向上

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。
- 民間住宅の耐震対策を支援します。  
（県、市町村）

### 2 家具等の転倒防止

- 地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。  
（県、市町村）

### 3 落下や倒壊防止

- ガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図ります。
- ブロック塀等の耐震対策を支援します。  
（県、市町村）

### 第3節 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図ります。

#### 1 公園、緑地等の整備対策

- 市街地の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備を促進します。  
(県、市町村)

#### 2 市街地浸水防除施設対策

- (県、市町村)
  - 宅地造成開発の指導、施設整備などにより市街地の浸水対策を促進します。
  - (1) 宅地造成開発の指導
    - ◇市街地浸水防除の視点から宅地造成開発の適切な指導を実施します。
  - (2) 下水道等の整備
    - ◇市街地の排水不良地区の解消等のため、都市下水路及び公共下水道事業の整備促進を図ります。
  - (3) 防災上重要な施設
    - ◇劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮します。
  - (4) 地下施設の浸水対策
    - ◇施設管理者並びに県、市町村等は、建築物の地下施設や地下街等を、浸水被害から守るための防水扉並びに防水板及び排水施設などの施設整備に努めます。

#### 3 土地利用に関する規制、誘導

- 市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図ります。
- (1) 災害危険区域等の市街化の抑制
  - ◇県は、浸水による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により市街化を抑制します。  
(県、市町村)
- (2) 安全な都市環境形成の誘導
  - ◇県及び市町村は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図ります。  
(県、市町村)
- (3) 災害危険区域での建築行為の禁止等
  - ◇急傾斜崩壊危険区域等の指定

急傾斜崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をします。

◇がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限します。

◇保安林等の指定

人家、公共施設等保全対象の多い危険個所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質の変更を規制します。

#### 4 移転の促進

○市町村は、制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図ります。

#### 第4節 土砂災害を予防する施設整備

土砂災害を防止するための施設を整備します。

##### 1 土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）

○吉野川等一級河川、鏡川等二級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所では土石流防止の工事を実施します。

##### 2 地すべり対策（排水ボーリング、水路工、トンネル工、擁壁工等）

○吉野川等一級河川、鏡川等二級河川及びその他の河川流域において、地すべり防止の工事を実施します。

##### 3 急傾斜地崩壊対策（擁壁工、排土工、排水路工、流末処理工等）

○急傾斜地崩壊危険箇所等において、斜面崩壊から人命を守るための工事を実施します。

## 第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備

山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設を整備します。

### 1 山地災害

- 荒廃危険地に対し復旧、予防対策を進めます。
- 地すべり防止対策を進めます。
- 水源涵養機能等の向上を図ります。
- 保安林指定の拡大を図ります。

### 2 農地災害

- 規模が大きい地すべり、湛水、ため池整備の農地防災事業を推進します。
- 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進します。  
(市町村)

## 第6節 風水害を予防する施設整備

河川・海岸・港湾・漁港等における洪水・高潮などの災害を防止するための施設を整備します。

### 1 河川・ダム管理施設

- (1) 河川整備基本方針・河川整備計画を早期に策定し、河川整備計画に基づく整備を推進します。
- (2) 過去の大水害に対する再度災害の防止を柱に、主要河川、災害の著しい河川、流域の開発が著しい都市河川の整備を促進します。
  - 浦戸湾、浦の内湾流域河川の高潮対策事業
  - 直轄河川、渡川、仁淀川、物部川の直轄改修事業
  - 都市域の小河川を主とした準用河川の整備
  - 既存の河川管理施設の機能増進
- (3) ダム建設事業を推進し、下流の治水安全度を向上します。

### 2 海岸保全施設

- (1) 過去の台風等から想定される高潮と30～50年確率波浪を想定して整備をします。
  - 堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設整備
- (2) 侵食の激しい海岸においては、越波防止のため堤防のかさ上げ、消波工等の整備を進める。また、離岸堤・突堤及び養浜等の整備を進め、前浜の保全に努めます。

### 3 港湾・漁港管理施設

- (1) 波浪による災害を防止するため、防波堤等の整備をします。

## 第7節 風水害予防活動

危険箇所の早期発見など災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立します。

### 1 水害の予防措置

#### (1) 河川・海岸・港湾の維持管理

○水防計画に基づき河川堤防等の巡視に努めます。

◇危険箇所の早期発見

◇河川及び海岸の不法使用等の取り締まり

◇危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な修復をします。

{河川（水路含む）管理者及び海岸の管理者}

○施設の維持管理を徹底します。（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等）

◇構造の安全確保（河川管理施設等）

水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講じます。

◇操作規則

河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理を徹底します。

・洪水を調節する施設

・洪水を分量させる施設

・治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設

○ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

◇河川管理者は、必要な事項を関係市町村及び県警察に通知します。

◇河川管理者は、関係市町村を通じて住民に通知します。

◇住民は、危険箇所を発見したとき最寄りの市町村に通報します。市町村は、管轄する河川管理者に通報します。

○河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底します。

◇流水及び河川区域内の土地の占有

◇河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の構築等

◇河川における竹木等の流送

（河川及び水防管理者）

○海岸及び港湾のコンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進します。

#### (2) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

○市町村等施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い危険箇所の早期発見に努めます。

○市町村等施設の管理者は、出水時の貯水制限等の措置を定めます。

○施設の維持管理に必要な事項を予め施設の管理者に通知します。

○住民の避難対策の確立について施設の管理者に協力します。

(3) 道路の管理

○道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めます。

2 土砂災害の予防措置

○国及び県は、危険個所について調査・研究し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他の関係機関に提供します。  
○市町村は、土砂災害危険個所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めます。



## 第8節 ライフライン等の対策

各施設管理者は、洪水、地震・津波に対する機能維持を図ります。  
さらに、応急復旧体制の整備を図ります。

### 1 電力

- 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じます。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

### 2 ガス

#### (1) 都市ガス

- 新規埋設する管は、耐震性に優れ、耐食性の高いものに富む素材とします。また経年管についても計画的に更新します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。
- 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

#### (2) LPガス

- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 事業所の耐震化、浸水対策、LPガス容器の流出防止対策に努めます。
- LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施します。

### 3 上水道

- 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図ります。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

### 4 下水道

- 特に重要な管路については、バックアップ機能の導入を検討します。  
(施設の複数化や雨水管渠の活用等)

- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図ります。

## 5 工業用水道

- 管路の保安対策、バックアップ機能を検討、導入します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

## 6 通 信

- 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図ります。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

## 第9節 火災予防対策（詳細は火災及び事故災害対策編第1章）

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。

また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。

さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

### 1 地域や職場における消火・避難訓練

- 家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。  
（市町村、消防本部等）

### 2 民間防火組織の育成

- 自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図ります。  
（市町村、消防本部等）

### 3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある個所を明らかにし、火災の未然防止を図ります。  
（消防本部等）
- 建築物の不燃化を促進します。  
（県、市町村、消防本部等）

### 4 消防力の強化

- 災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的とする総合的な消防計画を策定します。
- 消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。
  - ◇教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
  - ◇情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
  - ◇避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
  - ◇消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
  - ◇救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

## 第10節 危険物等災害予防対策（詳細は火災及び事故災害対策編第10章）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図ります。

### 1 講習会、研修会等の実施

- 関係団体と協力して講習会、研修会等を実施します。  
（県、消防本部等）

### 2 防災訓練の実施

- 施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施します。  
（県、市町村、消防本部等）

### 3 施設の整備

- 調査や検査を実施し、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図ります。  
（県、消防本部等）

## 第2章 地域防災力の育成

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを充実する必要がある、その実践を促進する県民運動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、県民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの身の安全は自らが守る」ひとづくりを図ります。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図ります。特に、災害時要援護者の特性や被災時の男女のニーズの違い、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを検討します。

また、ボランティアなど自発的な支援への環境整備を図ります。

### 第1節 防災知識の日常化

全ての県民の皆さんが、防災に関する知識を常識として持つための取組みを進めます。

#### 1 防災教育の実施

- これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、県全体の防災力の向上を図ります。
- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。  
(県、市町村)
- 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。  
(県、市町村)
- 私立学校も含め教職員の防災研修を推進します。  
(県、市町村)

#### 2 災害教訓の伝承

- 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。  
(県、市町村)
- 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。  
(県、市町村)
- 県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承

に努めます。  
(県、市町村、住民)

### 3 防災に関する広報の実施

○防災関係機関は、自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとします。

#### ○広報内容の例

- |          |   |
|----------|---|
| (知識)     | ○各機関の実施する防災対策<br>○災害の基礎知識<br>○地域の災害特性・危険場所  |
| (災害への備え) | ○避難場所や避難経路の確認<br>○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策<br>○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加<br>○3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄<br>○非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備<br>○警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認<br>○災害時の家族内の連絡体制の確認 |
| (災害時の行動) | ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法<br>○要援護者への支援<br>○情報の収集方法  |

### 4 危険物を有する施設などにおける防災研修

○危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

(市町村及び消防本部等)

### 5 防犯の視点を取り入れた防災研修

○被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

## 第2節 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施します。訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

### 1 初動体制の確立訓練の実施

○災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

### 2 現地訓練の実施

○災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施します。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

### 3 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

○情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

### 4 図上訓練の実施

○様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

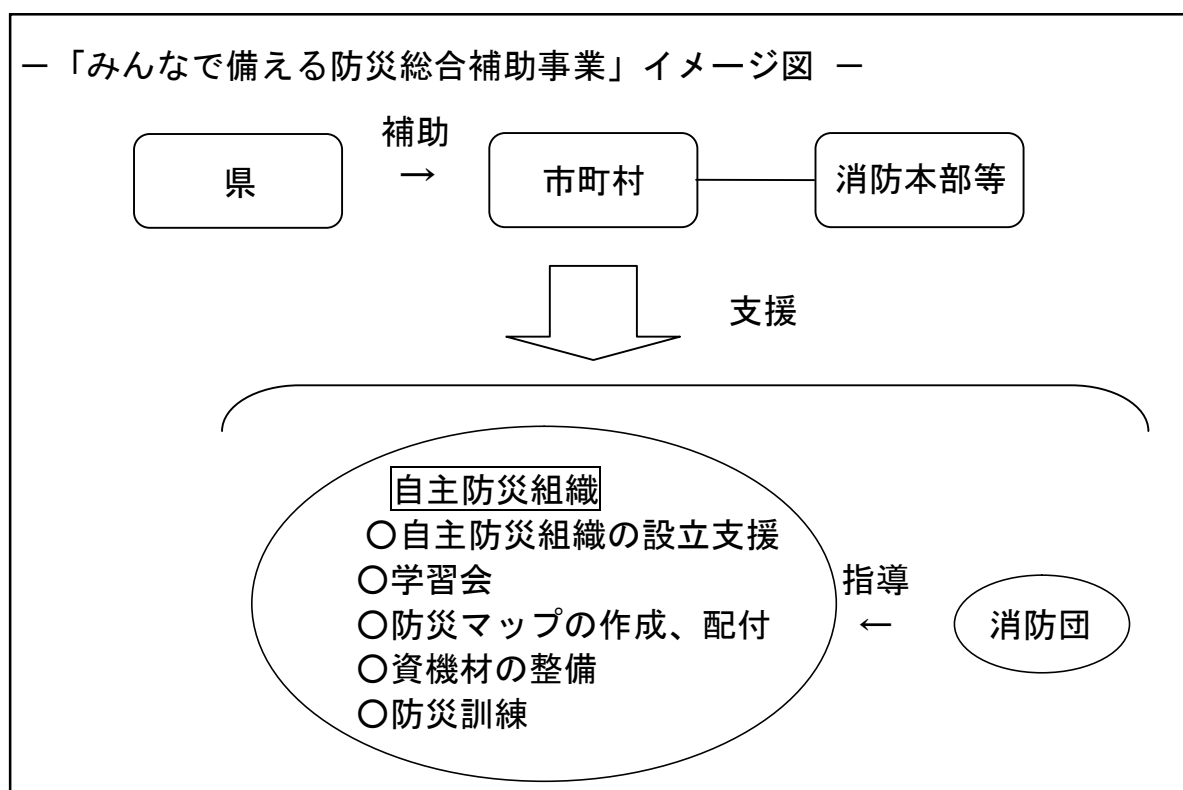
(県、市町村)

### 第3節 自主的な防災活動への支援

土砂災害や南海地震などから命を守るためには、住民の皆さんが自ら身を守る行動していただくことが重要となります。  
地域での自主的な防災活動への支援を行います。

#### 1 自主防災組織の育成

- 地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。  
この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めます。  
(県、市町村、消防本部等)



#### 2 自主防災活動のリーダーの育成

- 地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

#### 3 自主防災組織の育成手法

- 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- 自主防災組織の必要性についての広報
- 防災訓練、研修会等の実施への支援
- 啓発資料の作成
- 地域防災施設の整備支援



## 4 自主防災組織の役割と活動内容

### (1) 自主防災組織の役割

#### ○自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

- ◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
- ◇災害発生時に安全に避難する取組み(詳細は第3章第4節)
- ◇高齢者など災害時要援護者への支援

### (2) 自主防災組織の活動

○上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決めます。

#### ○平常時の活動

- ◇災害に関する知識の普及
- ◇地域における危険箇所の把握と周知
- ◇地域における防災施設(消防水利、避難所等)の把握と周知
- ◇防災訓練の実施
- ◇高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握
- ◇家庭における防災点検の実施
- ◇情報収集・伝達体制の確認
- ◇物資(防災資機材、非常食、医薬品等)の備蓄・点検

#### ○災害時の活動

- ◇集団避難、災害時要援護者の避難誘導
- ◇地域住民の安否確認
- ◇救出・救護の実施
- ◇初期消火活動
- ◇情報の収集・伝達
- ◇給食・給水の実施及び協力
- ◇避難所の運営に対する協力

## 5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

○自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

○防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

## 第4節 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。  
(市町村、消防本部、事業者)

### 1 災害時に事業所が果たす役割

- 従業員や利用者等の安全確保
- 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- 事業の継続
- 二次災害の防止

### 2 事業所の自衛防災組織の防災活動

#### (1) 平常時の自衛防災組織の活動

- 防災訓練の実施
- 施設及び設備等の整備
- 従業員等の防災に関する教育の実施
- 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

#### (2) 災害時の自衛防災組織の活動

- 情報の収集伝達
- 避難誘導
- 救出救護
- 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

### 3 県及び市町村の支援

- 県及び市町村は、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進めます。

## 第5節 災害時要援護者対策

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進めます。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮が必要です。

### ○災害時要援護者

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々を「災害時要援護者」とします。

(災害時要援護者の範囲)

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などで次のような方です。

◇防災知識の習得が困難

◇災害発生時の危険の察知・迅速な行動が困難

### 1 在宅の災害時要援護者への支援

#### (1) 地域住民による支援

○自主防災組織などで災害時要援護者とともに避難する計画を検討します。

(住民)

#### (2) 市町村における支援体制の確立

○災害時要援護者の所在を把握します。

○災害発生時の避難支援

◇迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町村があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

○災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出

◇災害時要援護者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導体制の整備に努めます。

◇消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

(消防本部、県警察)

○平常時及び災害発生時の情報提供

◇障害のある方に防災知識を普及する方法について検討します。

(県、市町村)

◇緊急時の連絡方法について検討します。

(県、市町村)

◇外国人に対する情報提供の方法について検討します。  
(県、市町村)

○長期の避難

◇避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した計画を策定します。

## 2 社会福祉施設等における防災対策

### (1) 実態把握と継続的な防災対策

- 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。
- 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組みます。
- 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組みます。  
(施設管理者)

### (2) 施設・設備の安全確保対策

- 施設の耐震化に努めます。
- 高台への移転や建て替えを検討します。
- 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。
  - ◇火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
  - ◇非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
  - ◇垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備など
- 安全管理に努めます。
  - ◇危険物の管理
  - ◇家具・書棚等の転倒防止対策  
(施設管理者、県、市、消防本部)

### (3) 施設入所者の避難対策

- 施設入所者の避難計画の作成
  - ◇夜間・休日における災害の発生や状況によっては2度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。
  - ◇夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。
  - ◇災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施します。
  - ◇消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。
- 長期的な避難と広域連携
  - ◇入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。
  - ◇広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。
- 介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備
  - ◇避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努め

- ます。
- ◇各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。  
(施設管理者、県、市町村、事業者団体、住民)

(4) 防災関係機関との連携

- 県は、災害時要援護者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。  
(県、市町村)
- 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。  
(消防本部)

## 第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

### 1 市町村

#### (1) 体制整備

○青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図ります。

#### (2) 教育訓練

○消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行います。

#### (3) 環境整備

○消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努めます。

○被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努めます。

#### (4) 住民に対する消防団活動の周知

○市町村広報誌等を活用し消防団活動の周知を図ります。

#### (5) 自主防災組織等との連携

○消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

### 2 県の役割

○県は消防学校において、消防団員の教育訓練を行います。

## 第7節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

### 1 関係者相互の連携の強化

○NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

### 2 自発的な支援を担う人材の育成

○ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。

(日本赤十字社、社会福祉協議会、県、市町村)

### 3 ボランティアの受入れと活動支援

○災害発生時には、市町村の災害ボランティアセンターが活動しやすい環境をつくるため、「高知県災害ボランティア活動支援本部」を設置します。

高知県災害ボランティア活動支援本部

①組織員（県、市町村、日本赤十字社高知県支部、(社福)高知県社会福祉協議会、ボランティア団体の構成員等）

②活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をします。

- ◇ボランティアの要請、受入れ、登録
- ◇ボランティアに対するニーズの把握
- ◇ボランティアに対する情報提供
- ◇活動の調整、指示
- ◇活動に必要な物資の確保と配布

### 4 ボランティアの活動拠点

○市町村は、災害時に備え次の計画をつくります。

◇ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供

◇必要な資機材の貸し出し

## 5 日本赤十字社高知県支部

- 日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進します。
  - ◇防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化
  - ◇訓練の実施
  - ◇ボランティアの事前登録
  - ◇他団体と連携した各種防災活動への協力

## 6 (社福)高知県社会福祉協議会

- (社福)高知県社会福祉協議会は、次の活動を推進します。
  - ◇市町村の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
  - ◇県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
  - ◇高知県災害ボランティア活動支援本部の設置・運営に向けた体制強化



### 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、市町村の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

#### 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。

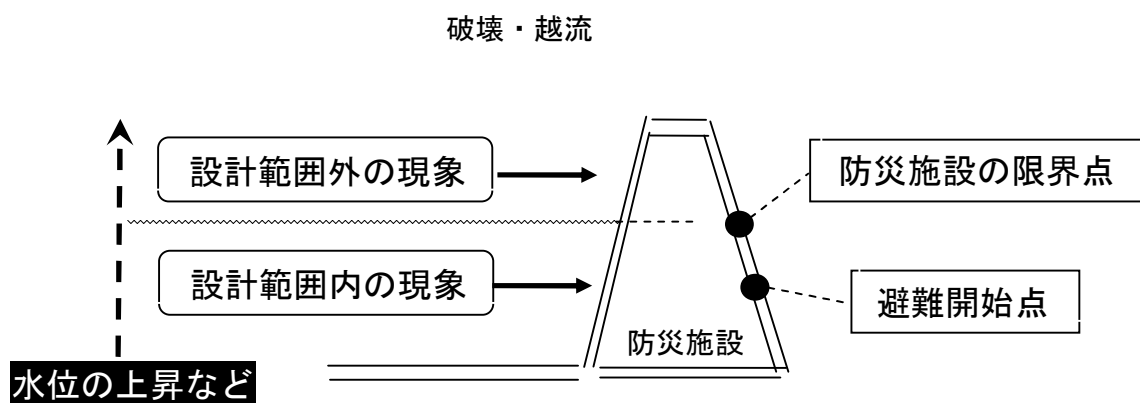
##### 1 防災施設の限界点

- 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努めます。
- 防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生します。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位など）について、日常から市町村、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難ができるようにしようとするものです。

**防災施設の限界点** 防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

**避難開始点** 防災施設の限界点に達する手前の段階で設定します。



## 2 被害の及ぶ範囲

- 防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。
- 国土交通大臣は、洪水予報を実施する河川（物部川、仁淀川、四万十川）及び水位情報の通知・周知を行う河川（後川、中筋川）において、浸水想定区域及び水深の公表を行っており、これらについて必要と認められる場合には変更を行います。
- 知事は、水位情報の通知及び周知を行う河川（鏡川、国分川、松田川）において、浸水想定区域及び水深の公表を行っており、これらについて必要と認められる場合には変更を行います。

## 3 避難開始の基準

- (1) 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努めます。

ため池など農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難勧告基準水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

- (2) 避難開始の時期がわかりやすい表現

- 防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示します。

## 第2節 危険性の周知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。  
(市町村、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部)

### 1 事前の周知

- (1) 施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を市町村等関係機関に提供します。
- (2) 市町村は危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知します。

### 2 緊急時の情報提供

- (1) 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は市町村等関係機関に通知します。
- (2) 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進めます。

### 第3節 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期などを知らせるサインの整備を進めます。  
(県、市町村)

#### 1 日常から危険性を知らせるサイン

##### (1) サインの種類 (例示)

- 標識
- 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- 過去の災害を伝える津波の碑などのモニュメントや浸水位表示柱
- ハザードマップなど啓発用資料

##### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- 危険性があることの警告
- 災害に関する知識
- 避難開始の時期
- 被害の及ぶ範囲

#### 2 避難場所を知らせるサイン

##### (1) サインの種類 (例示)

- 避難場所を示す標識
- 避難誘導標識
- 夜間に発光する誘導灯や表示板

##### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- 避難場所の所在地・名称
- 避難経路

#### 3 避難の開始を知らせるサイン

##### (1) サインの種類 (例示)

- 防災行政無線や可変道路表示板など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- 水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備
- 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

##### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- 避難開始時期の到来
- 安全な避難の実施に必要な事項

## 第4節 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組めます。

### 1 避難方法についての話し合い

(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、次のような取り組みを進めます。

- 地域の災害についての正しい知識の取得
- 地域の危険箇所の調査
- 緊急避難場所の検討
- 避難経路の検討
- 要援護者と一緒に避難する計画づくり

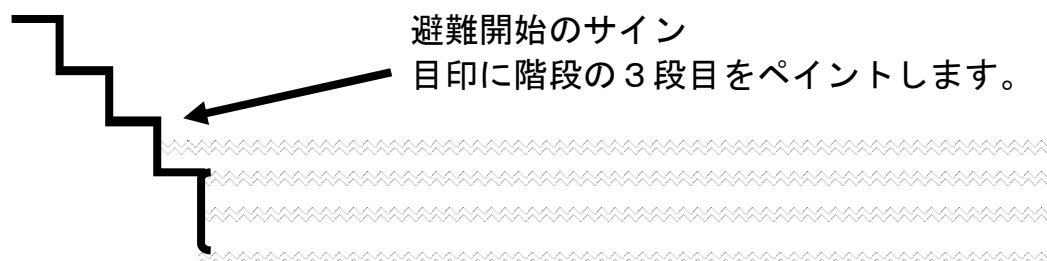
(2) 住民は、市町村の避難誘導計画づくりに参画します。

### 2 避難開始のサインづくり

○避難開始のサインとは

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難です。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたら間に合うのかわかりません。
- 行政は、観測機器の整備を進めていますが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができます。
- 住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものです。

(例) 避難開始のサイン 「○○川の階段の上から3段目が浸かったら」



(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始のサインづくりを進めます。

○過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合っ  
て避難開始のサインをつくります。

災害の体験など

- ◇過去の洪水の浸水位、雨量
- ◇土砂災害が起きたときの雨量
- ◇津波が来た位置を示す石碑
- ◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
- ◇防災関係機関の助言
  - ・河川など施設管理者の助言
  - ・防災関係機関の調査（津波浸水予測など）
  - ・気象警報
  - ・土砂災害警戒情報
  - ・指定河川（物部川・仁淀川・四万十川）洪水予報
  - ・ハザードマップ等の広報資料

○避難開始のサインは、地域に周知します。

○災害時に確認するための「サイン」を、水路などに取り付けます。

(2) 市町村及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援します。

○避難開始のサインの設定に対する助言

○「サイン」取り付けへの協力  
（市町村、防災施設管理者）

## 第5節 避難計画

市町村は、避難計画を予め策定します。

### 1 住民との話し合い

#### (1) 地域の危険性の周知

- 防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。  
洪水、土砂災害危険箇所、津波浸水予測等

#### (2) 緊急避難場所の選定など

- 市町村は住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行いません。
  - ◇緊急避難場所の選定
  - ◇避難経路
  - ◇住民等への連絡方法
  - ◇その他必要な事項

### 2 避難計画の作成

#### (1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

- 市町村は、防災情報協力員を設けるなどにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

#### (2) 警戒を呼びかける広報活動

- 市町村は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努めます。
- 市町村は、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。

#### (3) 避難勧告等の判断基準

- 市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めます。なお、避難勧告等の発令基準については、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とします。
- 施設管理者の助言  
防災施設の管理者は、市町村の避難勧告等の判断基準の設定に対し助言します。

#### (4) 消防団による避難誘導の計画

- 市町村は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努めます。

#### (5) 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

- 市町村は、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知します。
  - 市町村は、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めます。
- (6) 土砂災害警戒区域の指定がある場合
- 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、市町村地域防災計画に記載するとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知します。
  - 市町村は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。
- (7) 市町村は、(2)～(6)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知します。

### 3 消防本部・警察署との連携

#### (1) 消防本部

- 市町村の避難計画作成を支援します。
- 市町村の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画します。

#### (2) 警察署

- 市町村の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討します。

### 4 避難訓練の実施

- 市町村は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施します。

### 5 避難についての広報

- 市町村は広報誌などにより避難計画を周知します。

## 第6節 避難体制の整備

市町村は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。

### 1 一時的な避難

(1) 避難の原因に応じた避難場所を選定します。

#### 避難場所選定の基準

- 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること
- 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること
- 危険な地域を避けること
  - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域
  - ◇危険物等が備蓄されている施設の近く
  - ◇耐震性が確保されていない建物の近く等
  - ◇その他

(2) 避難場所へ通じる避難路を選定します。

#### 避難路の選定基準

- 危険のないところ
  - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
  - ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
  - ◇地下に危険な埋設物がないこと
  - ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難場所まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと

(3) 地域住民の参画

○避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行ないます。



(4) 広域避難場所

- 大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定します。
- 広域避難場所と避難路の指定基準

(広域避難場所)

◇広い面積を有する場所であること以外は緊急避難場所と同様

(避難路)

◇基本的に2車線で歩道を有する道路

(5) 避難誘導や避難場所のサインの設置を推進します。

- 避難所(場所)を示すサイン、案内板の設置
- 避難場所へ誘導するサインの設置
- 誘導灯など夜間に確認できるサインの設置

## 2 長期的な避難

(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に選定し、指定します。

○長期的な避難所の選定基準

◇耐震構造を有するなど安全な建物であること

◇避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること

◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること

(2) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

- 避難所の管理運営に関すること
- 避難住民への支援に関すること

(3) 避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努めます。

市町村で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応します。

- 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LPガス等

(4) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。

## 3 応急仮設住宅供給体制の整備

(1) 建設可能な用地を把握しておきます。

(2) 建設に要する資機材について調達計画を作成します。

- (3) 関係団体と連携し、供給可能量等を把握します。  
(県、市町村)

#### 4 公営住宅、空家等の把握

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。  
(県)

#### 5 防災上重要な施設の避難計画

- 防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期します。

##### (1) 学校

- ◇地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

- ◇義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

##### (2) 教育行政機関

- ◇義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

##### (3) 病院

- ◇患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

##### (4) 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

- ◇多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画

## 第4章 災害に備える体制の確立

県、市町村等の防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

### 第1節 災害対策本部

災害対策本部について、必要な事項を定めます。

#### 1 高知県災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部の設置及び解散の決定者
  - 災害対策本部の設置及び解散は、知事（本部長）が決定します。
- (2) 知事（本部長）の代行
  - 知事が不在、又は連絡不能の場合には、副知事が代行するなど、別に定めます。
- (3) 災害対策本部設置の決定
  - 県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要を認めるときに設置します。
  - 原則として防災担当課長の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、防災担当部長の報告の基に、知事が状況判断をし、決定します。
- (4) 具体的な設置の基準
  - ① 次のような災害の発生のおそれがあり、かつ、下記の②に該当すると予測される時
    - ◇ 台風が接近し、被害の発生がほぼ確実であるとき
    - ◇ 集中豪雨が発生し、被害の発生がほぼ確実であるとき
  - ② 発生した災害が次のいずれかに該当するとき
    - ◇ 発生した災害が市町村域を超え、広域に渡るとき
    - ◇ 発生した災害の規模が大きく、市町村のみで処理することが困難と認められるとき
  - ③ 震災時の設置については、震災対策編第3編災害応急対策において定めます。
- (5) 災害対策本部の解散
  - 災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと知事が認めるときに解散します。
- (6) 設置、組織、運営及び所掌事務等
  - 災害対策本部の設置、組織、運営および所掌事務は、「高知県災害対策本部条例」、「高知県災害対策本部規程」又は「高知県災害対策本部運営要綱」で定めるところによります。

### (7) 水防本部との関係

○災害対策本部を設置したときは、水防本部等他の法令に基づき既に設置されている組織は、災害対策本部の中の組織として一体化します。

### (8) 現地災害対策本部

○災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢及び状況等を考慮して、本部長（知事）の判断により、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を設置します。

○現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置きます。

○現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから知事（本部長）が指名する者を充てます。

○現地災害対策本部は、現地で指揮することが適当と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌については必要があるときは、現地災害対策本部長が定めます。また、組織及び運営については、災害対策本部に関する規定を準用します。

### (9) 国の非常（緊急）災害対策本部との連携

○国の非常（緊急）災害対策本部が設置された場合は、県の災害対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努めます。

### (10) 市町村災害対策本部との連携

○市町村災害対策本部が設置された場合は、県の災害対策は、密接な連携のもとに応急対策に努めます。

## 2 配備基準と動員体制

### (1) 配備基準

○災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

### (2) 動員体制

○各課室及び出先機関は次の手順により動員計画を作成します。

①配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

②配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定します。

③動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知します。

## 3 配備要員の初動の確保

○配備基準に該当する災害が発生したときは、自動呼出しシステムによる呼び出し及び当直職員からの連絡により職員を招集します。

○夜間、休日等の勤務時間外においては、職員による宿日直体制を整備し、迅速な初動体制を確立します。

○夜間、休日等の勤務時間外においては、配備基準に該当する災害が発生したときは、当直職員からの連絡により、直ちに登庁します。

○甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、参集可能な最寄りの出先機関又は本庁関係課に参集します。

風水害時の配備体制表

(別表)

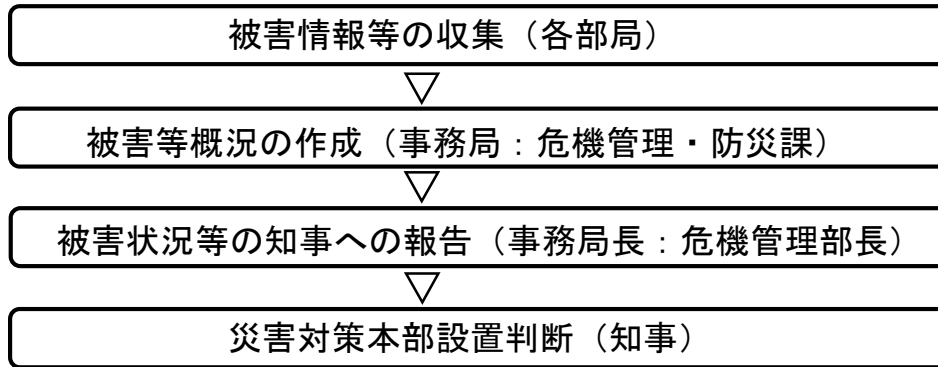
配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第1配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課 ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第2配備 嚴重警戒体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき(災害対策本部設置の可能性あり)	○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ※状況により庁外待機 ○風水害関係課 ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	○知事及び副知事 ○各部局本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室 ○関係課室が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域に渡る場合 ○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務

※風水害関係課：農業基盤課、治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、港湾・海岸課

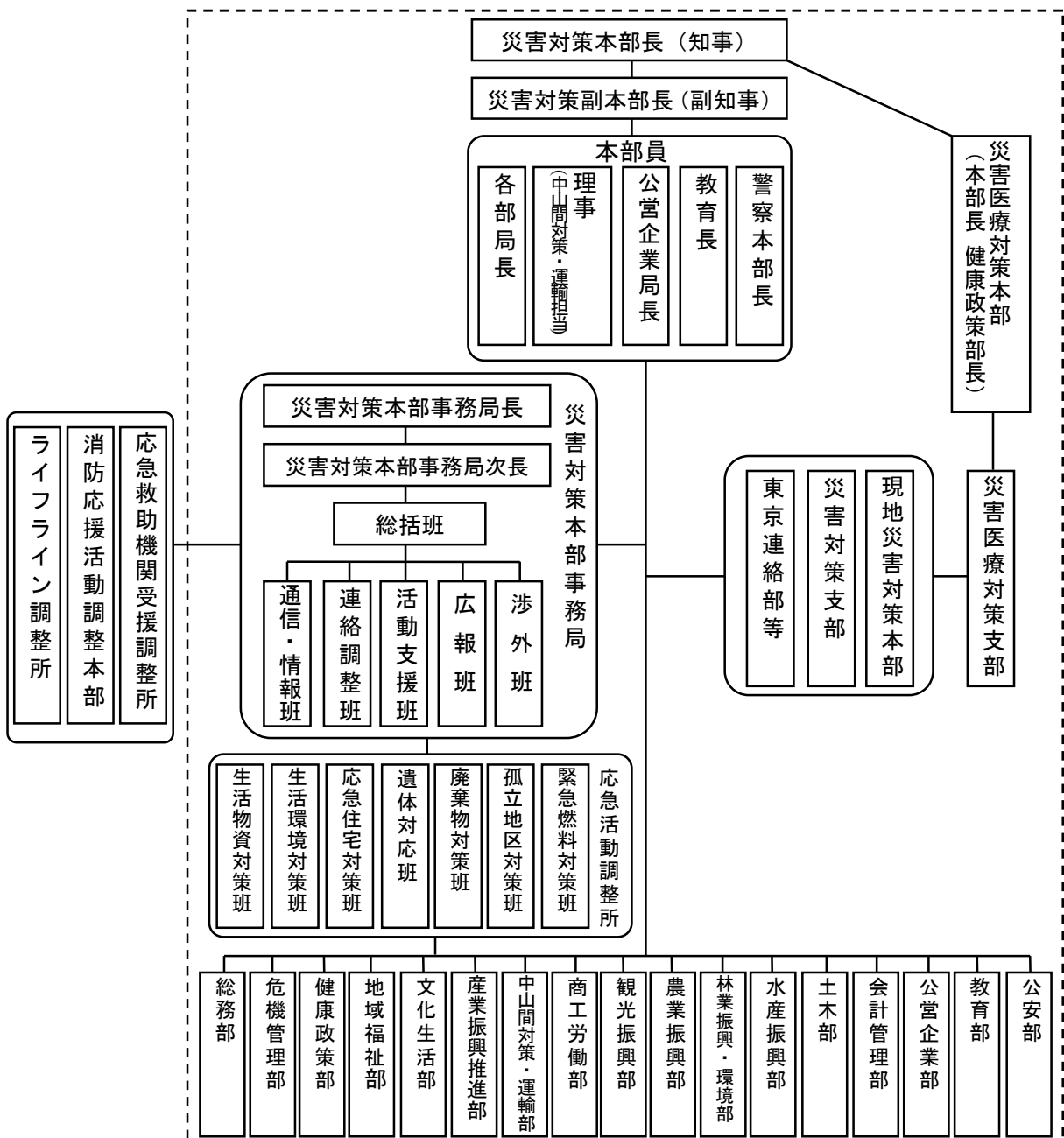
○各部局の動員体制については、参集基準ごとに、実施事項を円滑に行うために必要な人員を年度当初に定めるものとします。(本部連絡員が4月末日までに危機管理・防災課に報告)

○各部局は、動員体制と分掌事務について該当職員に周知するものとします。

○高知県災害対策本部設置の流れ



○高知県災害対策本部の組織



#### 4 高知県災害医療対策本部の設置

- 本部長（健康政策部長）の指示により設置します。また、知事が必要と認められた時は、本部長に設置を命ずることができます。
- 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置されます。

#### 5 市町村及び防災組織の体制整備

##### (1) 市町村

- 市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災にかかる組織体制の整備・充実を図ります。
- 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

##### (2) 防災関係機関

- 相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めます。
- 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

## 第2節 情報の収集・伝達体制

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。また、住民への情報提供を行います。

### 1 気象等の予測・観測体制の整備

- (1) 気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図ります。(高知地方気象台、四国地方整備局、県)
  - 高知地方気象台
    - ◇地上気象観測(気圧、気温、風等)
    - ◇レーダー気象観測(降水等)
    - ◇海洋観測(潮位、潮時等)
    - ◇地域気象観測(局地的異常気象の監視) など
  - 四国地方整備局
    - ◇テレメーターなどによる水位、雨量等の観測体制
  - 県
    - ◇水位、降水量、潮位等の観測体制
    - ◇震度情報ネットワークシステムによる震度計測

### 2 連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

### 3 県の体制整備

- (1) 防災情報・通信システムの整備
  - 災害発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えることを最優先とし、防災情報・通信システムを整備し、適切な運用管理を行います。
- (2) 住民への情報伝達
  - 「高知県総合防災情報システム」のホームページなどにより、住民をはじめ、防災関係機関に情報の提供を行います。
  - 特に、住民の自主的な避難行動を促すため、ツイッターやフェイスブックなど多様な伝達手段を活用し、雨量や河川水位等の情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。
- (3) 初動配備の伝達
  - 災害発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備します。



- (4) 防災関係機関との情報の共有化
  - 「高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有化を図ります。
- (5) 多様な情報収集手段の整備
  - 県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる情報収集
  - 防災行政無線システム、衛星携帯電話、ソーシャルネットワークサービス等を活用した情報収集手段の整備を図ります。

#### 4 市町村の体制整備

- 「高知県防災行政無線システム」の適切な管理運営
- 「市町村防災行政無線」の整備充実
- 独自の防災情報システムの整備充実
- 消防救急無線の整備充実
- 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実
- 上記の手段に加え、IP告知システムや緊急速報メールなど、多様な情報収集・伝達手段の整備充実

#### 5 通信の確保

##### (1) 通信手段の防災対策

- 災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進します。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ◇適切な点検整備         | ◇停電対策         |
| ◇耐震性の強化          | ◇通信路の多ルート化    |
| ◇情報通信施設の危険分散     | ◇CATVケーブルの地中化 |
| ◇通信ケーブルの地中化      | ◇無線のデジタル化     |
| ◇無線を活用したバックアップ対策 |               |

##### (2) 非常通信の確保

- 高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。  
(県、市町村等)

- |                    |
|--------------------|
| ◇非常通信体制の整備         |
| ◇有線・無線通信システムの一体的運用 |

### (3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

- ネットワークの整備等
  - ◇無線ネットワークの整備・拡充
  - ◇相互接続等によるネットワーク間の連携
- 災害に強い伝送路の構築
  - ◇伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化  
(有線系、無線系、地上系、衛星系)
- 無線設備の定期的な総点検
- 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
  - ◇非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟
  - ◇通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保
- 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
- 災害に有効な通信手段
  - ◇携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備
  - ◇NTT及びNTTドコモの災害時優先電話の活用

## 6 住民への情報提供

- (1) インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図ります。  
また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。
- (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達
  - 災害時における放送要請について体制を整備します。  
(県、市町村、放送事業者)
  - 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。  
(県、市町村)  
参考 「災害時における放送要請に関する協定」 附属資料  
「災害時緊急放送要請マニュアル」
- (3) 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

## 7 被災者への情報提供

- 災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。
- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

### 第3節 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施します。

#### 1 職員に対する防災研修

##### (1) 研修の内容

- 高知県地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- 非常参集の方法
- 気象、南海地震その他災害の特性についての知識
- 過去の災害の事例
- その他必要な事項

##### (2) 実施方法

- 研修会の実施等

#### 2 職員を対象とした防災訓練

##### (1) 訓練の内容

- 応急対策を立案するための図上訓練
- 救急救命等必要な実技訓練
- その他必要な事項

##### (2) 実施方法

- 講習会、演習等

## 第4節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施します。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とします。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援します。

### 1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- (2) 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

### 2 訓練の種類

#### (1) 総合防災訓練

○県及び市町村は、自衛隊等防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施します。

#### (2) 消防訓練

○消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

(市町村、消防本部)

#### (3) 水防訓練

○水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

(四国地方整備局、県、市町村、消防本部)

#### (4) 情報収集伝達訓練

○緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

#### (5) 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

○広域応援協定等に基づき近隣の県と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努めるものとします。

#### (6) 図上訓練

○組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行います。

○応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施します。

(県、市町村等)

(7) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

- 自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援します。  
(住民、県、市町村、地域の防災関係機関)

3 訓練の評価

- 訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

4 防災訓練の際の交通規制

- 防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認める時は、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができます。

## 第5節 防災関係機関等の連携体制

県、市町村等の防災関係機関は、広域的な応援、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図ります。

### 1 広域応援体制の整備

#### (1) 都道府県間の応援体制の整備

- 県は、相互応援体制の充実に努めます。
  - ◇災害時に必要な物資及び資機材調達
  - ◇広域的な避難に必要となる施設等の相互利用
  - ◇ヘリポート等の救助活動拠点の整備

(参考)

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 | 附属資料 |
| 「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」 | 附属資料 |
| 「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」  | 附属資料 |

#### (2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

- 「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図ります。  
(県、市町村)

#### (3) 市町村相互の応援体制の整備

- 市町村は相互応援体制の整備を進めます。  
参考 「消防相互応援協定」  
「市町村災害時相互応援協定」

#### (4) 警察災害派遣隊の整備

- 県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行う「高知県警察災害派遣隊」を編成し、体制の整備を図ります。

#### (5) 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど平時から連携強化に努めます。

### 2 県、市町村と自衛隊の連携

#### (1) 県、市町村と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図ります。

- 適切な役割分担
- 相互の情報連絡体制の充実
- 共同の防災訓練の実施

#### (2) 県は、自衛隊と協議し、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底します。

- (3) 県は、いかなる状況において、どのような分野について自衛隊へ派遣要請を行うのか平常時から想定し、予め自衛隊に書面にて伝えておきます。

### 3 県、市町村と民間事業者の連携

- (1) 県、市町村は、民間事業者等と協定を締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。

○被災情報の整理、支援物資の管理等

## 第6節 防災中枢機能の確保、充実

防災中枢機能の確保・充実を図ります。また、施設、設備の停電時の利用を可能にします。

### 1 防災中枢機能の確保、充実に努めます。

- 施設、設備の整備及び安全性の確保
- 総合防災機能を有する拠点・街区の整備
- 適切な備蓄・調達及び輸送体制
- 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

### 2 停電時の利用

- 災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとします。  
その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、LPガスなど）の備蓄に努めます。  
（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）

### 3 県の防災中枢機能

- 県は、本庁舎に情報収集のための設備など総合的な機能を有する防災作戦室を整備し、災害応急対策の拠点とします。
- 県は、本庁舎が被災しても、「高知県総合防災情報システム」が機能を失わないシステムを構築します。



## 第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

### 第1節 消火・救助・救急対策

県、市町村及び県警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。

#### 1 市町村

##### (1) 消防施設等の充実

○「消防力の整備指針」（平成17年6月13日 消防庁告示第9号）に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し消防力の充実に努めます。

また、消防庁舎の耐震化を図ります。

##### (2) 消防水利の確保

○「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置します。

○河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

##### (3) 活動体制の整備

○迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

##### (4) 消防団の活性化（第2章第6節に記述しています。）

#### 2 県

(1) 消火・救助・救急活動体制を強化するため、消防力の高度化、消防組織の広域化について、必要な助言・指導に努めます。

(2) 消防団員の防災に関する知識の普及及び技能の向上を図る教育訓練を実施します。

(3) 消防防災ヘリコプターによる消火・救助・救急活動体制を整備します。

#### 3 県警察

○災害活動用車両や救助用資機材の整備に努めます。

## 第2節 災害時医療対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。

### 1 災害医療救護体制の整備

- (1) 大規模災害時に、「高知県災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、県は関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとします。

#### 災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものです。

#### ○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
- ◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

#### ○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行います。
- ◇災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行います。
- ◇災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行います。
- ◇医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行います。

- (2) 市町村は、次の事項を実施し、市町村地域防災計画にも規定します。
- ◇医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定します。
  - ◇医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。
  - ◇地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
  - ◇医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
  - ◇応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
  - ◇県及び市町村の災害医療救護計画について関係者に周知します。
- (3) 県は、高知県災害時医療救護計画に基づき、次の事項を実施します。
- ◇県下の医療救護活動体制を強化するため、災害医療対策本部及び災害医

療対策支部を設置します。災害医療対策本部は、高知県災害対策本部のもとで、医療部門の総合調整を行い県内の医療救護活動を円滑に遂行します。災害医療対策支部は管内の医療部門の総合調整を行い、医療救護活動を円滑に遂行します。

- ◇災害拠点病院を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。
- ◇医療関係団体や国及び他の都道府県等との連携に努めます。

## 2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 県及び市町村は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- (2) 県及び市町村は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- (3) 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備します。

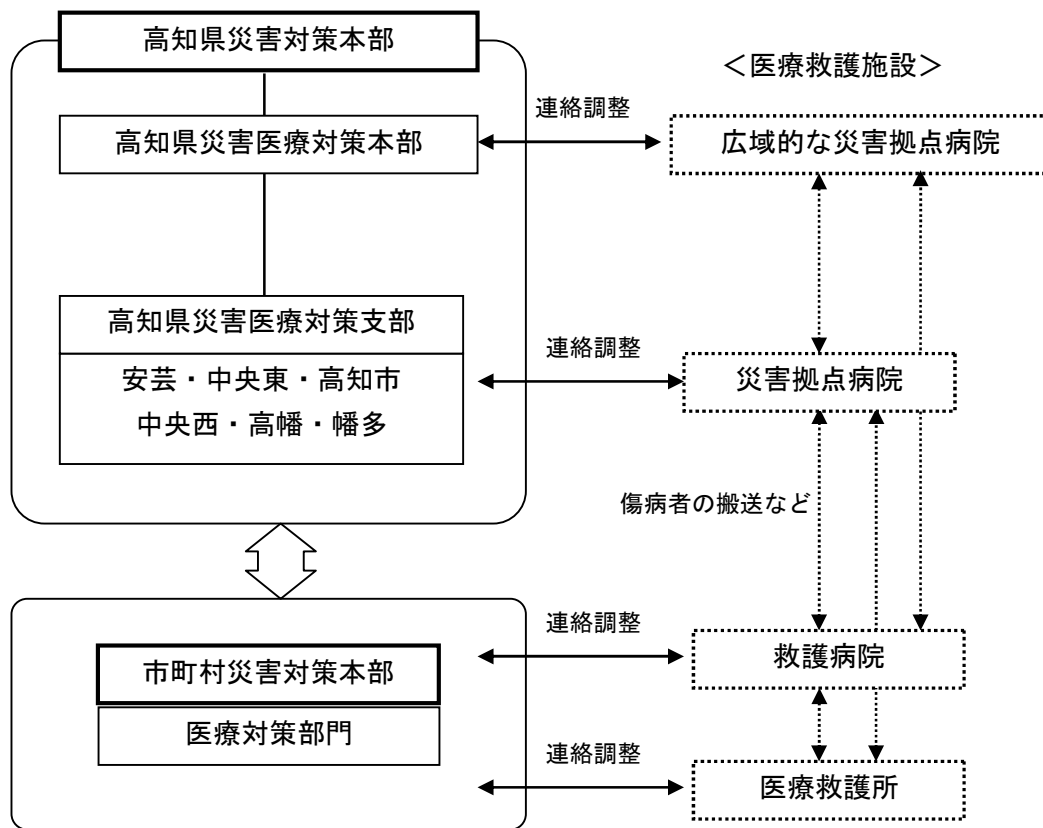
## 3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 県及び市町村は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- (3) 県、市町村及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

## 4 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

- (1) 県、市町村及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行います。
- (2) 県、市町村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。
- (3) 県は、必要に応じて、厚生労働省DMAT事務局に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請します。

[災害医療救護体制図]



### 第3節 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。

重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。

#### 1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点を選定します。

○防災関係機関、港湾、災害医療拠点等を指定拠点とします。

(2) 緊急輸送道路を選定します。

①第1次緊急輸送道路

○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

○県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ

②第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

○市町村役場 ○警察、消防、自衛隊等の救援拠点

○病院等の医療拠点 ○集積拠点地

③第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

○市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

○県は、平常時から防災関係機関及び県民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努めます。

(4) 緊急輸送道路の効率的な整備を図ります。

※計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」によります。

#### 2 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

○県は、災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設を予め把握します。

○市町村は、物資の集配拠点を定めます。

(2) 海上輸送の拠点

○県は、高知海上保安部と協議し、港湾及び漁港のうちから海上輸送の拠点を選定します。

- 港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。
- (3) 航空輸送の拠点
  - 県と市町村は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努めます。

### 3 輸送手段の確保

- (1) 防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成します。
- (2) 鉄道輸送
  - 県は、四国旅客鉄道（株）及び土佐くろしお鉄道（株）と災害時の臨時列車の増発等について検討します。
- (3) 陸上輸送
  - 県は（社）高知県トラック協会等と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。
- (4) 海上輸送
  - 県は高知海上保安部と、災害時の巡視船艇等の活用方法について検討するとともに、関係機関と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。
  - 県は、四国運輸局等を通じ災害時に活用できる海上運送事業者の船舶について予め把握するとともに、海上運送事業者と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。
  - 県は、拠点となる港の災害時における船舶の安全な利用に関し、港長（高知海上保安部長）等と円滑な輸送活動が図れるよう検討します。
- (5) 航空輸送等
  - 県は、自衛隊と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討します。
  - 県は空港管理者と協議する等、災害時の航空機の利用について検討します。
- (6) 人員の確保
  - 県及び市町村は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成します。

### 4 交通機能の確保

- 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

## 第4節 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。

### 1 個人備蓄の推進

- 防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進します。  
(県、市町村)

一人当たり必要量の目安

飲料水 3日分 9リットル  
食料 3日分

### 2 給水体制の整備

(市町村)

- (1) 応急給水の確保 (3日間の供給を可能にします。)
  - 給水拠点の整備 (水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など)
  - 応急給水に利用する備蓄水量 (配水池、非常用貯水槽等) の確保
  - パック水の備蓄
- (2) 供給体制の整備
  - 給水車の配備、給水用資機材の備蓄

### 3 食料・生活必需品の確保

(市町村)

- (1) 流通備蓄の把握
  - 流通在庫を調査します。
- (2) 調達体制の整備
  - 災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備します。
- (3) 備蓄品目・量の決定
  - 備蓄品目・量を決定し備蓄に努めます。
  - 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。

重要物資の例

◇飲料水◇食料◇粉ミルク◇毛布◇衛生用品 (おむつ、生理用品)  
◇仮設トイレ

### 4 備蓄・調達・輸送体制の整備

- (1) 市町村の相互応援
  - 給水の相互応援などについて検討します。
- (2) 県と市町村の連携
  - 県と市町村は連携して備蓄目標を設定します。

- 市町村は、供給計画を県に報告します。
- 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努めます。
- (3) 市町村
  - 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。
  - 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。
  - 配布計画を作成します。
- (4) 県
  - 流通備蓄の供給能力（在庫量）について定期的に調査します。
  - 交通網の途絶を想定し、分散備蓄を進めます。
  - 他県の備蓄量を把握し、相互応援の実施方法について検討します。
  - 大規模な災害により、市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資が確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図ります。
  - 市町村の物資集配所を把握し輸送計画をあらかじめ作成します。

## 5 その他の防災関係機関

- (1) 農林水産省
  - 玄米の備蓄
- (2) 四国経済産業局
  - 生活必需品などの調達体制の整備
- (3) 日本赤十字社高知県支部
  - 毛布、日用品などの備蓄



## 第5節 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図ります。

### 1 消毒、保健衛生体制の整備

- (1) 県は、平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図ります。
- (2) 市町村は、次の事項について体制を整備します。
  - ◇消毒体制
  - ◇消毒方法
  - ◇患者の搬送体制
  - ◇薬剤及び資機材の整備
- (3) 市町村は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

### 2 ごみ処理体制の整備

- (1) 市町村は「ごみ」処理計画を作成します。
  - 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
  - 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
  - 災害ボランティアとの連携
- (2) 県の市町村への支援体制の確立
  - 市町村の「ごみ」処理計画の作成支援
  - 災害発生時に実施する市町村への支援について計画します。

### 3 し尿処理体制の整備

- (1) 市町村は、し尿処理計画を作成します。
  - 処理量の推計
  - 仮設トイレ等の配置計画
  - 回収用車両の調達など
- (2) 県の市町村への支援体制の確立
  - 市町村のし尿処理計画の作成支援

## 第3編 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。

実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

### 第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

#### 第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

##### 1 実施責任者

各機関

##### 2 実施内容

- 参集基準に基づいた職員の招集
- マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

##### 1-1 初動体制の確立

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関の予め定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整えます。
- (2) 県の初動活動体制
  - 県は、本計画第2編第4章第1節に定める「配備基準」により配備体制をとります。  
(危機管理部)
  - 水防活動については、高知県水防計画書に基づいて水防本部を設置し、「水防指令発令基準」により配備体制をとります。
  - 水防本部は、危機管理部と緊密な連携の下、常に情報交換を行いながら活動します。

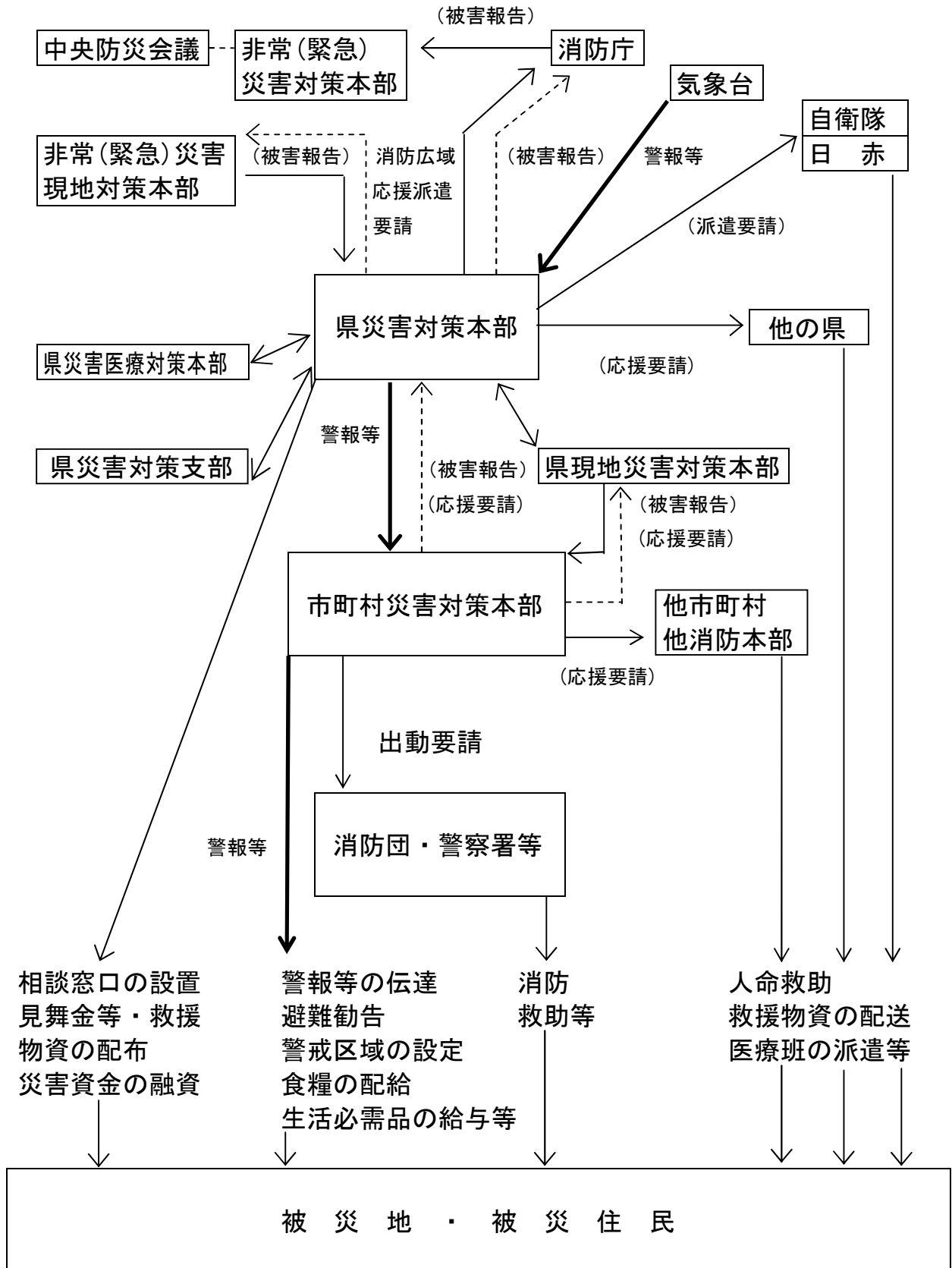
##### 1-2 活動体制の拡大

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行います。

(2) 高知県災害対策本部の設置

- 県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施します。
- 水防本部は、災害対策本部の一部として吸収されます。
- 高知県災害医療対策本部及び支部が設置された場合には、同本部が医療救護活動に関し一元的に指揮命令と調整を行います。

○県等の活動体制



## 第2節 気象警報等の伝達

県、市町村及び防災関係機関は、高知地方気象台から発表される気象警報等を予め定めた伝達システムで関係機関及び住民に伝達、周知します。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### 2-1 気象警報等

##### (1) 気象警報等の発表

- 高知地方気象台は、市町村の迅速かつ適切な避難勧告等の発令、住民の適切な避難行動に繋がるよう警報等の伝達内容について、あらかじめ定めます。
- 高知地方気象台は、県、市町村、住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、過去の類似の風水害や、記録的な大雨となっていることを示すなど、伝達内容の工夫に努めます。
- 高知地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれがある場合には、警報等を県内の市町村ごとに発表して注意を喚起し、警戒を促します。また、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

##### (2) 警報等の種類と発表基準（別表1）

- 注意報  
県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表されます。
- 警報  
県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されます。
- 気象情報  
顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等があります。

##### (3) 警報等の地域区分（別表2）

- 高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表します。

(4) 土砂災害警戒情報

○高知地方気象台は高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

(5) 指定河川洪水予報

○河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行います。

物部川、仁淀川(国土交通省高知河川国道事務所・高知地方気象台)

四万十川(国土交通省中村河川国道事務所・高知地方気象台)

(6) 警報等の発表基準の引下げ

○高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施します。

## 2-2 気象警報等の伝達（別表3）

○気象台から通報を受けた県は、防災行政無線システムの電話、FAXにより、速やかに市町村、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達します。

なお、市町村、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信されます。

（危機管理部）

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、伝達手段の多重化、多様化を図り、市町村防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール）などを利用し、住民に対して警報等を伝達します。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、災害時要援護者への周知については、特に配慮するものとします。

（市町村）

○高知地方気象台から発表された気象警報等の通報系統・通報責任者は別表3のとおりとします。

## 2-3 台風等説明会

○高知地方気象台は台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催します。

## 2-4 火災気象通報

### (1) 火災気象通報の通報と伝達

○高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報します。

高知において

- ◇実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下、最大風速7m/s以上の風が吹くと予想される場合
- ◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合
- ※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともあります

○県は、火災気象通報を市町村（消防機関）に伝達します。

### (2) 火災警報の発令

○市町村（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令します。

- ◇県から火災気象通報を受けた場合
- ◇火災の予防上危険であると認めた場合

### 第3節 情報の収集・伝達

県、市町村等の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達します。

#### 1 実施責任者

各機関

#### 2 実施内容

##### 3-1 県の情報収集・伝達活動

###### (1) 県の情報収集・伝達活動

○被害状況は「高知県総合防災情報システム」によって収集し、その情報は市町村、消防機関と共有されます。また、防災行政無線システム等により国をはじめ各防災関係機関へ速やかに情報を伝達します。

###### (2) 被害状況の把握

○県は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

◇市町村からの報告（消防機関への通報状況を含む）

◇県警察からの情報入手

◇防災関係機関からの情報入手

◇各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣

◇県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる情報収集及び画像伝送

◇衛星通信システムによる画像伝送

◇必要に応じ自衛隊の航空機等による偵察

◇勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視

###### (3) 必要な情報の種類（例）

○災害の概況

◇発生場所 ◇発生日時 ◇災害種別

○被害の状況

◇人的被害、住居被害など

◇ライフラインの被害状況

○応急対策の状況

◇応援の必要性

◇災害対策本部の設置及び解散

◇消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

◇避難の勧告・指示の状況

◇避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

◇実施した応急対策

○その他必要な事項



#### (4) 情報の伝達

- 県は、自らの対策実施状況及び(3)の情報を、「高知県総合防災情報システム」及び防災行政無線システム等により市町村等と共有するほか必要に応じ防災関係機関に伝達します。

### 3-2 市町村の情報収集・伝達活動

- 市町村は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。
  - ◇消防機関からの報告
  - ◇警察署からの情報入手
  - ◇自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手
  - ◇防災関係機関からの情報入手
  - ◇各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
  - ◇勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視
- 市町村は、県及び関係機関に情報を伝達します。

### 3-3 被害状況の報告

#### (1) 市町村から 県への報告

- 市町村は、上記3-1-(3)の状況について、県に報告を行ないません。
- 市町村は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行います。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告します。
- 市町村の報告は、「高知県総合防災情報システム」を優先利用します。
- 報告の要領と区分は県と同じです。
- 市町村が通信手段の途絶等により、被害情報等の報告が十分なされない場合は、県は調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めます。

#### (2) 県から国への報告

- 県は、消防庁の定める即報要領等に基づき消防庁へ報告します。  
また、必要に応じ関係省庁に連絡します。

#### (3) 報告の区分

- 即報  
報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後30分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告します。
- 確定報告  
応急対策を終了した後20日以内に消防庁へ報告します。

#### (4) 報告の取扱

- 被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一

体的に取扱うものとしします。(別表4、別表5、別表6参照)

- ◇災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)
- ◇火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)

○報告すべき災害の範囲

- ◇災害救助法の適用基準に合致するもの
- ◇都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ◇災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ◇災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ◇災害による被害が当初は軽微であっても、今後災害報告取扱要領4(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- ◇地震が発生し、本県(市町村)の区域内で震度4以上を記録したもの
- ◇その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

3-4 防災関係機関の情報収集・伝達活動

- 災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告します。

3-5 異常現象発見時の通報

- 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市町村長、警察官、海上保安官に通報します。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、必要に応じ高知地方气象台、県(危機管理・防災課)及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

- ◇水害(河川、海岸、ため池等)

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

- ◇土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

- ◇異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

## 第4節 通信連絡

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### 4-1 機能の確認と応急復旧

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。
- (2) 各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

#### 4-2 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線通信が可能なとき
  - 電話の輻輳を避けるため次の通信手段によります。
    - ◇高知県防災行政無線回線(地上系・衛星系・移動系)を優先使用します。
    - ◇災害時優先電話を利用します。
    - ◇携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。
- (2) 自機関の電話が利用できないとき
  - 他機関の専用電話を利用することができます。
- (3) 有線通信が途絶し利用できないとき
  - 他機関の有する無線通信施設を利用することができます。
  - 非常通信の運用(高知県非常通信協議会の協力を得ます。)
- (4) 被災現地で活動するとき
  - 同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用します。

## 第5節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### 〔市町村〕

- 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）
- 県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）
- 指定地方行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）

#### 〔消防機関〕

- 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定など）

#### 〔県警察〕

- 警察災害派遣隊の要請（警察庁及び四国管区警察局長の指示、調整に基づき要請措置を実施）
- 他の都道府県警察等への要請（警察法第60条第1項）

#### 〔県〕

- 他の都道府県等への要請（災害対策基本法第74条、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第44条第1項）  
受入は、緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づきます。
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第1項）
- 指定行政機関及び指定地方行政機関への要請（応急措置の実施の要請）

#### 〔指定公共機関、指定地方公共機関〕

- 指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請（災害対策基本法第80条第2項）

## 第6節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### ◇災害広報する内容

- (1) 被害状況
  - ・ 人的、物的被害
  - ・ 公共施設被害など
- (2) 余震関連情報
  - ・ 気象庁の発表する余震に関する情報
  - ・ 余震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
  - ・ 死亡者の情報
- (4) 応急対策情報
  - ・ 応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
  - ・ 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
  - ・ 避難所情報
- (6) 住宅情報
  - ・ 仮設住宅
  - ・ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
  - ・ 診療可能施設
  - ・ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
  - ・ 救援物資
  - ・ 義援金
  - ・ 貸付制度
- (9) 交通関連情報
  - ・ 道路規制
  - ・ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
  - ・ 災害ごみ

- (11) ボランティア情報
  - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
  - ・融資制度
  - ・各種支援制度
  - ・各種相談窓口

**◇災害報道**

- 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。
- 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

**◇被災者に対する情報伝達**

- 災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行います。
- 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

**◇総合的問い合わせ窓口の設置**

- 各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置することとします。

## 第7節 警戒活動

県、市町村はじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

警戒活動について、本計画に定めのない事項は、高知県水防計画書に基づいて実施します。

#### 7-1 気象等の観測及び通報

県、市町村及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとります。

##### (1) 雨量

○県は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ高知地方気象台及び四国地方整備局に連絡します。

##### (2) 河川・ため池水位

○市町村長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報します。

○ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、県及び市町村長に水位状況を通報します。

○県は水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じて県の観測水位を関係市町村長に通報します。

○県は必要に応じて観測所の水位を四国地方整備局に連絡します。

##### (3) 潮位

○市町村長は、気象等の状況から高潮の恐れを察知したとき、又は異常な越波を認めた時は、その状況を県に通報します。

○県は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、状況に応じ県の観測潮位を関係水防管理者に通報します。

##### (4) ダムの流量観測

○県は、県管理ダムの流入量を観測し、ダム操作規則に従い関係機関に通知します。

○県は、その他のダムの状況についても観測情報を収集します。

#### 7-2 水防活動

(1) 市町村長は水防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行います。

○水防に必要な資機材の点検整備

- 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- 重要箇所を中心にした巡回
- 異常を発見したときの水防作業と県への通報
- 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- (2) 貯木対策指導
  - 県は、流木の被害を防御するための貯木対策指導を行います。
- (3) 在港船舶の対策指導
  - 県又は市町村は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行います。
- (4) 安全配慮
  - 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施します。

### 7-3 土砂災害警戒活動

- 県及び市町村は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めます。
- 市町村は必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。
- 県は高知地方气象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を作成し、市町村長に情報提供を行います。

### 7-4 高潮・高波警戒活動

- 市町村は高知地方气象台が発表した高潮警報、波浪警報、高波に関する高知県気象情報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行います。

### 7-5 洪水予報及び水防警報

- (1) 四国地方整備局は、高知地方气象台と共同して物部川、仁淀川及び四万十川での洪水予報を行います。
- (2) 四国地方整備局は、物部川、仁淀川、四万十川、中筋川及び後川での水防警報を発令します。
- (3) 知事は、国分川、鏡川及び松田川での水防警報を発令します。
- (4) 四国地方整備局は、後川及び中筋川で避難判断水位に達した時、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを地域住民に周知します。
- (5) 知事は、国分川、鏡川及び松田川で水位が避難判断水位に達した時、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを地域住民に周知します。



#### 7-6 住民の避難が必要な場合の通報

- 県は自ら管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予測する場合は、直ちに市町村長に通報します。
- 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは市町村長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知します。また、県及び氾濫のおそれのある隣接市町村並びに関係機関に通報します。
- 県は、四国地方整備局、所轄の警察署長、自衛隊その他必要な機関に通報します。

## 第8節 避難活動等

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難準備情報の発表や避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。

市町村が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告及び避難指示等を実施します。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えます。

### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

### 2 実施内容

○避難指示等の根拠法と実施責任者

- ◇災害対策基本法第60条（市町村、県）
- ◇災害対策基本法第61条（県警察、海上保安部）
- ◇地すべり等防止法第25条（県）
- ◇水防法第29条（県、水防管理者）
- ◇警察官職務執行法第4条（県警察）
- ◇自衛隊法第94条（自衛隊）

### 8-1 住民の自主的な避難

○住民は、災害発生時には、予め市町村、自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難します。

### 8-2 広報

○市町村は、予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

### 8-3 緊急的な避難誘導

○集中豪雨など急な災害が発生し、市町村の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

#### 8-4 避難勧告等（「避難勧告」、「避難指示」又は「避難準備情報」）

- (1) 災害対策基本法第60条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」
  - 避難勧告又は避難指示は、次の内容を明示して行います。
    - ◇避難を必要とする理由
    - ◇避難勧告又は避難指示の対象となる地域
    - ◇避難する場所
    - ◇注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）
  - 住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。
- (2) 避難準備情報
  - 市町村は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難準備情報を発表します。
- (3) 避難誘導
  - 市町村は、避難勧告等が出されたときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施します。

#### 8-5 県水防計画に基づく避難のための立ち退き

- (1) 市町村長の指示
  - 市町村が自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合、市町村長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。
  - 市町村長は当該区域を所轄する警察署長に通知します。
  - 市町村長は、実施した内容を県に報告します。
- (2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示
  - 洪水又は高潮等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示します。

#### 8-6 避難勧告等の伝達方法

- 同報無線、有線放送、CATV、広報車などにより周知徹底します。周知徹底のため、知事は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」（附属資料）に基づき報道機関に放送を要請します。

#### 8-7 警戒区域の設定

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定します。

## 8-8 避難所の運営

### 1 実施責任者

市町村

### 2 実施内容

- 避難所を迅速に開設し、周知徹底します。
- 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
- プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるように努めます。
- 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努めます。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- 集団的な避難生活に適應できない災害時要援護者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促します。
- 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
- 避難者の総合的な相談窓口を設置します。

## 第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

### 9-1 消防活動

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努めます。
- 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとします。

### 9-2 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、市町村が行い、県等他の機関は、市町村の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

#### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- 市町村、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施します。
- 県は、必要に応じて、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- 県警察は、必要に応じて、迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行います。

### 9-3 被災建築物に対する応急危険度判定

#### 1 実施責任者

市町村、県

#### 2 実施内容

- 県は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- 県は、全県的な活動計画を市町村と調整しながら作成します。
- 県は、必要に応じて他県及び国に応援要請を行います。
- 市町村は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施します。

#### 9-4 被災宅地の応急危険度判定

##### 1 実施責任者

市町村、県

##### 2 実施内容

- 県、市町村は、被災宅地危険度判定実施体制を確立します。
- 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、連絡調整体制を確立します。
- 市町村は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請をします。
- 市町村は、判定実施計画に基づき判定を実施します。

## 第10節 緊急輸送活動

災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組めます。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

○次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

#### ア) 第1段階

- (1) 救助・救急活動
- (2) 消防・水防活動
- (3) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (4) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (5) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

#### イ) 第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

#### ウ) 第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 生活救援物資輸送活動

#### ○鉄道輸送

鉄道による輸送においては、四国旅客鉄道（株）高知企画部及び土佐くろしお鉄道（株）と協議します。

#### ○陸上輸送

被災者の輸送については、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用するものとします。

緊急物資の輸送については、（社）高知県トラック協会等と予め締結している協定に基づき、実施します。

#### ○海上輸送

ア) 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安部において、及び、予め締結している協定に基づき関係機関等において実施します。

イ) 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとします。

ウ) 港湾管理者等は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。

エ) 県及び市町村は、陸揚げ等に必要な人員を確保します。

○航空輸送等

ア) 最も緊急を有する輸送は、県所有のヘリコプター等航空機を活用し実施します。

イ) 空港管理者は、応急復旧を早期に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、優先利用させる航空機を定めます。

ウ) 県は、予め定めた臨時ヘリポートを確保します。

○自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶は、緊急輸送活動の要請に基づき実施します。

○広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。

○緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。



## 第 1 1 節 交通確保対策

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

### 1 実施責任者

県公安委員会、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関、道路管理者

### 2 実施内容

#### (1) 交通規制等

##### ○県公安委員会による規制

- ・ 通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。
- ・ 直ちに、通行規制を実施します。
- ・ 関係機関と協力して交通規制を実施します。
- ・ 被災地への流入車両を抑制する必要がある場合は、広域的な交通規制を関係機関と協力して実施します。
- ・ 規制をするにあたっては、災害対策基本法第 7 6 条、7 6 条の 2、7 6 条の 3、7 6 条の 4 の規定に基づくものとします。

##### ○警察官の措置

- ・ 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○高知海上保安部による措置

- ・ 船舶交通への危険が生じる恐れがある時は、船舶交通の規制をします。
- ・ 船舶交通の規制を実施した場合は、関係者に周知します。
- ・ 緊急輸送を行う船舶の入出港を優先します。

##### ○自衛隊、消防機関による措置

- ・ 警察官がその場にはいない場合、災害対策基本法第 7 6 条の 3 第 3、4 項の規定に基づき緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○緊急通行車両の確認手続き

- ・ 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第 7 6 条第 1 項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付します。
- ・ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、予め緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届け出により審査します。

##### ○交通規制時の車両の運転者の義務

- ・ 通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第 7 6 条の 2 の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

(2) 施設の応急復旧等

- 道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定を実施します。
- 港湾及び漁港管理者、鉄道管理者、空港管理者は、輸送機能を確保するための応急復旧を早急を実施します。

## 第12節 社会秩序維持活動等

県警察は、風水害等の災害発生時に、県民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。

### 1 実施責任者

県警察

### 2 実施内容

#### (1) 任務

- ア) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- イ) 被災者の救出・救護及び行方不明者の搜索
- ウ) 被害実態の把握
- エ) 住民の避難誘導
- オ) 緊急交通路確保等の交通規制
- カ) 死体の検分（検視）及び身元不明死体の身元調査
- キ) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- ク) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- ケ) 災害に便乗した犯罪の取締り
- コ) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
- サ) その他必要な警察活動

#### (2) 警備体制

県本部に、警察本部長を長とする「高知県警察災害警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、署長を長とする「署災害警備本部」を設置します。

#### (3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

## 第13節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

### 13-1 飲料水の調達、供給活動

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

水道事業者

#### 2 実施内容

##### (1) 給水活動の実施

○被災者への応急給水を迅速に実施します。

○必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

○県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

##### (2) 給水施設の応急復旧

○直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。

○必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

○県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

### 13-2 食料の調達、供給活動

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

##### (1) 緊急食料の調達

###### ア) 応急米穀

○各市町村自らが調達します。

○不足する分は、県に斡旋を依頼します。

○県は、必要量を県内で調達します。

○不足する分は、農林水産省に必要量の確保を要請します。

###### イ) 備蓄乾パン

○県は、米穀のほか乾パン供給を行う必要がある場合は、農林水産省に確保を要請します。

###### ウ) 副食・調味料

○各市町村自らが調達します。

- 不足する分は、県に要請を行います。
- 県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

エ) 炊き出し

- 市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。
- 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

(2) 緊急食料の配布

- 市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- 配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。
- 特に、要援護者への配布には配慮します。

1 3 - 3 生活必需品等の調達、供給活動

**1 実施責任者**

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

**2 実施内容**

- 被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。その際には、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮します。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。
- 市町村は、自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。
- 市町村は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じて要請します。
- 県は、県内で調達出来ない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をします。

1 3 - 4 物価の安定等

**1 実施責任者**

県

**2 実施内容**

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐための監視や指導を行います。

1 3 - 5 医療・助産

1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

「高知県災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施します。

1.3-6 消毒・保健衛生

1 実施責任者

市町村

2 実施内容

(1) 消毒活動

- 被災地域の衛生状態を把握します。
- 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

(2) 保健衛生活動

- 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行います。
- 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施します。
- 要援護者については、特に、配慮します。

1.3-7 廃棄物処理

1 実施責任者

市町村

2 実施内容

(1) し尿の処理

- し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握します。
- 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- 処理に必要な人員、物資を調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- し尿処理を計画的に実施します。

(2) ごみの処理

- 被害状況から災害時のごみの量を想定します。
- 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ごみ処理を計画的に実施します。

### 1.3-8 遺体の検案等

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

##### (1) 遺体の捜索

- 市町村は、県警察、海上保安部の協力のもと遺体を捜索します。
- 県警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

##### (2) 遺体の検案

- 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市町村の指定する検案所で実施します。
- 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、学校等の安置所に集め一時保存することとします。

##### (3) 遺体の埋葬

- 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
- 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行うこととします。
- 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。  
また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとします。

### 1.3-9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

#### 1 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

#### 2 実施内容

- 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

##### (1) 県の活動

- 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。
- 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

##### (2) 市町村の活動

- 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。
- 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。

##### (3) 住民及び民間団体の活動

- 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探し

を実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

### 13-10 応急仮設住宅等

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

##### (1) 応急仮設住宅の建設

- 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設します。
- 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮した構造、設備とします。
- 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

##### (2) 資材等の確保

- 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は市町村が斡旋することとします。
- 資機材が不足し、調達のある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

##### (3) 応急仮設住宅の運営管理

- 市町村は、応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとし、この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

##### (4) 住宅の応急修理

- 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

##### (5) 野外施設の設置

- 長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとする。

##### (6) 広域的な避難

- 市町村は、管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとします。
- 県は、県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。



## 第14節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道・工業用水道など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

### 14-1 電力施設

#### 1 実施責任者

四国電力（株）

#### 2 実施内容

##### (1) 広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

##### (2) 要員・資材の確保

- 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。  
不足する場合は、必要に応じ関係業者や県内外の他機関の応援を要請します。
- 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。また、状況に応じ関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

##### (3) 保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。
- 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。
- 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施します。

##### (4) 供給設備の復旧

- 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施します。
- 仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

##### (5) ダムの管理

- 河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとします。

## 1 4 - 2 ガス施設

### 1 実施責任者

四国ガス（株）及び（社）高知県エルピーガス協会

### 2 実施内容

四国ガス（株）は、非常災害対策規程に基づき、また、（社）高知県エルピーガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行います。

#### （1）広報の実施

○被害の概況、復旧見込みについて公表します。

○被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

#### （2）要員の確保

○動員計画に基づき要員の確保に努めます。

○不足する場合は、四国ガス（株）では本店、他支店等、また、（社）高知県エルピーガス協会では各支部等へ応援を要請するものとなります。

#### （3）資材の確保

○保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

#### （4）避難所への支援

○（社）高知県エルピーガス協会は、各支部により避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

#### （5）保安対策及び復旧対策

○保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

## 1 4 - 3 上・下水道施設

### 1 実施責任者

施設管理者

### 2 実施内容

○施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。

○施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。

○関係機関の協力を得て復旧を実施します。

## 1 4 - 4 工業用水道施設

### 1 実施責任者

県公営企業局

### 2 実施内容

高知県公営企業局非常災害時マニュアルに基づき、災害対策本部及び現地災害対策班を設置して、次の事項を実施します。

- 動員計画に基づき、要員の確保に努めます。
- 施設の被害状況を早急に把握し、保安対策及び応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、受水企業及び関係機関に情報提供します。
- 関係機関の協力を得て、施設の復旧を実施します。

#### 1 4 - 5 通信施設

##### 1 実施責任者

西日本電信電話（株）等通信事業者

##### 2 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
  - 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
  - 関係機関の協力を得て復旧を実施します。  
特に西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。
- (1) 災害対策本部の設置
    - 総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。
  - (2) 通信のそ通に対する応急措置
    - 通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。
  - (3) 設備の復旧
    - 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行うものとします。
  - (4) 復旧に関する広報
    - 復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとします。

## 第15節 教育対策

災害発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

### 1 実施責任者

県、県教育委員会、市町村教育委員会

### 2 実施内容

#### (1) 文教施設・設備の応急復旧

- 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
- 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。

#### (2) 応急教育の実施

- 校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努めます。

#### (3) 応急教育の方法

- 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。
- 異なった教育環境を配慮し、授業を実施します。

#### (4) 教材・学用品等の調達及び配分方法

- 調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分します。

#### (5) 授業料の減免と育英資金の貸付

- 条例等の規程によって授業料の減免の措置を取ります。
- 育英資金の貸付について特別の措置を取ります。

#### (6) 学校給食

- 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
- 避難場所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。

#### (7) 教育実施者の確保

- 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。

#### (8) 学校安全等

- 児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握します。
- メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

## 第16節 労務の提供

応急対策のための人員の確保を行います。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### (1) 従事協力命令

○災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとします。

#### (2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

○県及び市町村は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

#### (3) 労働力の確保

○労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施します。

#### (4) 職員の派遣要請及びあっせん要求

○県及び市町村等は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

## 第17節 災害時要援護者対策

災害発生時において、災害時要援護者への十分な配慮、対策を行います。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

○民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供します。

○避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めます。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

○災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、市町村は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。

## 第18節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

### 1 実施責任者

四国財務局高知財務事務所  
日本銀行高知支店  
金融機関等

### 2 実施内容

- (1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持
  - 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じます。
  - 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。
- (2) 金融機関の業務運営の確保
  - 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。
  - 金融当局及び関係行政機関は、これを支援します。
- (3) 非常金融措置の実施
  - 国（四国財務局高知財務事務所）は、県から災害救助法を適用した旨の情報を得た後、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請します。
  - 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとします。
    - ◇営業時間の延長、休日臨時営業等
    - ◇預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
    - ◇被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
    - ◇損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

## 第19節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行います。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

#### (1) 農林漁業災害資金

○市中金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付を行います。また、一定の条件を満たす場合、県単独制度による利子補給補助を行います。

#### (2) 中小企業復興資金

○市中金融機関、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行います。

#### (3) 災害復興住宅建設等資金

○独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき融資を行います。

#### (4) 被災私立学校災害復旧資金

○被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行います。

#### (5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金

○独立行政法人福祉医療機構法による貸付を行います。

#### (6) 母子・寡婦福祉資金

○母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行います。

## 第20節 二次災害の防止

降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

### 1 実施責任者

市町村、県、施設管理者

### 2 実施内容

#### (1) 水害・土砂災害対策

○県は地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供します。

(土砂災害緊急情報)

○水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。

○点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。

○危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (2) 高潮・波浪等の対策

○管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います

○危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。

○危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

○爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。

○爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。

○市町村は、必要に応じて避難対策を実施します。



## 第21節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

### 1 実施責任者

市町村、県、関係団体

### 2 実施内容

#### (1) ボランティアの受け入れ

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

#### (2) 義援金等の受け入れ

##### 〔義援金〕

○義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

○義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施します。

##### 〔義援物資〕

○被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

○寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

県においては、「災害義援金品取扱要領」に基づき、義援金品を取り扱うものとします。

## 第2章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行います。

### ◎災害派遣要請者

知事

第五管区海上保安本部長

高知空港事務所長

### ◎災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）

海上自衛隊第24航空隊司令（徳島県小松島市和田島）

海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

### 第1節 災害派遣要請ができる範囲

#### ア) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による偵察

#### イ) 避難の援助

誘導、輸送

#### ウ) 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者の捜索

#### エ) 水防活動

堤防護岸等への土のう積みなど

#### オ) 消防活動

消防機関と協力した消火活動

#### カ) 道路等交通上の障害物の排除

放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去

#### キ) 応急医療、救護及び防疫の支援

応急医療活動等への支援

#### ク) 通信支援

被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

#### ケ) 人員・物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援

#### コ) 炊飯及び給水等の支援

被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援

#### サ) 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

シ) 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

ス) その他

その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続き

○知事は、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに自衛隊との協定書に基づき、陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長に自衛隊の派遣を要請します。

○自衛隊の自主派遣が実施された後でも、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とします。

○知事は、災害派遣要請の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求めます。

○市町村長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとします。

○市町村長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。

○知事の要請、市町村長の連絡は文書によりますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。

○要請等文は、次の事項を記載します。

ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ) 派遣を希望する期間

ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

エ) その他参考となるべき事項

○県、市町村、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

一 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等一

○自衛隊は、震度5弱以上の地震発生の場合、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。

○状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。

○自主派遣の基準は次のとおりです。

ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき

- エ) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

### 第3節 派遣部隊の受入体制

- 知事及び市町村長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整えます。

### 第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

#### (1) 派遣部隊の業務

- 派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行うこととします。

#### (2) 派遣部隊の撤収

- 市町村長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

- 知事は、当該市町村及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認められたときは、文書をもって撤収の要請をします。

ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。

- 撤収の要請文は、次の事項を記載します。

ア) 災害の終末又は推移の状況

イ) 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

ウ) 撤収日時

エ) その他必要事項

- 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

#### (3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。

(ただし、離島に対するフェリーの経費を除く。)

- 県及び市町村は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

#### (4) 災害救助のための無償貸与及び譲渡

[無償貸与]

- 自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸し付けることが出来ます。

- 期限は次のとおりです。

◇災害救助法による救助を受けられるまでの期間

◇災害救助のため必要な期間(3ヶ月以内)

〔譲渡〕

○自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。

(5) 災害派遣期間における権限

○災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有します。

(6) 災害対策用臨時ヘリポート

○知事及び市町村長は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

# 第4編 災害復旧・復興対策

## 第1章 災害復旧対策

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

#### 1 基本方向

- 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- 復旧・復興の基本方向を決定します。
- 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成します。

#### 2 計画的復旧・復興

- 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進します。

#### 3 財産措置等

- 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求めます。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

#### 1 被災施設の復旧等

- 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、市町村等を支援します。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。
- 県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

#### 2 災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の処理処分方法を確立します。
- 仮置場、最終処分地を確保します。
- 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。
- 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。
- 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

## 第2章 復興計画

### 第1節 復興計画の進め方

#### 1 復興計画の作成

- 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成します。
- 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県市町村等との連携、国との連携、広域調整）を行います。

#### 2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
  - 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
- (2) 復興のための市街地の整備改善
  - 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
  - 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。
  - 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
  - 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
  - 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と強力を得るように努めます。
- (4) 既存不適格建築物
  - 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。
- (5) 新たなまちづくりの展望等
  - 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。
- (6) 石綿の飛散防止
  - 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者

等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言  
します。

(7) 復興計画の作成

○復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築  
に十分に配慮します。



## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

### 1 り災証明の交付等

○市町村は各種の支援措置を早期に実施するため、速やかにり災証明を交付します。

### 2 災害弔慰金の支給等

○災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（「基礎支援金」最高100万円、「加算支援金」最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その生活の再建を支援します。（被災者生活再建支援法）

### 3 税及び医療費等負担の減免等

○税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。

○災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援します。

### 4 住宅確保支援策

○被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行います。

○復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。

○住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

### 5 広報連絡体制の構築

○被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。

○被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

### 6 災害復興基金の設立等

○被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

### 7 精神保健支援対策

○被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行います。

### 第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

#### 1 施設復旧資金等の貸付

○災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行います。

#### 2 経済復興対策

○地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

#### 3 相談窓口の設置

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

## ○ 高知県の警報・注意報発表基準

## (1) 警報

発表官署		高知地方気象台					
府県予報区		高知県					
一次細分区域		中部			東部		西部
市町村等をまとめた地域		高知中央	嶺北	高吾北	室戸	安芸	幡多 高幡
一般の 利用に 適合す るもの	大雨	区域内の市町村で別表1-1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表1-2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、 海上 25m/s 以上	20m/s 以上		陸上 20m/s <sup>注1</sup> 、海上 25m/s 以上		
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、 海上 25m/s 以上、雪を伴う	20m/s 以上、雪を伴う		陸上 20m/s <sup>注1</sup> 、海上 25m/s 以上、雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 30cm 以上					
	波浪 (有義波高)	6.0m 以上			6.0m 以上		
	高潮	区域内の市町村で別表1-5の基準に到達することが予想される場合					
	※1 地面現象 警報	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると 予想される場合				
※1 浸水警報	浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくはいつ水し、若 しくは、はん濫する等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合					

※2 水防活動の 利用に適合 するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

## (2) 注意報

一般の 利用に 適合す るもの	注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表1-3の基準に到達することが予想される場合					
		洪水	区域内の市町村で別表1-4の基準に到達することが予想される場合					
		強風 (平均風速)	陸上 12m/s、 海上 15m/s 以上	12m/s 以上		陸上 12m/s <sup>注2</sup> 、 海上 15m/s 以上		
		風雪 (平均風速)	陸上 12m/s、 海上 15m/s 以上、雪を伴う	12m/s 以上、雪を伴う		陸上 12m/s <sup>注2</sup> 、 海上 15m/s 以上、雪を伴う		
		大雪	24時間降雪の深さ 10cm 以上					
		波浪 (有義波高)	3.0m 以上			3.0m 以上		
		高潮	区域内の市町村で別表1-5の基準に到達することが予想される場合					
		雷	落雷等により被害が予想される場合					
		濃霧(視程)	陸上 100m 以下 海上 500m 以下	100m 以下		陸上 100m 以下 海上 500m 以下		
		乾燥	最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下					
		なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨					
		低温	最低気温 -5℃以下 <sup>注3</sup>					
		霜	3月20日以降の晩霜					
		着雪	24時間降雪の深さ: 20cm 以上 気温: -2℃~2℃					
※1 地面現象注 意報	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想さ れる場合						
※1 浸水注意報	浸水 注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくはいつ水し、若 しくは、はん濫する等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合						

※2 水防活動の 利用に適合 するもの	水防活動用 気象注意報	大雨 注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用 高潮注意報	高潮 注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
	水防活動用 洪水注意報	洪水 注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

(注)

- 1 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 (1) 注1 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は 27m/s を目安とする。  
(2) 注2 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は 18m/s を目安とする。  
(3) 注3 気温は高知地方気象台の値
- 3 (1) ※1 この警報・注意報は標題を出さずに、気象警報・注意報と含めて行う。  
(2) ※2 水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 4 警報・注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 5 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

## ○大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	平坦地: R1=70、平坦地以外: R3=110	205
	南国市	平坦地: R3=150、平坦地以外: R1=110	205
	土佐市	平坦地: R1=70、平坦地以外: R3=160	234
	須崎市	R3=140	215
	香南市	平坦地: R1=70、平坦地以外: R3=140	207
	香美市	R3=170	211
	いの町	(本川地区) R1=120	265
		(本川地区以外) R3=140	
日高村	R3=140	234	
嶺北	本山町	R1=100	247
	大豊町	R1=90	226
	土佐町	R1=80	269
	大川村	R1=80	269
高吾北	仁淀川町	R1=80	287
	佐川町	R3=180	226
	越知町	R1=80	243
室戸	室戸市	R1=120	201
	東洋町	R3=190	250
安芸	安芸市	平坦地: R1=70、平坦地以外: R3=160	215
	奈半利町	R1=80	272
	田野町	R3=140	228
	安田町	R3=170	215
	北川村	R1=120	233
	馬路村	R1=80	233
	芸西村	R1=90	202
幡多	宿毛市	R3=130	162
	土佐清水市	R1=110	202
	四万十市	平坦地: R1=70、平坦地以外: R1=90	202
	大月町	R1=80	166
	三原村	R1=80	202
	黒潮町	R1=80	216
	高幡	中土佐町	R3=190
梶原町		R3=160	233
津野町		R1=90	255
四万十町		R1=100	198

## 【備考】大雨警報

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

※ 雨量の欄中、「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。

※ 雨量基準欄において「平坦地、平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

平坦地: 平均傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域

平坦地以外: 平坦地以外の地域

※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。

## ○洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
高知中央	高知市	平坦地:R1=70、平坦地以外:R3=110	鏡川流域=37	—
	南国市	平坦地:R3=150、平坦地以外: R1=110	下田川流域=29、国分川流域=31	—
	土佐市	平坦地:R1=70、平坦地以外:R3=160	波介川流域=21	—
	須崎市	R3=140	新荘川流域=30	R3=100 かつ新荘川流域=20
	香南市	平坦地:R1=70、平坦地以外:R3=140	香宗川流域=14	—
	香美市	R3=170	舟入川流域=8、物部川流域=47	—
	いの町	(本川地区) R1=120	吉野川流域=42、大森川流域=22	—
		(本川地区以外) R3=140	仁淀川流域=64	—
日高村	R3=140	仁淀川流域=59	R3=100 かつ仁淀川流域=49	
嶺北	本山町	R1=100	吉野川流域=65、汗見川流域=28	—
	大豊町	R1=90	穴内川流域=34、立川川流域=15、 吉野川流域=82	—
	土佐町	R1=80	吉野川流域=67	—
	大川村	R1=80	吉野川流域=55	—
高吾北	仁淀川町	R1=80	仁淀川流域=78、安居川流域=19、 用居川流域=10	—
	佐川町	R3=180	柳瀬川流域=12	—
	越知町	R1=80	仁淀川流域=64、大桐川流域=21	R1=60 かつ仁淀川流域=53
室戸	室戸市	R1=120	西ノ川流域=28、羽根川流域=21、 佐喜浜川流域=22	R1=60 かつ西ノ川流域=18
	東洋町	R3=190	野根川流域=22	—
安芸	安芸市	平坦地:R1=70、平坦地以外:R3=160	伊尾木川流域=33、赤野川流域=18、 安芸川流域=33	—
	奈半利町	R1=80	奈半利川流域=48	—
	田野町	R3=140	奈半利川流域=48	—
	安田町	R3=170	安田川流域=27	—
	北川村	R1=120	奈半利川流域=48、小川川流域=24	—
	馬路村	R1=80	安田川流域=19、奈半利川流域=19	—
	芸西村	R1=90	赤野川流域=12	—
幡多	宿毛市	R3=130	松田川流域=37、篠川流域=18、 中筋川流域=15	R3=100 かつ松田川流域=21
	土佐清水市	R1=110	貝ノ川流域=19、下ノ加江川流域=15、 益野川流域=19、宗呂川流域=16	—
	四万十市	平坦地:R1=70、平坦地以外:R1=90	後川流域=28、中筋川流域=20、 岩田川流域=20	—
	大月町	R1=80	貝ノ川流域=11	—
	三原村	R1=80	下ノ加江川流域=15	R1=60 かつ下ノ加江川流域=11
	黒潮町	R1=80	伊与木川流域=24	—
高幡	中土佐町	R3=190	四万十川流域=38	—
	梶原町	R3=160	梶原川流域=29、四万川流域=15、 北川川流域=26	R3=150 かつ梶原川流域=25
	津野町	R1=90	北川川流域=26、新荘川流域=26	—
	四万十町	R1=100	仁井田川流域=16、井細川流域=18、 梶原川流域=47	R1=60 かつ仁井田川流域=14

## 【備考】洪水警報

※ 雨量基準欄において「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

「平坦地、平坦地以外」については、大雨警報の備考を参照のこと。

※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる流域に当該時刻に存在する雨水の量を示す指数。

※ 流域雨量指数の基準を設定した川は、概ね 15km 以上の流路の河川を選定。

※ 四国地方整備局中村河川国道事務所または同局高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で洪水予報を実施している指定河川(四万十川、仁淀川、物部川)については、流域雨量指数の基準を設定していない。

## ○大雨注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	平坦地: R1=40、平坦地以外: R3=70	155
	南国市	平坦地: R3=80、平坦地以外: R1=60	155
	土佐市	平坦地: R1=40、平坦地以外: R3=90	177
	須崎市	R3=80	163
	香南市	平坦地: R1=40、平坦地以外: R3=90	157
	香美市	R3=100	160
	いの町	(本川地区) R1=80	201
		(本川地区以外) R3=70	
日高村	R3=90	177	
嶺北	本山町	R1=70	180
	大豊町	R1=60	164
	土佐町	R1=50	196
	大川村	R1=50	196
高吾北	仁淀川町	R1=50	209
	佐川町	R3=90	164
	越知町	R1=50	177
室戸	室戸市	R1=70	152
	東洋町	R3=130	190
安芸	安芸市	平坦地: R1=40、平坦地以外: R3=90	163
	奈半利町	R1=50	206
	田野町	R3=90	173
	安田町	R3=90	163
	北川村	R1=70	177
	馬路村	R1=60	177
	芸西村	R1=50	153
幡多	宿毛市	R3=90	126
	土佐清水市	R1=50	157
	四万十市	平坦地: R1=40、平坦地以外: R1=60	157
	大月町	R1=50	129
	三原村	R1=50	157
	黒潮町	R1=50	168
高幡	中土佐町	R3=100	179
	梶原町	R3=110	172
	津野町	R1=60	188
	四万十町	R1=60	146

## 【備考】大雨注意報

- ※ 雨量の欄中、R1、R3 はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
- ※ 雨量基準欄の「平坦地、平坦地以外」等の地域名については大雨警報の備考を参照のこと。
- ※ 土壌雨量指数及び基準値については大雨警報の備考を参照のこと。

## ○洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
高知中央	高知市	平坦地:R1=40、平坦地以外:R3=70	鏡川流域=30	—
	南国市	平坦地:R3=80、平坦地以外:R1=60	下田川流域=23、国分川流域=12	—
	土佐市	平坦地:R1=40、平坦地以外:R3=90	波介川流域=17	—
	須崎市	R3=80	新荘川流域=15	—
	香南市	平坦地:R1=40、平坦地以外:R3=90	香宗川流域=11	—
	香美市	R3=100	舟入川流域=4、物部川流域=38	—
	いの町	(本川地区) R1=80	吉野川流域=23、大森川流域=18	—
		(本川地区以外) R3=70	仁淀川流域=51	—
日高村	R3=90	仁淀川流域=47	—	
嶺北	本山町	R1=70	吉野川流域=37、汗見川流域=18	—
	大豊町	R1=60	穴内川流域=19、立川川流域=11、 吉野川流域=66	—
	土佐町	R1=50	吉野川流域=37	—
	大川村	R1=50	吉野川流域=39	—
高吾北	仁淀川町	R1=50	仁淀川流域=62、安居川流域=15、 用居川流域=6	—
	佐川町	R3=90	柳瀬川流域=10	—
	越知町	R1=50	仁淀川流域=40、大桐川流域=17	—
室戸	室戸市	R1=70	西ノ川流域=14、羽根川流域=11、 佐喜浜川流域=18	—
	東洋町	R3=130	野根川流域=12	—
安芸	安芸市	平坦地:R1=40、平坦地以外:R3=90	伊尾木川流域=18、赤野川流域=10、 安芸川流域=26	—
	奈半利町	R1=50	奈半利川流域=26	—
	田野町	R3=90	奈半利川流域=26	—
	安田町	R3=90	安田川流域=16	—
	北川村	R1=70	奈半利川流域=38、小川川流域=12	—
	馬路村	R1=60	安田川流域=15、奈半利川流域=12	—
	芸西村	R1=50	赤野川流域=10	—
幡多	宿毛市	R3=90	松田川流域=30、篠川流域=14、 中筋川流域=12	R3=70 かつ松田川流域=21
	土佐清水市	R1=50	貝ノ川流域=15、下ノ加江川流域=9、 益野川流域=15、宗呂川流域=13	—
	四万十市	平坦地:R1=40、平坦地以外:R1=60	後川流域=22、中筋川流域=12、 岩田川流域=16	—
	大月町	R1=50	貝ノ川流域=8	—
	三原村	R1=50	下ノ加江川流域=10	—
	黒潮町	R1=50	伊与木川流域=19	—
高幡	中土佐町	R3=100	四万十川流域=21	—
	梶原町	R3=110	梶原川流域=19、四万川流域=12、 北川川流域=21	—
	津野町	R1=60	北川川流域=21、新荘川流域=14	—
	四万十町	R1=60	仁井田川流域=11、井細川流域=9、 梶原川流域=31	—

## 【備考】洪水注意報

※ 流域雨量指数については洪水警報の備考を参照のこと。



## ○高潮警報・注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
高知中央	高知市	2.0m	1.2m
	南国市	2.0m	1.2m
	土佐市	2.0m	1.2m
	須崎市	2.0m	1.2m
	香南市	2.0m	1.2m
	香美市	—	—
	いの町	—	—
	日高村	—	—
嶺北	本山町	—	—
	大豊町	—	—
	土佐町	—	—
	大川村	—	—
高吾北	仁淀川町	—	—
	佐川町	—	—
	越知町	—	—
室戸	室戸市	2.0m	1.2m
	東洋町	2.1m	1.2m
安芸	安芸市	2.0m	1.2m
	奈半利町	2.0m	1.2m
	田野町	2.0m	1.2m
	安田町	2.0m	1.2m
	北川村	—	—
	馬路村	—	—
	芸西村	2.0m	1.2m
幡多	宿毛市	2.0m	1.8m
	土佐清水市	2.1m	1.8m
	四万十市	2.1m	1.8m
	大月町	2.0m	1.8m
	三原村	—	—
	黒潮町	2.1m	1.8m
高幡	中土佐町	2.0m	1.8m
	梶原町	—	—
	津野町	—	—
	四万十町	2.0m	1.8m

## 【備考】高潮警報

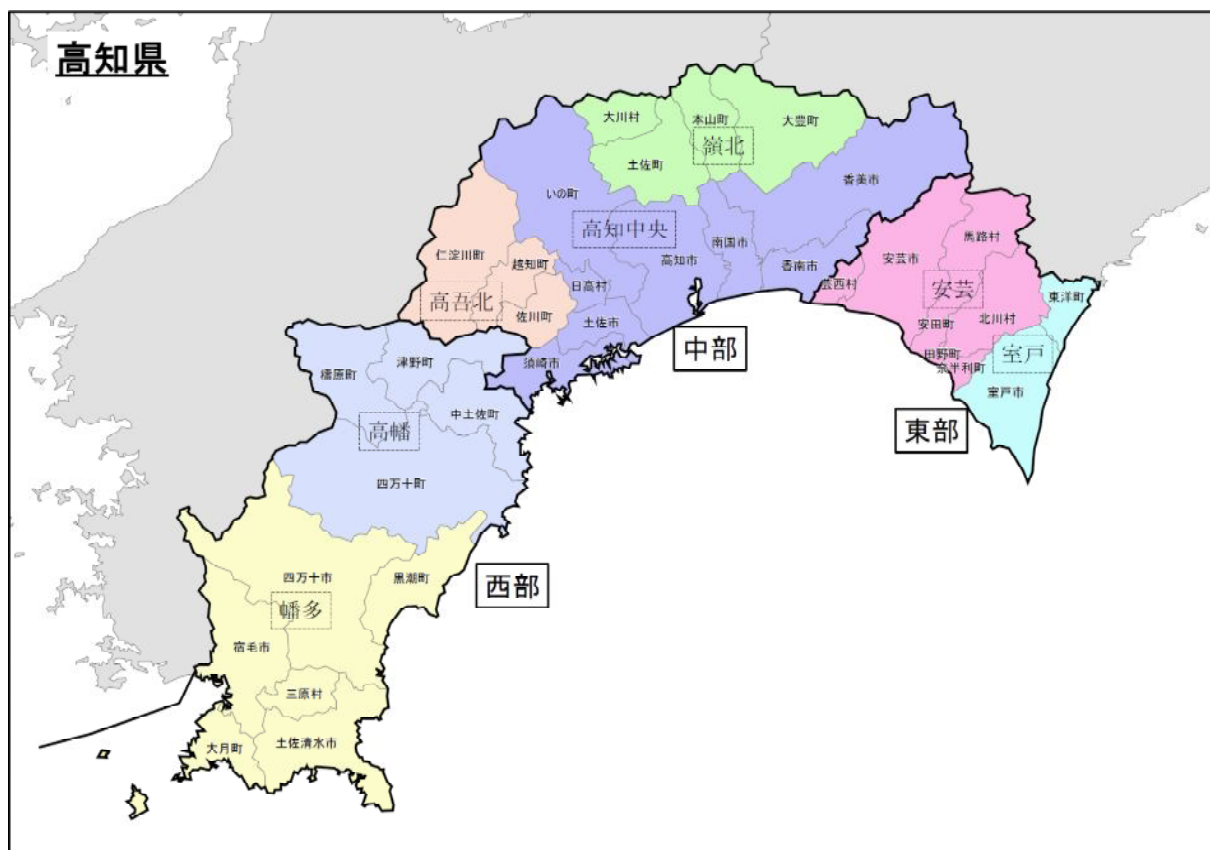
- ※ 潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いている。
- ※ 危険潮位として各海岸施設(防潮堤, 護岸)の計画高潮位を設定。また、危険潮位から沿岸各市町村の高潮警報基準を設定。

(別表2)

○警報・注意報等の発表地域区分一覧表

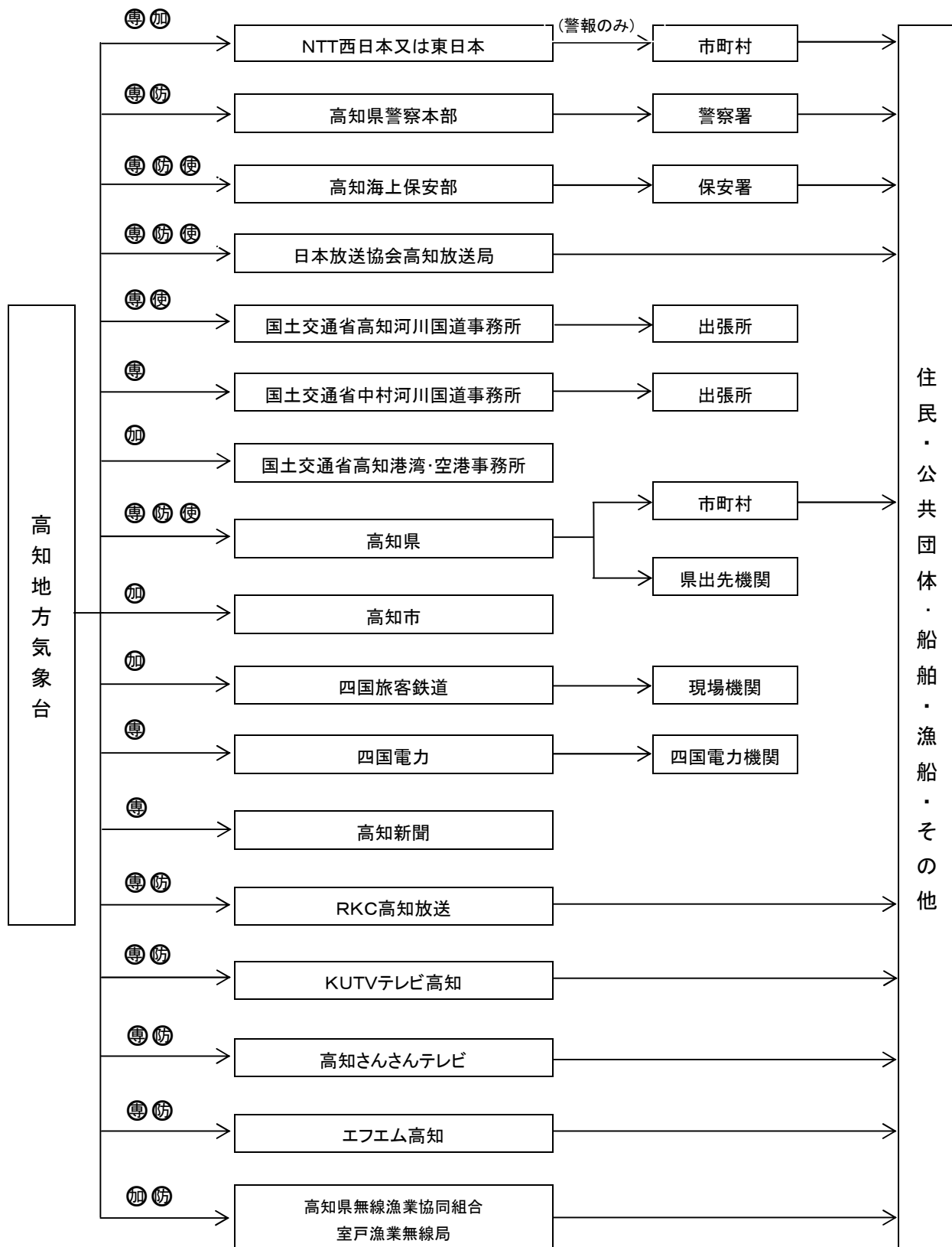
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)
高知県	とうぶ 東部	むろと 室戸	むろとし あきぐん どうようちよう 室戸市、安芸郡(東洋町)
		あき 安芸	あきし あきぐん なはりちよう たのちよう やすたちよう きたがわむら 安芸市、安芸郡(奈半利町、田野町、安田町、北川村、 うまじむら げいせいむら 馬路村、芸西村)
	ちゆうぶ 中部	こうちちゆうおう 高知中央	こうちし なんこくし とさし すさきし こうなんし かみし 高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、 たかおかぐん ひだかむら あがわぐん ちよう 高岡郡(日高村)、吾川郡(いの町)
		れいほく 嶺北	ながおかぐん おおとちよう もとやまちよう 長岡郡(大豊町、本山町)、 とさぐん おおかわむら とさちよう 土佐郡(大川村、土佐町)
		こうごほく 高吾北	たかおかぐん さかわちよう おちちよう によどがわちよう 高岡郡(佐川町、越知町、仁淀川町)
	せいぶ 西部	こうばん 高幡	たかおかぐん なかとさちよう ゆすはらちよう しまんとちよう つのちよう 高岡郡(中土佐町、禰原町、四万十町、津野町)
		はた 幡多	しまんとし すくもし とさしみずし 四万十市、宿毛市、土佐清水市、 はたぐん くるしおちよう みはらむら おおつきちよう 幡多郡(黒潮町、三原村、大月町)

○警報・注意報等の発表地域区分図



※警報・注意報は、市町村ごとに発表されますが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔に伝えられるよう、従来どおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

○気象警報等の伝達系統



加: 加入電話(Fネットを含む)    防: 防災行政無線  
 使: 不通時使走する    専: 専用線

## [被災情報伝達経路図]

被害区分		報告元	経由機関	県主管課
1人的・住家・非住家被害		市町村		危機管理・防災課
2田・畑		市町村	農業振興センター	農業政策課
3文教施設		管理者	教育事務所	教育委員会教育政策課
4病院		病院	福祉保健所	医事業務課
5道路・橋りょう・河川・海岸・砂防		市町村（市町村管理分）		防災砂防課
		土木事務所(県管理分)		
6港湾		土木事務所		港湾・海岸課
7清掃施設		管理者		環境対策課
8崖崩れ	県管理	土木事務所		砂防砂防課
	林野庁所管	市町村	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	市町村	農業振興センター	農業基盤課
9鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10被害船舶	漁船	市町村		漁業管理課
	旅客船	市町村		交通運輸政策課
11水道		管理者	福祉保健所	食品・衛生課
12電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13ガス	都市ガス	管理者		危機管理・防災課
	プロパンガス	管理者		危機管理・防災課
14ブロック塀等		市町村		危機管理・防災課
15り災世帯・り災者		市町村		危機管理・防災課
16火災発生		市町村		消防政策課
17公立文教施設		市町村	教育事務所	教育委員会教育政策課
18農林水産業施設	農業	市町村	農業振興センター	農業基盤課
	林業	市町村	林業事務所	治山林道課
	漁業	市町村	漁業指導所	漁港漁場課
19公共土木施設		市町村	県各出先機関	防災砂防課、港湾・海岸課、 漁港漁場課、治山林道課
		土木事務所		
20その他の公共施設		市町村、県各課室		危機管理・防災課
21農産被害		市町村	農業振興センター	環境農業推進課
22林産被害		市町村	林業事務所	林業環境政策課
23畜産被害		市町村	家畜保健衛生所	畜産振興課
24水産被害		市町村	漁業指導所	漁業振興課
25商工被害		市町村		商工政策課
26災害対策本部の設置		市町村		危機管理・防災課
27災害救助法の適用		市町村		地域福祉政策課
28消防職・団員出動延人数		市町村		消防政策課

\* 項目は、災害報告取扱要領による。\* 最終的には危機管理・防災課が集約する。

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部 都道府県	名称				
災害名		第 報 ( 月 日 時現在)		非住家		公立文教施設		千円			設置市町村名 災害対策本部	設置	月	日	時
報告番号				その他		棟		農林水産業施設				千円		解散	月
報告者名		田		流失埋没		ha		公共土木施設		千円					
区 分		被 害		冠 水		ha		その他公共施設		千円					
人 的 被 害	死 者		人		畑		流失埋没		ha		小 計		千円		
	行方不明者		人		冠 水		ha		公共施設被害市町村数		団体				
	負傷者	重 傷		人		文 教 施 設		箇所		農 産 被 害		千円			
		軽 傷		人		病 院		箇所		林 産 被 害		千円		計 団体	
住 家 被 害	全 壊		棟		道 路		箇所		畜 産 被 害		千円				
	半 壊		棟		橋 り よ う		箇所		水 産 被 害		千円				
	一 部 破 損		棟		河 川		箇所		商 工 被 害		千円				
	床 上 浸 水		棟		港 湾		箇所		そ の 他		千円		消防職員出動延人数 人		
	床 下 浸 水		棟		砂 防		箇所		被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数 人		
			世帯		水 道		箇所		備 考				1 災害発生場所		
			人		清 掃 施 設		箇所		2 災害発生年月日				3 災害の種類概況		
			人		崖 く ず れ		箇所		4 消防機関の活動状況				5 その他		
			世帯		鉄 道 不 通		箇所								
			人		船 舶 被 害		曹								
		人		通 信 被 害		回線									
		棟		り 災 世 帯 数		世帯									
		世帯		り 災 者 数		人									
		人													

(別表5)

(別表6)

被害区分		説 明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 又、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

被害	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他地すべりを防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分	説明	
り災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

# 高知県地域防災計画

## (火災及び事故災害対策編)

平成24年12月修正

高知県防災会議



# 目 次

## 火災及び事故災害対策編

第1章 大規模な火事災害対策	
第1節 火事災害の予防	P 1
第2節 火事災害の応急対策	P 3
第2章 林野火災対策	
第1節 林野火災予防対策	P 4
第2節 林野火災応急対策	P 6
第3章 重大事故発生時の防災関係機関の措置	P 8
第4章 道路災害対策	
第1節 道路災害予防対策	P 10
第2節 道路災害応急対策	P 11
第5章 鉄道災害対策	
第1節 鉄道災害予防対策	P 12
第2節 鉄道災害応急対策	P 13
第6章 航空災害対策	
第1節 航空災害予防対策	P 14
第2節 航空災害応急対策	P 14
第7章 海上災害（人身事故等）対策	
第1節 海上災害予防対策	P 17
第2節 海上災害応急対策	P 18
第8章 海上における流出油災害対策	
第1節 予防対策	P 20
第2節 災害応急対策	P 22
第9章 陸上における流出油災害対策	
第1節 予防対策	P 25
第2節 応急対策	P 25

第 1 0 章	危険物等災害対策	
第 1 節	危険物災害予防対策・応急対策	P 2 7
第 2 節	高圧ガス災害予防対策・応急対策	P 2 9
第 3 節	火薬類災害予防対策・応急対策	P 3 1
第 4 節	毒物・劇物災害予防対策・応急対策	P 3 3
第 5 節	住民の安全確保のための体制整備	P 3 4
第 1 1 章	原子力事故災害対策	
第 1 節	予防対策	P 3 5
第 2 節	応急対策	P 3 8
第 3 節	復旧対策	P 4 2
第 1 2 章	その他の災害対策	P 4 4

別 表

# 第1章 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、県、市町村などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定めます。

## 第1節 火事災害の予防

大規模な火災の防止のため、県、市町村等の防災関係機関は、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図ります。

### 1 火災に強いまちづくり

県及び市町村は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行います。

#### (1) 市街地の整備

○老朽木造住宅密集地の解消を図るための土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業等により防火上安全な市街地の整備を図ります。

#### (2) 防災空間の整備

○大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園などの整備を図ります。

#### (3) 建築物の不燃化の推進

○防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進します。

### 2 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図ります。

#### (1) 火災予防査察の強化

○市町村は区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導します。

#### (2) 防火管理制度の推進

○市町村は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導します。

◇消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

◇消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

### 3 防火思想の普及啓発

- 県及び市町村は、住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図ります。

### 4 消防力の強化

#### (1) 県

- 消火活動が迅速かつ的確に実施できるよう市町村に対し、消防力や消防水利の充実整備について支援を行います。

#### (2) 市町村

- 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めます。
- 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努めます。

### 5 火災気象通報

#### (1) 高知地方気象台

- 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報します。

#### (2) 県

- 高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を市町村長に伝達します。

#### (3) 市町村

- 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令します。
- 火の使用制限  
防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報します。

#### 火災気象通報の基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき</li><li>◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき</li></ul> <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p> |
|---|

## 第2節 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

### 1 情報の収集と伝達（別表1参照）

#### （1）県

- 市町村等からの情報の収集及び県消防防災ヘリコプターによる情報の収集
- 火災・災害等即報要領に基づく市町村からの即報を総務省消防庁へ伝達
  - ◇死者3人以上生じたものもの
  - ◇死者・負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### （2）市町村

- 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

### 2 消火活動等

#### （1）県

- 市町村の要請に基づく県消防防災ヘリコプターによる空中消火の実施
- 高知県内広域消防相互応援協定に基づく市町村間との連絡調整及び指導
- 必要と認めるときは、消防庁長官への応援要請
  - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
  - 「緊急消防援助隊運用要綱」
- 各機関の総合調整（必要に応じ災害対策本部を設置する。）

#### （2）市町村

- 市町村及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。
  - ◇県警察等と連携した火災防御活動
  - ◇現地指揮本部の設置
- 火災が拡大し、市町村単独での消火が困難なときに応援要請をします。
  - ◇県への空中消火の要請
  - ◇他の市町村への応援要請
    - 「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
  - ◇消防庁長官への応援要請
    - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
    - 「緊急消防援助隊運用要綱」

## 第2章 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の消失等を招くような林野火災に対して、県、市町村などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定めます。

### 第1節 林野火災予防対策

県、市町村及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講じます。

#### 1 予防対策

##### (1) 県

- 防火林道等の整備
- 防火標識の維持管理
- 県民の林野火災予防意識の啓発
- 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

##### (2) 市町村

- 住民の林野火災予防意識の啓発
- 火入れに対する市町村火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

##### (3) 四国森林管理局

- 県民の林野火災予防意識の啓発
- 国有林における火災防止のための監視強化及び林道等の整備

#### 2 火災気象通報

##### (1) 高知地方気象台

- 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を知事に通報します。

##### (2) 県

- 知事は、高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を市町村長に伝達します。

##### (3) 市町村

- 知事から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令します。

○火の使用制限

防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報します。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき
  - ◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
- (降雨、降雪中は通報しないこともある。)

## 第2節 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

### 1 情報の収集と伝達（別表2参照）

#### （1）県

- 市町村等からの情報の収集及び県消防防災ヘリコプターによる情報の収集
- 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁への即報
  - ◇焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
  - ◇空中消火を実施したとき
  - ◇住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの

#### （2）市町村

- 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

### 2 消火活動等

#### （1）県

- 市町村の要請に基づく県消防防災ヘリコプターによる空中消火の実施
- 高知県内広域消防相互応援協定に基づく市町村間との連絡調整及び指導
- 必要と認めるときは、消防庁長官への応援要請
  - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
  - 「緊急消防援助隊運用要綱」
- 各機関の総合調整（必要に応じ災害対策本部を設置する。）

#### （2）市町村

- 市町村及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。
  - ◇県警察等と連携した火災防御活動
  - ◇現地指揮本部の設置
- 火災が拡大し、市町村単独での消火が困難なときに応援要請をします。
  - ◇県への空中消火の要請
  - ◇他の市町村への応援要請
    - 「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
    - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
  - ◇消防庁長官への応援要請
    - 「緊急消防援助隊運用要綱」
  - ◇自衛隊の災害派遣要請の県への要求

#### （3）四国森林管理局

- 国有林野で火災が発生したときは、直ちに職員を派遣し、状況把握を行います。



- 市町村の現地災害対策本部等が設置されたときは、その指示に従い活動します。
- (4) 県警察
  - 負傷者等の救助にあたるとともに、被害の拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとります。
- (5) 林業関係事業者
  - 消防機関、県警察、県等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとします。

### 3 二次災害の防止活動等

- (1) 点検の実施
  - 県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険個所の点検等を行います。
- (2) 防災対策の実施
  - 県及び市町村は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行います。

### 第3章 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定めます。

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置を予め定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たすものとします。

#### 1 重大事故発生時の関係機関の措置

機 関 名	重大事故発生時の措置
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動</li> <li>○救急医療についての総合調整</li> <li>○救助、救急医療、死傷者の収容処理</li> <li>○医療及び死体の処理に要する資機材の調達</li> <li>○公立医療機関に対する出動要請</li> <li>○日本赤十字社高知県支部に対する出動要請</li> <li>○医師会及び歯科医師会に対する協力要請</li> <li>○薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置</li> <li>○死傷者の捜索、救出、搬出</li> <li>○災害現場の警戒</li> <li>○関係機関の実施する搬送等の調整</li> <li>○日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請</li> <li>○死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理）</li> <li>○身元不明死体の処理</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場での人命検索活動</li> <li>○災害現場での救出活動</li> <li>○負傷者等への応急措置活動</li> <li>○現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動</li> <li>○その他住民の生命・身体の保護に関する活動</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集及び伝達</li> <li>○救出・救護及び行方不明者の捜索</li> <li>○避難誘導</li> <li>○被害拡大防止</li> <li>○緊急交通路確保等の交通規制</li> <li>○死体等の検索、収容及び身元不明死体の身元調査</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死体の検視</li> <li>○広報活動</li> <li>○その他必要な警察活動</li> </ul>
高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>○海上における人命救助</li> <li>○海上における流出油事故に関する防除措置</li> <li>○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>○海上治安の維持</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死傷者の救出及び搬送等の支援</li> <li>○救護班、救助物資等の輸送支援</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療の実施</li> <li>○傷病者に対する看護</li> </ul>
日本赤十字社 高知県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地医療の実施</li> <li>○傷病者に対する看護</li> <li>○輸血用血液の確保</li> </ul>
医師会 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療施設の確保</li> <li>○所属医師の派遣</li> </ul>
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品の供給及び薬剤師の派遣</li> </ul>
西日本電信 電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急臨時電話の架設</li> </ul>
四国電力(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○照明灯等の設置</li> </ul>

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等によります。

## 2 県の災害対策本部の設置

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

## 3 県の災害医療対策本部の設置

- 本部長（健康政策部長）の指示により設置します。また、知事が必要と認めた時は、本部長に設置を命ずることができます。
- 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置されます。

## 第4章 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して道路管理者、県、市町村及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定めます。

### 第1節 道路災害予防対策

道路管理者、県警察、県、市町村等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策について定めます。

#### 1 道路管理者

- 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図ります。
- 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図ります。
- 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。
- 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図ります。

#### 2 県警察

- 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図ります。
- 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

#### 3 実践的な防災訓練の実施

- 道路管理者は、県、市町村、県警察その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施します。

## 第2節 道路災害応急対策

道路管理者、県、市町村その他の防災関係機関が実施する応急対策について定めます。

### 1 道路管理者

- 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講じます。
- 危険物等の流出による二次災害の恐れがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講じます。
- 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力します。
- 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努めます。
- 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達します。  
(別表3参照)

### 2 その他の防災関係機関

- 県、市町村その他の防災関係機関は、状況に応じ、第3章に定める応急対策を実施します。

### 3 県の災害対策本部の設置

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

## 第5章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者、県、市町村などの防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定めます。

### 第1節 鉄道災害予防対策

鉄道事業者、県、市町村その他の防災関係機関が実施する鉄道災害予防対策について定めます。

#### 1 鉄道事業者

- 事故災害の発生に際して、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図ります。
- 踏切道の立体交差化や構造の改良、踏切保安設備の整備など踏切道の改良に努めます。

#### 2 実践的な防災訓練の実施

- 鉄道事業者は、県、市町村その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施します。

## 第2節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、県、市町村その他の防災関係機関が実施する鉄道災害応急対策について定めます。

### 1 鉄道事業者

- 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じます。
- 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めます。
- 消防機関、県警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力します。
- 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとります。 (別表4参照)
- 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達します。
- バス代行輸送など他の交通手段の確保に努めます。

### 2 その他の防災関係機関

- 県、市町村その他の防災関係機関は、状況に応じ、本編第3章に定める応急対策を実施します。

### 3 県の災害対策本部の設置

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

## 第6章 航空災害対策

航空機の墜落等、大規模な航空事故による航空災害に対し、高知空港事務所、県、南国市等の防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定めます。

### 第1節 航空災害予防対策

高知空港事務所、南国市その他の防災関係機関の実施する予防対策について定めます。

#### 1 高知空港事務所

- 「高知空港緊急計画」に基づき、応急活動体制を整えます。
- 空港用大型化学消防車等の消防用機械、及び救急医療資器材等の整備を促進します。
- 平時から県、南国市消防本部等防災関係機関との連携強化に努め、火災防御、救助・救出、避難誘導等の実践的な訓練を合同で実施します。

#### 2 南国市

- 平時から高知空港事務所との連携強化に努めます。

### 第2節 航空災害応急対策

高知空港及びその周辺で航空災害が発生した場合等について、高知空港事務所、南国市その他の関係機関が実施する応急対策について定めます。

#### 1 高知空港及びその周辺で航空災害が発生した場合

防災関係機関等は、高知空港事務所が策定する「高知空港緊急計画」に基づいて応急対策を実施するほか、本編第3章に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく措置を必要に応じ実施します。

(別表5参照)

##### (1) 高知空港事務所

- 救助・救急・消火活動の実施
- 収集した被災情報の迅速な県等関係防災機関への伝達
- 防災関係機関と連携した応急対策実施体制の確立及び総合連絡調整
- 搭乗者及び死傷者の氏名等被害状況の迅速な把握
- 自衛隊への応援要請



(2) 県

- 被災情報の収集及び関係機関への伝達
- 必要に応じて防災関係機関の行う応急対策活動の調整
- 必要に応じて地元市町村の行う応急対策活動への指示
- 地元市町村から要請がある場合の自衛隊の災害派遣要請
- 地元市町村から要請がある場合の他の市町村への応援の指示
- 地元市町村から要請がある場合の化学消火薬剤等必要資機材の確保等についての応援
- 県消防防災ヘリコプターによる被害状況の調査
- 県消防防災ヘリコプターによる消火活動等の実施

(3) 県警察

- 消防機関等と連携した迅速な捜索、救出救助活動
- 県警察ヘリコプターによる被害状況の調査
- 市町村職員がいない場合又は市町村職員から要請があった場合の警戒区域の設定
- 交通規制の実施
- 死体の検視及び身元確認

(4) 地元市町村（南国市等、南国市消防本部等）

- 収集した被災情報の迅速な県等関係防災機関への伝達
- 救助・救急・消火活動の実施
- 警戒区域を設定しての立ち入りの制限
- 他市町村（消防本部）への応援要請
- 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- 県への応援要請（化学消火薬剤等必要資機材の確保等）

(5) 土佐長岡郡医師会

- 医療班を編成し、医療救護活動の実施
- 遺体の検死

(6) 高知海上保安部

- 航空災害が海上に及ぶ場合、救助、捜索活動等の実施

(7) 自衛隊

- 高知空港長等からの応援要請に基づき出動し、救助、捜索活動等を実施します。

(8) その他の防災関係機関

- 各機関は、必要に応じ、本編第3章に定める措置を実施します。

2 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合

県、市町村をはじめ防災関係機関は、高知空港事務所と緊密な連携を図りながら、本編第3章に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく応急対策を実施します。

### 3 県災害対策本部の設置

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

参考：「高知空港緊急計画」

「高知空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

「航空機の搜索、救難に関する協定」

## 第7章 海上災害（人身事故等）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定めます。

### 第1節 海上災害予防対策

海難事故や、遭難者の救出等について防災関係機関が対応するための予防対策について定めます。

#### 1 海上交通の安全確保

高知海上保安部は、海上交通の安全を確保するための対策を実施します。

- 海図、水路書誌等水路図誌の整備
- 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備
- 船舶に対する船舶安全法、港則法、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守についての指導

#### 2 海難事故、遭難者救出等に対する備え

##### (1) 設備等の整備

- 沿岸市町村の消防機関及び高知海上保安部は、消防艇等の消防用設備・資機材の整備に努めます。
- 県、県警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努めます。
- 沿岸市町村は、救助・救急用資機材の整備に努めます。

##### (2) 体制の整備

- 沿岸市町村の消防機関及び高知海上保安部は、平時から連携を図り、消防活動の充実・強化に努めます。

#### 3 実践的な防災訓練の実施

県、県警察、沿岸市町村及び高知海上保安部その他の防災関係機関は、連携して、実践的な防災訓練を実施するよう努めます。

## 第2節 海上災害応急対策

海難事故の発生や、遭難者の救出等について防災関係機関が実施する応急対策について定めます。

### 1 各防災関係機関等の実施する応急対策

(別表6参照)

- (1) 事故を発生した船長等
  - 最寄りの海上保安官署、警察署等への通報
  - 救助・救急活動の実施
- (2) 高知海上保安部
  - 被害規模等の情報収集及び関係機関への情報連絡
  - 海上保安庁航空機による搜索活動
  - 救助・救急活動
  - 沿岸市町村への医療活動要請
  - 消火活動
  - 船舶交通の制限又は禁止
- (3) 沿岸市町村・消防機関
  - 沿岸海域を中心とする搜索活動
  - 沿岸海域を中心とする救助・救急活動
  - 負傷者の医療、救護措置
  - 県に対する医師等の派遣要請
  - 消火活動
  - 県内の他の消防機関の応援要請
  - 県に対し、他府県の消防機関の応援要請
  - 自衛隊の災害派遣要請の県への要求
- (4) 県
  - 県消防防災ヘリコプターによる活動
    - ◇情報収集活動及び関係機関への情報伝達
    - ◇搜索活動
    - ◇救助・救急活動
    - ◇消火活動
  - 医療救護体制の確保（ドクターヘリを含む）
  - 消防庁を通じての他府県の消防機関への応援要請
  - 市町村の要請があるときの自衛隊の災害派遣要請
  - ヘリコプター離着陸場の準備等の輸送体制の確保
- (5) 県警察
  - 県警察ヘリコプター及び警備艇による活動
    - ◇情報収集活動及び関係機関への情報伝達（画像伝送）
  - 必要に応じ交通規制の実施

(6) 高知運輸支局

○緊急輸送船舶等の調達又はあっせん

(7) 高知県水難救済会

○漁業協同組合等の民間ボランティアで構成する高知県水難救済会は、海で遭難した人の救助活動を行います。

2 その他の防災関係機関等

○その他の防災関係機関等は、状況に応じ、第3章に定める措置及び各機関の防災計画又は業務計画に基づき応急対策を実施します。

3 県の災害対策本部の設置

○災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。

○本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

## 第8章 海上における流出油災害対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油などの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定めます。

### 第1節 予防対策

県、市町村、高知海上保安部その他の防災関係機関の流出油災害に対する予防対策について定めます。

#### 1 県

○県は、管理する港湾等での流出油防除作業及び市町村が行う防除作業の支援に備え、防災関係機関や高知県漁業協同組合連合会等と予め対策について協議し、体制づくりを進めます。

#### 2 高知県流出油災害対策協議会

○高知海上保安部、県、市町村その他の防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）は、「高知県流出油災害対策協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、高知県の流出油事故災害に対する体制づくりを進めます。

#### 3 通報・連絡体制の整備

##### （1）通報

○高知県流出油災害対策協議会の会員は、流出油事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、最寄りの海上保安官署及び地区の協議会長に通報します。

##### （2）連絡体制

○県は、国の機関が発表する情報を、的確に沿岸の関係市町村に伝えるため、双方との連絡体制を整備します。

○高知県流出油災害対策協議会は、会員間の連絡体制を定めます。

（別表7参照）

#### 4 流出油防除資機材の整備

##### （1）資機材の整備

○県は、管理する港湾等における油流出に対応するため、必要な防除資機材及び保管倉庫を整備します。

○高知海上保安部、四国地方整備局、市町村、石油事業者団体及び船舶所有者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の流出油防除資機材を重油等の種類に応じ、整備します。

○高知海上保安部は、石油事業者団体等関係機関に対し、必要な資機材を平常時から保有、管理するよう指導することとします。

## (2) 資機材保有状況の把握

- 高知海上保安部は、会員、海上災害防止センター及び近隣の流出油災害対策協議会が保有する資機材の状況を把握し、会員に周知します。
- 県は、県内の関係機関及び近隣の県が保有する資機材の状況を把握し、緊急時の調達方法を予め定めておきます。

## 5 情報の分析

### (1) 専門的な知識の習得

- 県、市町村その他の防災関係機関は、国にあるいは高知県流出油災害対策協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を習得できるよう努めます。
- 県は、防除方法等に関する専門家とネットワークを形成するなど、情報分析に必要な体制を整備します。

#### 専門的な知識

- ◇県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
- ◇重油等が流出した場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
- ◇重油等が漂着した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
- ◇補償請求に関すること
- ◇環境への影響に関すること

## 6 広域連携

- 県、市町村その他の防災関係機関は、近隣県、市町村との連携体制を確立します。
- 「高知県流出油災害対策協議会」は、近隣流出油災害対策協議会との連携体制を確立します。
  - ◇徳島県流出油災害対策協議会      ◇和歌山県流出油災害対策協議会
  - ◇大阪湾流出油災害対策協議会      ◇播磨灘流出油災害対策協議会

## 7 防災訓練の実施

- 県、沿岸市町村は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加します。
- 県、沿岸市町村は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫します。
- 「高知県流出油災害対策協議会」の会員は、流出油事故を想定した実践的な防災訓練を実施します。

## 第2節 災害応急対策

県、市町村、高知海上保安部その他の防災関係機関の流出油災害に対する応急対策について定めます。

### 1 流出油防除活動マニュアル

- 「高知県流出油災害対策協議会」の会員は、それぞれの機関が防災計画等で定める活動のほか、当該協議会が策定する流出油防除活動マニュアルによる役割分担等に基づき応急対策を実施します。
- 県は、予め定めた流出油防除活動マニュアルにより対応、活動を実施します。

### 2 情報の収集・伝達

大規模な流出油事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、関係機関は次により情報の収集・伝達を行います。

#### (1) 高知海上保安部の情報収集

- 事故船舶又は現認者等からの情報及び航空機・船舶による調査
  - ◇事故発生の日時及び場所
  - ◇事故原因や事故船舶の損傷状況
  - ◇事故船舶の名称、乗組員等の人数、積載する危険物等の種類、量等
  - ◇危険物等の流出状況
  - ◇人的被害の状況
  - ◇気象、海象の状況
  - ◇今後予想される災害
  - ◇その他必要な事項

#### (2) 県の情報収集

- 消防防災ヘリコプターによる情報収集活動

#### (3) 県警察の情報収集

- 県警察ヘリコプター及び警備艇による情報収集活動

#### (4) 情報の伝達

- 各機関等は、「高知県流出油災害対策協議会」において予め定めた連絡網により情報を伝達します。

### 3 災害対策本部の設置

#### (1) 県の災害対策本部

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

#### (2) 関係市町村長の災害対策本部

- 市町村長は、必要があると認めるときに災害対策本部を設置します。



#### 4 「高知県流出油災害対策協議会」の活動

##### (1) 会員に対する防除活動の要請

- 会長（高知海上保安部長）は、必要に応じ「高知県流出油災害対策協議会」の会員に対し防除活動を実施するよう要請します。

##### (2) 総合調整会議の設置

- 会長（高知海上保安部長）は、大規模な流出油事故が発生した場合には、総合調整会議を設置し、次の活動を行います。

- ◇流出油防除計画の策定

- ◇流出油防除活動の総合調整

- ◇隣接する府県協議会への応援等の調整

- 総合調整会議は、県、市町村その他の防災関係機関の設置する災害対策本部等と連携して活動します。

#### 5 事故現場における防除活動

##### (1) 高知海上保安部

- 事故原因者に対する流出油の拡散防止、除去等の防除処置についての指導及び措置命令

- 海上災害防止センターに対する防除措置の指示

- 緊急に実施する必要がある場合の防除措置の実施

- 現場海域における火災等の発生防止、船舶の航行禁止又は避難勧告

##### (2) 四国地方整備局

- 油回収船及び清掃船等による海上浮流油の回収作業

#### 6 沿岸域における防除活動

##### (1) 県、市町村

- 漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集

- 必要な油防除資機材の調達

- 防除措置の実施

##### (2) 県警察

- 漂着油に関する情報収集

- 地域住民に対する流出油、石油ガスに関する情報提供

- 地域住民の避難誘導

- 立入禁止区域の警戒

- 交通規制の実施

##### (3) 消防機関

- 防除措置の実施

- 地域住民の避難誘導

- 火災警戒区域の設定

## 7 陸岸における回収作業

県と市町村は、その他の防災関係機関等と連携して、陸岸における漂着油の回収作業を実施します。

### (1) 県

- 陸岸における重油等の回収方針を策定します。
- 市町村の回収作業を支援します。
- 廃油等の処理方法については、海上災害防止センター等を通じ事前に原因者（船舶所有者）・保険社と協議します。
- 原因者（船舶所有者）等の実施する回収作業等に対する指導を行います。

### (2) 市町村

○県と連携して漂着油の回収作業を実施します。

### (3) 原因者（船舶所有者）及びその委託を受けた海上災害防止センター

○漂着油の回収、運搬及び処分を実施します。

## 8 ボランティア活動

### (1) 県

○ボランティア活動支援本部の構成員として、ボランティア活動の調整や支援を行います。

### (2) 市町村

○ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行います。

## 9 現場作業者の健康管理

### (1) 県

○市町村の行う健康相談等について必要に応じ保健師を派遣する等の支援措置を講じます。

### (2) 市町村

- 漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知します。
- 必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講じます。

## 第9章 陸上における流出油災害対策

陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定めます。

### 第1節 予防対策

県、市町村その他の防災関係機関の陸上での流出油災害に対する予防対策について定めます。

#### 1 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について定めます。 (別表8参照)

#### 2 市町村と関係機関等の活動

○港湾等に接する市町村は、関係機関及び民間の企業等と連携して、次のことを行います。

- ◇危険物等保管施設の状況把握
- ◇防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ◇応急対策計画の検討

### 第2節 応急対策

県、市町村その他の防災関係機関は、陸上での流出油災害に対する応急対策について定めます。

#### 1 防除活動

- 事故原因者及び消防機関等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じます。
- 防災関係機関は、必要に応じ本編第3章に定める措置を実施します。
- 流出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、最寄りの海上保安官署に通報し、連携して対策を実施します。

#### 2 住民の安全確保

- 市町村は流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施します。

### 3 災害対策本部の設置

- 災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置します。
- 本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置します。

## 第10章 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、県、市町村などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定めます。

※この計画において危険物等の定義を次のとおりとします。

- ①危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ②高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- ③火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- ④毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

### 第1節 危険物災害予防対策・応急対策

市町村は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図ります。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

#### 1 規制

- 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させます。
- 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させます。
- 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締まりを実施します。

#### 2 指導

- 予防規程の策定を指導します。
- 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導します。
- 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導します。
- 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導します。

#### 3 自主保安体制の確立

- 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導します。
- 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導します。

- 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導します。
- 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導します。

#### 4 啓発

- 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努めます。

#### 5 危険物災害応急対策

##### ○県

- ◇県警察は、危険物災害が発生し、又は火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市町村等と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の援助協力等災害の拡大防止の措置を行います。

##### ○市町村

- ◇関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行います。
- ◇施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防隊組織による 災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施します。

##### ○施設管理者

- ◇市町村に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。
- ◇速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。
- ◇消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行います。
- ◇大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講じます。

## 第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策

県は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努めます。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

### 1 規制

- 施設の位置、構造及び設備の状況、取扱の方法が、法令上の技術基準に適合しているかどうか立入検査及び保安検査を実施し、適切な指導、措置を行います。
- 県警察と連携して、高圧ガス積載車両の転倒、転落及び高圧ガス容器の落下防止等のため、路上での一斉取締りを実施し、保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努めます。

### 2 指導

- 危害予防規程の策定を指導します。
- 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導します。
- 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施します。

### 3 自主保安体制の確立

- 自主的な防災組織である高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導します。
- 高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等の防災資機材の整備について指導します。
- 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導します。

### 4 啓発

- 各種の研修会、講習会を実施するほか、防災訓練等の実施を含め関係者の保安意識の高揚を図ります。

### 5 高圧ガス災害の応急対策

- 県、経済産業省
  - ◇県及び経済産業省は、関係機関と密接な連携を図り、必要に応じて施設の使用一時停止等を命じます。
  - ◇県警察は、施設管理者や市町村等と連携して、負傷者等の救出、避難の

指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の援助協力等災害の拡大防止の措置を行います。

○市町村

◇施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施します。

○ガス施設管理者

◇県及び市町村に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。

◇速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。

◇消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施します。



## 第3節 火薬類災害予防対策・応急対策

県は、県警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図ります。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

### 1 規制

- 火薬庫等の貯蔵施設の位置、構造及び設備の状況、取扱方法が、火薬取締法に定められた基準に適合しているかについて立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させます。

### 2 指導

- 火薬類の取扱従事者に対し、火薬類の保安に関する講習等を実施し、資質の向上、保安意識の向上に努めます。

### 3 自主保安体制の確立

- 事業所の長に対し従業員の安全教育や防災訓練の実施等、保安に関する教育計画を定めるよう指導し、事業所の自主保安体制の確立を図ります。
- 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導します。

### 4 啓発

- 各種の研修会、講習会を実施するほか盗難防止訓練の実施、ポスターの配布等を行い関係者の保安意識の高揚を図ります。

### 5 火薬類災害応急対策

- 県、中国四国産業保安監督部
  - ◇県及び中国四国産業保安監督部は、関係機関と密接な連携を図り、必要に応じて施設の使用一時停止等を命じます。
  - ◇県警察は、火薬類の爆発等の災害が発生し、又は火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市町村等と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の援助協力等災害の拡大防止の措置を行います。
- 市町村
  - ◇施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施します。

○施設管理者

- ◇県及び市町村に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。
- ◇速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。

## 第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

県は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図ります。  
また、災害発生時の応急対策について定めます。

### 1 規制

- 立入検査により、適切な保管管理等、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導します。

### 2 指導

- 立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導します。
- 管理者等に対し、毒物・劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、福祉保健所、警察署、又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導します。
- 毒物劇物業者に対する指導
  - ◇毒物・劇物の容器及び収納棚等の転落防止
  - ◇容器の損壊等による飛散の防止
  - ◇収納場所の整理整頓
  - ◇初期消火用資機材の整備

### 3 啓発

- 各種の研修会、又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物・劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図ります。

### 4 毒物・劇物災害応急対策

#### ○県

- ◇県は、他の施設及び住家等に災害が及ぶおそれのある場合は、施設管理者に危険防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、市町村等と連携して、危険区域を設定し、交通遮断、緊急避難、防毒措置、広報等の必要な措置を講じます。
- ◇県警察は、毒物・劇物災害が発生し、又は火災等の災害が毒物・劇物貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市町村等と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の援助協力等災害の拡大防止の措置を行います。

#### ○市町村

- ◇施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策

を実施します。

○施設管理者

- ◇県及び市町村に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告します。
- ◇速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行います。
- ◇毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講じます。

## 第5節 住民の安全確保のための体制整備

県、市町村をはじめとする防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努めます。

- 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、予め市町村に提供します。
- 市町村は、地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及します。県は市町村の行う調査に協力します。
- 市町村は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施します。
- 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報について予め整理しておき、災害発生後は、迅速に市町村等関係機関に情報提供するものとします。

## 第 1 1 章 原子力事故災害対策

大規模な原子力事故災害の発生に備え、県や市町村などの防災関係機関が実施する予防対策、応急対策及び復旧対策について定めます。

- 本章における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とします。
- 他の原子力発電所において事故が発生し、本県への影響があると予測される場合には、本章を準用して対応するものとします。

### 第 1 節 予防対策

県、市町村、その他の防災関係機関が、原子力事故災害発生前に実施する予防対策について定めます。

#### 1 情報連絡体制等の整備

県は、平時から原子力事故災害の発生に備え、国、市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間で、原子力防災に関する情報の収集や事故発生時の連絡、通報を円滑に行うため、以下の事項について体制等を整備します。

##### (1) 防災関係機関等との相互の連携体制

- 県は、原子力防災に万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間において、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。

##### (2) 異常事態発生時の通報体制

- 県は、原子力発電所において原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に、原子力事業者からの速やかな通報を得て、相互に協力のうえ原子力事故災害に対応できるよう、原子力事業者との間における情報通報体制の整備を図ります。

##### (3) 情報連絡要員の派遣等

- 県は、原子力事故災害が発生し、愛媛県において災害対策本部が設置された場合に、情報収集のための職員を愛媛県の災害対策本部等へ派遣できるよう、予め派遣手段等を定めます。

#### 2 住民等への情報伝達体制の整備

- 県及び市町村は、原子力事故災害の正確な情報を住民等に対して確実にかつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図ります。

### 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び管理体制の整備

- 県は、プルーム通過時に必要となる安定ヨウ素剤の服用方針等について定めておくとともに、市町村と協議のうえ、安定ヨウ素剤の備蓄及び管理方法を定めます。

### 4 モニタリング体制の整備

- 県は、原子力事故災害発生時における放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時から必要な環境放射線モニタリングを実施し、原子力事故災害発生時に用いる比較データの収集に努めます。また、原子力事故災害発生時における緊急時のモニタリング実施体制を整備します。

### 5 食品等の安全性を確保する体制整備

#### (1) 検査体制

- 県は、放射性物質にかかる検査機器の整備を行い、スクリーニング等の検査方法や検査体制を確立します。
- 原子力事故災害が発生した場合に検査する対象品目を予め整理するとともに、流通に関する実態把握に努めます。

#### (2) 連絡体制

- 県は、食品等の安全宣言、または出荷制限や自主回収など、注意喚起や情報提供を迅速に行うため、関係機関との連絡体制を整備します。

### 6 緊急時の医療体制の整備

- 県は、住民等が万が一被ばくした場合に備え、初期被ばく医療を中心とする体制を整備するとともに、医療機関における放射線の基礎知識や、除染等の放射線防護にかかる技術等の習得に努めるよう関係機関に要請し、発生時に迅速な対応がとれるよう、医療機関との連携を図ります。

### 7 広域的な避難対策等の整備

- 県及び市町村は、県内外からの避難者を想定し、一時的に受け入れる避難所及び長期的に受け入れ可能な避難所について、予め選定します。

### 8 物資の備蓄

- 県及び市町村は、原子力事故災害の発生も想定した必要な物資の備蓄に努めます。

### 9 緊急輸送活動等の整備

- 県は、住民等の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送路の確保等が必要となる場合に備え、消防機関、警察、自衛隊、

海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関等との連携を図ります。

#### 10 県内産品の保護と観光対策の整備

- 県は、農林水産物等の県内産品に対する速やかな安全宣言または基準値を超えた場合の出荷の自粛、規制等を行うため、検査対象品目を予め整理するとともに、関係機関との連絡体制を整備します。
- 県及び市町村は、原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を、各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備します。

## 第2節 応急対策

県、市町村、その他の防災関係機関が、原子力事故災害発生時に実施する応急対策について定めます。

### 1 原子力事業者からの通報連絡

- 原子力事業者は、特定事象を把握した場合には、速やかに本県へ通報します。
- 原子力事業者は、特定事象の発生後、事態が収束するまでの間、事象の進展に応じ、本県に対して必要な情報を適宜連絡します。

### 2 情報収集

#### (1) 情報連絡要員の派遣

- 県は、特定事象が発生し、愛媛県で災害対策本部が設置された場合、情報連絡要員を愛媛県の災害対策本部等に派遣し、現地の情報収集にあたるとともに、愛媛県との調整を行います。

#### (2) 国の職員や専門家等の派遣要請

- 原子力緊急事態に伴い、県だけで対応することが困難と認められるときは、国に対して、職員や専門家の派遣を要請します。

### 3 情報伝達

#### (1) 市町村及び住民等への情報伝達

- 県は、原子力事故災害に関する情報を、関係する市町村に対して速やかに連絡します。
- 市町村は、住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達します。

#### (2) 防災関係機関等への連絡

- 県は、把握した情報を、関係する防災関係機関等に対して速やかに連絡し、必要に応じて、応急対策活動への協力を要請します。

### 4 広報活動

- 県は、事故の現状や今後の予測、県の応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項について、ホームページへの掲示やその他の情報伝達手段を活用するとともに、報道機関への情報提供をその都度速やかにを行い、広く県民に向けての広報活動を行います。

### 5 防護活動

#### (1) 屋内退避と避難



- 県は、国の指示を受け、または事故の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、独自の判断により必要と認めた場合には、住民等への屋内退避または避難等の指示を行うよう、市町村に対して要請します。この場合、県は、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先、その他必要事項について、市町村と調整を行います。
- (2) 安定ヨウ素剤の配布と服用
  - 県は、国の決定した方針または独自の判断により必要と認めた場合には、市町村と協力し、対象となる住民等へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行います。
- (3) 防災関係機関との協力
  - 県は、市町村と連携し、住民等の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、防災関係機関との調整を図ります。
- (4) 災害時要援護者への配慮
  - 県は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、その他災害時要援護者について十分に配慮した応急対策活動を実施するよう、市町村に対して助言するとともに、必要な支援を行います。

## 6 緊急時のモニタリングの実施

- 県は、県内の放射性物質の拡散状況を把握するため、国と調整のうえ、緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率等の測定を行います。
- 必要に応じて、海上や上空のモニタリングや測定機器の調達などの支援を国に求めます。

## 7 住民等の健康対策

- (1) 食品等の検査と摂取制限
  - 県は、食品等について、予め整理した検査対象品目の検査を実施します。検査結果は速やかに公表し、関係機関への情報提供を行います。また、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、または超える恐れがある場合には、食品等の出荷制限や摂取制限を行います。
- (2) 医療体制の確立
  - 県は、医療機関と連携し、必要に応じて住民等のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施します。
- (3) 相談専用窓口の設置
  - 県は、県民からの相談、問合せに対応するため、相談専用窓口を設けることとします。
  - 各市町村への相談や問い合わせも想定されるため、県と市町村は、連絡を密にして情報の一元化を図ります。

## 8 広域的な避難対策と支援要請

(1) 県内での広域的な避難

- 県内の他の市町村への避難が必要と判断した市町村は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議をします。
- 県は、必要に応じて、市町村間の調整を図ります。
- 県は、他の市町村への避難について、避難の必要な市町村が、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要すると判断したときは、当該市町村に代わって、受入先となる市町村と協議します。

(2) 県外への避難と支援要請

- 県外への避難が必要と判断した市町村は、避難に関し、県に対して他の都道府県と協議するよう求めます。
- 県は、市町村から協議の要請があった場合、またはその他支援が必要となった場合は、災害時応援協定を締結している他の都道府県または国に対して支援要請を行い、必要な調整を図ります。
- 県は、県外への避難について、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要し、市町村からの協議要請を待ついとまがないと判断したときは、市町村からの協議要請を待つことなく、他の都道府県または国への要請を行います。

(3) 他県からの避難者の受け入れ

- 他県から避難者受け入れの要請があった場合、県及び市町村は、調整のうえ、避難所の開設または避難者用住宅の提供を行います。

(4) 生活支援と情報提供

- 県及び市町村は、住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行います。

9 物資の調達と供給活動

- 県及び市町村は、備蓄物資及び調達した物資について、被災者への供給を行います。
- 県は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があると判断したときは、災害時応援協定を締結する他の都道府県のほか、国の原子力災害対策本部、または、国の原子力災害対策本部が設置されていない場合は関係省庁に対して、物資の調達を要請します。
- 市町村において物資が不足した場合、県は、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと判断したときは、市町村の要請を待つことなく、市町村に対して必要な物資を確保し、輸送します。

10 緊急輸送活動等

- 県は、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会

など防災関係機関等に対し、必要に応じて、人員や物資の搬送、避難誘導や緊急輸送路の確保等について支援を要請します。

## 11 県内産品の検査と観光対策

### (1) 県内産品の検査実施

- 県は、調査機関と調整のうえ、予め整理した農林水産物等の県内産品の検査を実施します。検査結果はすべて、市町村や各関係機関へ積極的に伝達するとともに、速やかに公表します。
- 検査品目の結果が基準値を超過した場合、速やかに公表するとともに、国や市町村及び各関係機関との協力のもと、迅速に採取、出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保します。

### (2) 観光対策

- 県は、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質または放射線の検査、測定を行います。
- 県及び市町村は、検査、測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等様々な広報媒体や報道機関を通じて公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行います。
- 避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行います。

## 第3節 復旧対策

県、市町村、その他の防災関係機関が、原子力事故災害発生後に実施する復旧対策について定めます。

### 1 緊急時のモニタリングの継続

- 放射性物質または放射線の放出が減少または収束したと認められるときは、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平常時の状態に戻るまで継続します。
- 実施する項目は、県内の原子力事故災害による放射性物質または放射線に関する各種数値について評価等を行い、住民等の健康対策や除染等の活動に資するためのデータを収集します。

### 2 住民等の健康対策

#### (1) 相談専用窓口の継続

- 県内の空間放射線量率が平常時より高い場合、県は、相談専用窓口の運用を継続します。

#### (2) 健康相談と健康影響調査等の実施

- 県は、住民等の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスケアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、市町村及び医療機関を始めとする関係機関と協力して、地域の住民等を対象とする健康相談を実施します。
- 県は、事故の発生により、住民等への健康影響調査が必要と認められる場合には、速やかに対象となる地域の住民等への健康影響調査を実施します。

### 3 放射性物質による汚染の除去等

#### (1) 国との連携と専門家等の派遣要請

- 県は、住民等の健康対策や除染活動等の復旧対策を行ううえで、国との連携を密にし、必要な助言、指導等を求めていきます。
- 長期的な防護措置が必要となる場合、専門家による知見を交えた復旧計画の策定、さらには県と国の方針の調整等のため、必要に応じて、国の職員や専門家の派遣の要請を行います。

#### (2) 除染及び汚染廃棄物の処理

- 県は、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、国や市町村と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行います。
- 汚染廃棄物の処理については、必要に応じて、国、市町村、他の都道府県及び防災関係機関等に対して支援を要請します。

#### 4 広域的な避難対策と支援

##### (1) 他県への支援

- 県は、他県への支援に関し、必要な物資の提供、避難者の受け入れ、避難者の搬送や物資の輸送にかかる移動手段の提供、職員の派遣等、必要な支援を継続します。

##### (2) 避難者への支援

- 県は、市町村と協力して、市町村域を越えての避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行います。
- 県外への避難者に対しては、避難先の県を通じて、困り事や要望等を把握し、必要な支援を継続します。

##### (3) 避難の解除

- 県は、環境のモニタリングによる地域の調査等を踏まえ、国と協議、調整のうえ、避難対象となった地区の市町村に対して、避難の解除を要請し、市町村は避難の解除を行います。

#### 5 風評被害への対策

##### (1) 県内産品の検査継続と安全宣言

- 県は、農林水産物等の県内産品について検査を継続するとともに、安全性の確認された品目については、関係機関と協力のうえ、県内外においてキャンペーンやイベントを企画するなど、本県産品の適正な流通促進に努めます。

##### (2) 観光客の誘致に向けた安全性のPR等

- 県は、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質または放射線の検査、測定を継続するとともに、安全性を確認した場合には、県のホームページ等様々な広報媒体や報道機関を通じて積極的な情報発信に努めます。
- 観光客の誘致促進を図るため、キャンペーンやイベントの企画に取り組み、本県の安全性を積極的にPRするなどの対策を講じます。

## 第 1 2 章 その他の災害対策

### 1 健康危機

- 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により県民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を行います。
- 健康被害の規模が大きく、知事が必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施します。

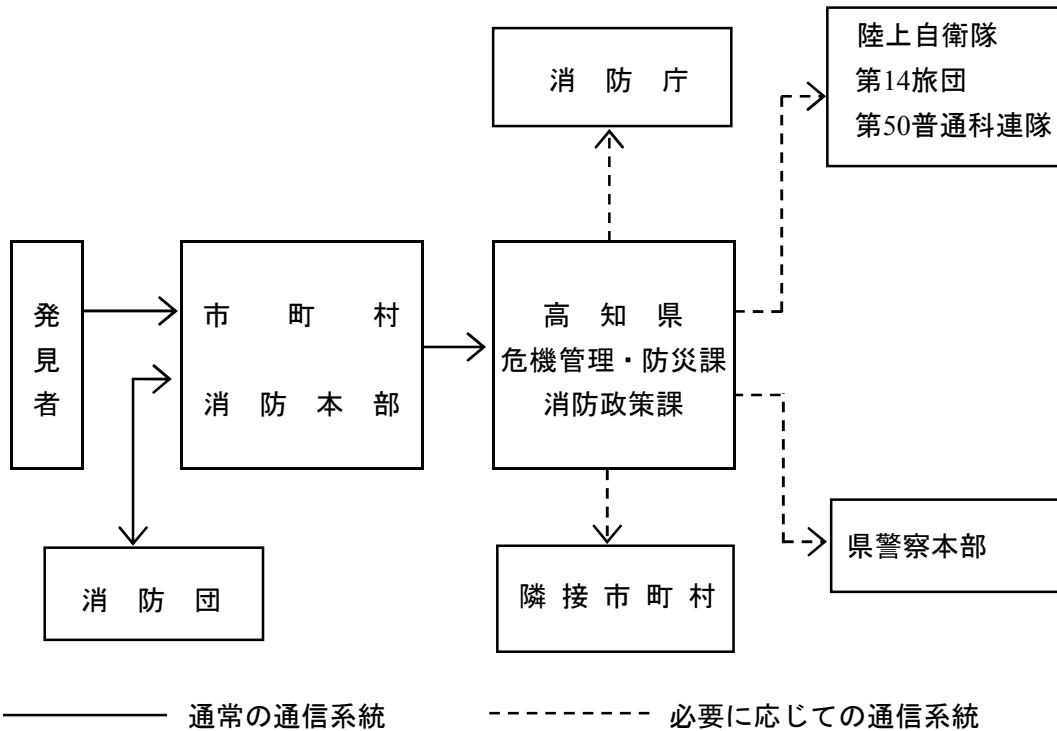
### 2 予期しない原因による災害

- 予期しない原因による大きな被害が発生し、知事が必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施します。

(別表 1)

○ 第 1 章 大規模な火事災害対策

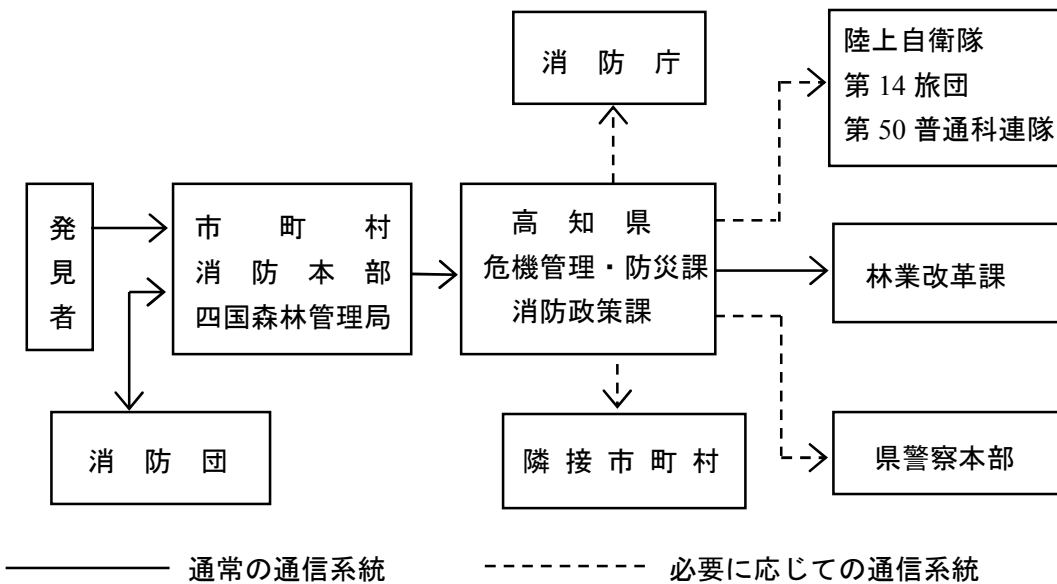
\* 大規模な火事災害時の通報・通信系統図



(別表 2)

○ 第 2 章 林野火災対策

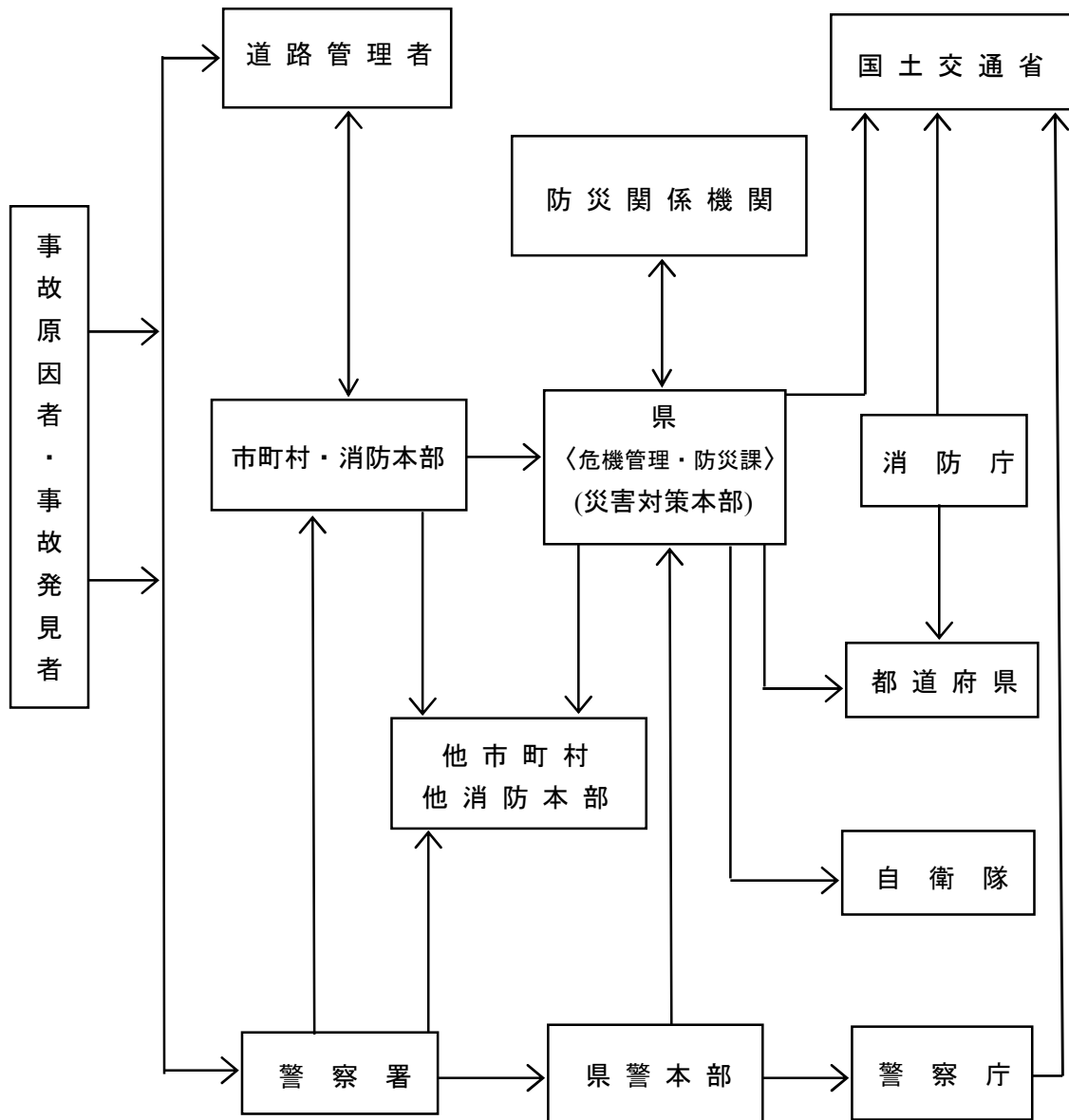
\* 林野火災時の通報・通信系統図



(別表 3)

○ 第 4 章 道路災害対策

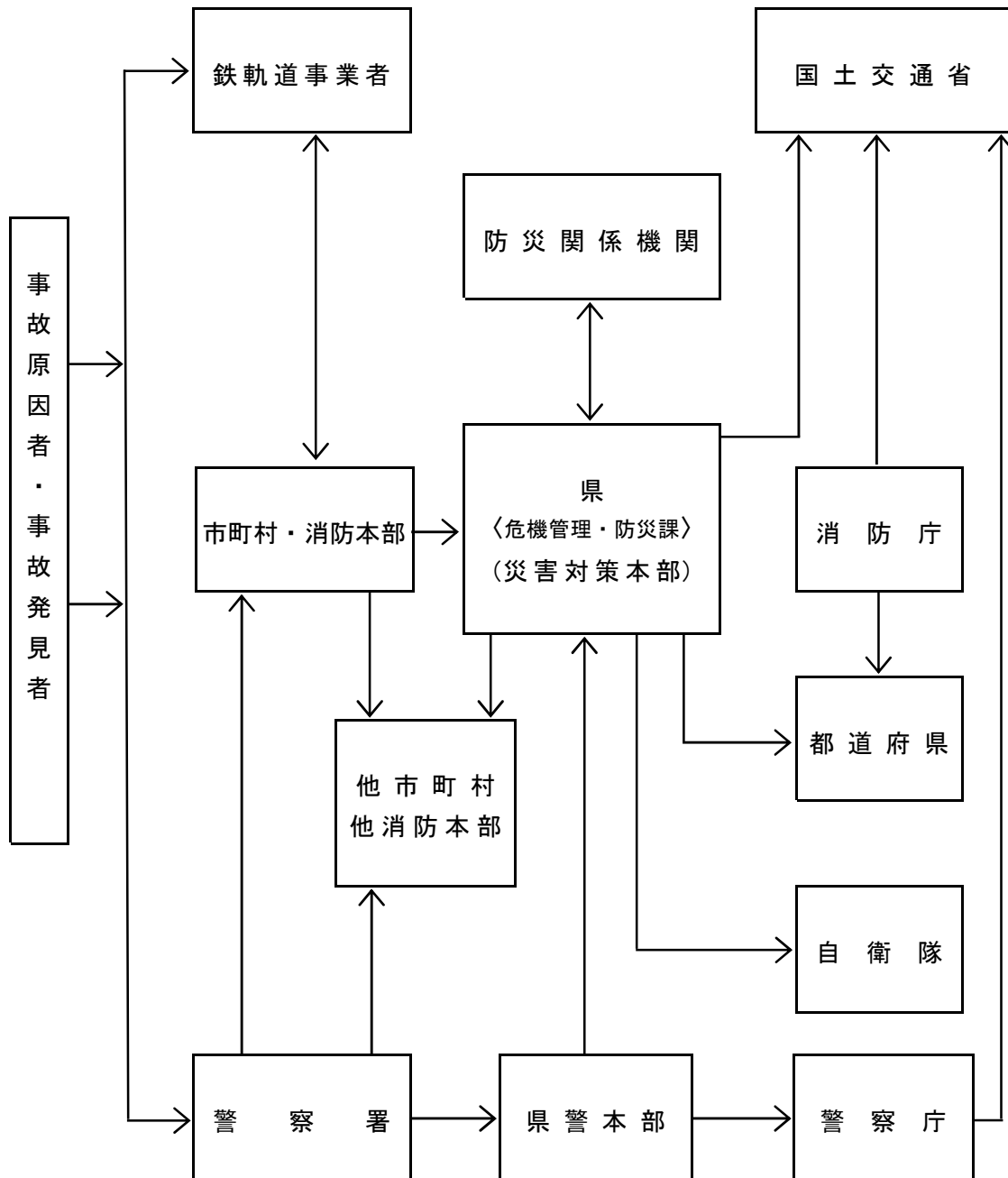
\* 被害情報等の収集伝達系統





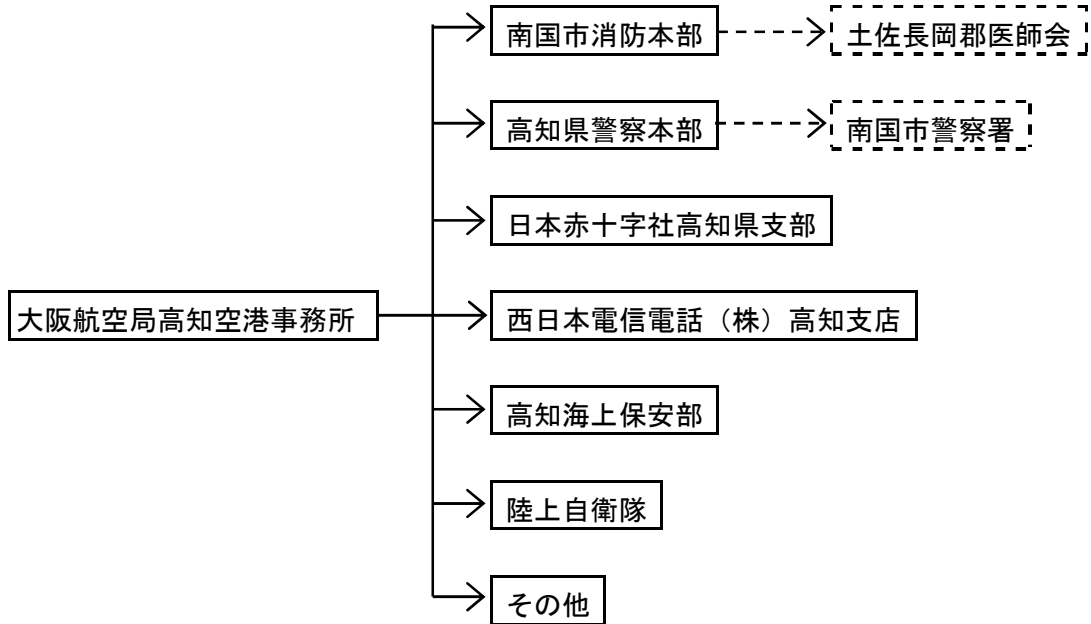
○ 第5章 鉄道災害対策

被害情報等の収集伝達系統

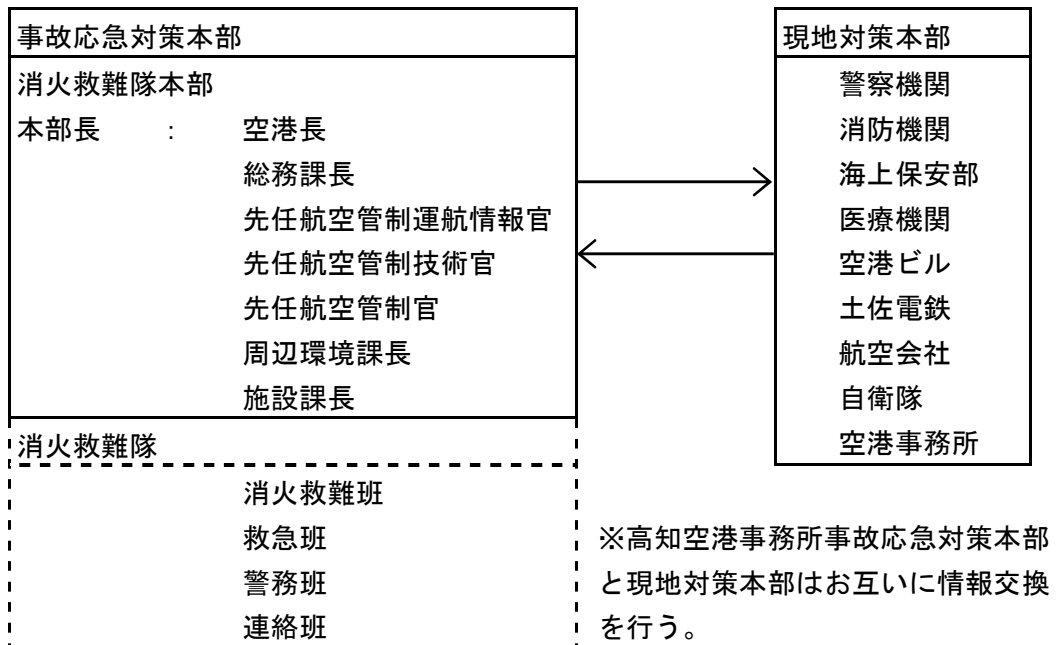


○ 第6章 航空災害対策

航空機事故連絡図



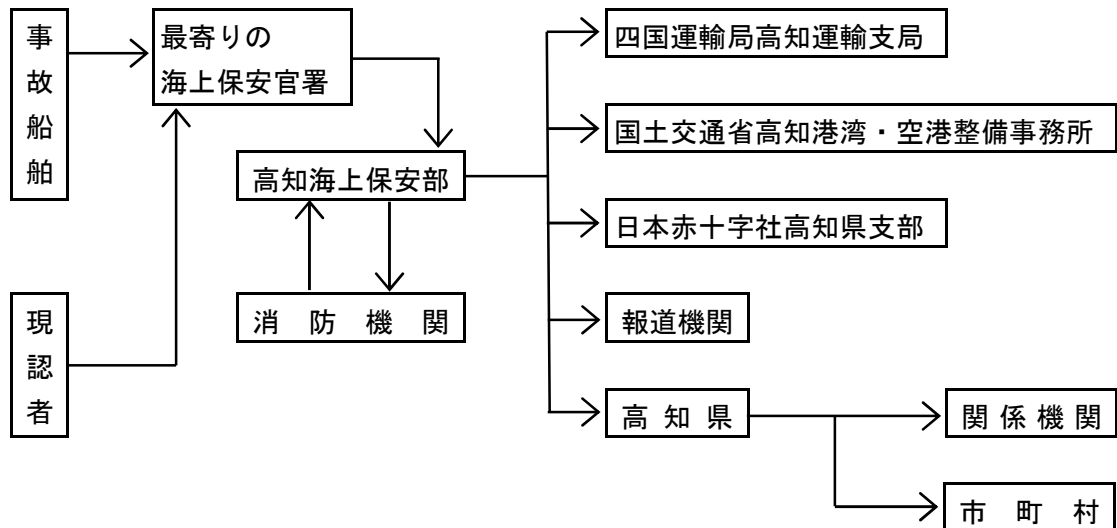
事故対策本部関係図



(別表6)

○ 第7章 海上災害（人身事故等）対策

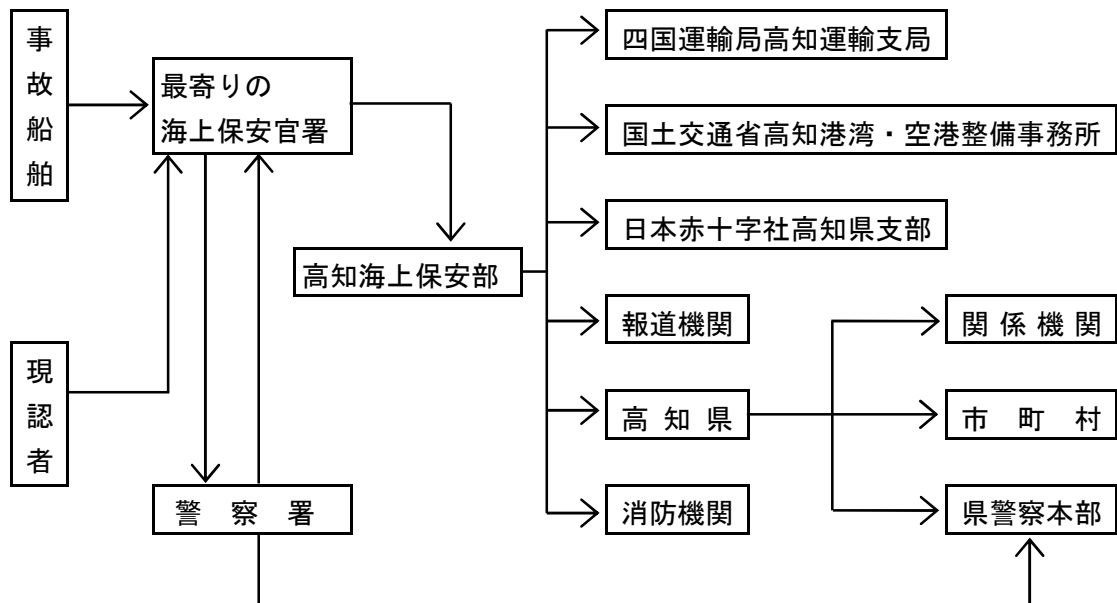
\* 通報連絡系統



(別表7)

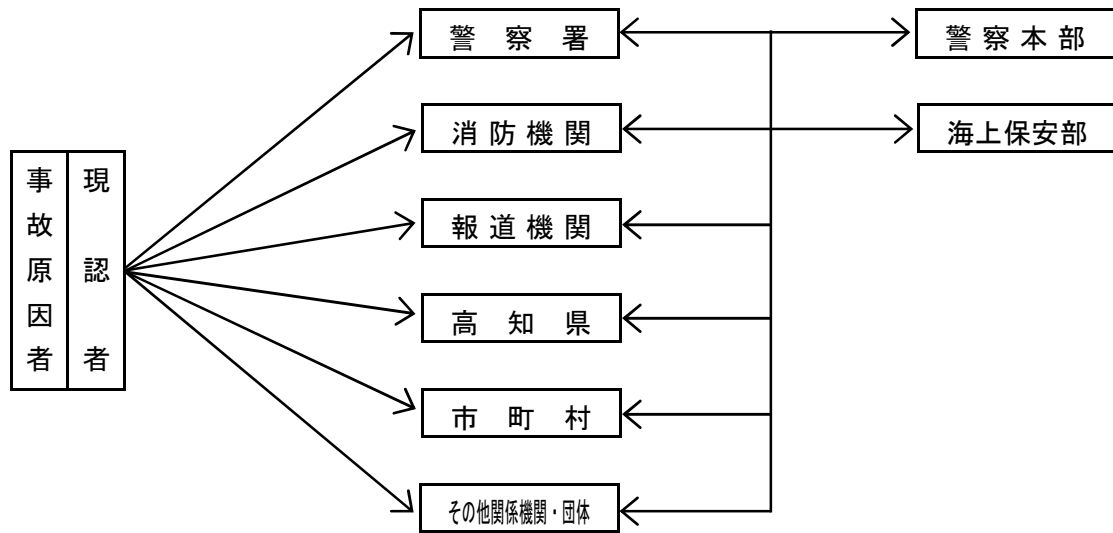
○ 第8章 海上における流出油災害対策

\* 通報連絡系統（海上における流出油事故発生時）



○ 第 9 章 陸上における流出油災害対策

\* 通報連絡系統 (陸上における流出油事故発生時)



# 高知県地域防災計画

## (震災対策編)

平成18年5月修正

高知県防災会議

# 目 次

## 第 1 編 総 則

第 1 章	計画の趣旨	
第 1 節	計画の目的	P 1
第 2 節	計画の構成	P 1
第 3 節	重点を置くべき事項	P 1
第 4 節	計画の効果的な推進	P 2
第 5 節	計画の修正	P 2
第 2 章	高知県の特性	
第 1 節	地質、地層構造	P 4
第 2 節	災害の特徴	P 5
第 3 章	予想される災害	
第 1 節	地震被害想定結果の概要	P 6
第 2 節	津波浸水予測の概要	P 10
第 4 章	高知県防災会議	P 12
第 5 章	防災関係機関	
第 1 節	防災関係機関の責務	P 13
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	P 14
第 6 章	住民、事業所の責務	P 20
第 7 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画	P 21

## 第 2 編 災害予防対策

第 1 章	地域防災体制の確立	
第 1 節	防災まちづくり	P 22
第 2 節	防災知識の日常化	P 24
第 3 節	実践的な防災訓練の実施	P 25
第 4 節	自主的な防災活動への支援	P 26
第 5 節	自発的な支援への環境整備	P 27
第 6 節	防災情報ネットワークの整備	P 28
第 2 章	予防対策の推進	
第 1 節	火災予防対策	P 29
第 2 節	津波災害予防対策	P 31

第3節	危険物等災害予防対策	P 3 4
第4節	建築物等災害予防対策	P 3 5
第5節	地盤災害等予防対策	P 3 6
第6節	公共土木施設等の災害予防対策	
6-1	公共土木施設等の対策	P 3 7
6-2	ライフライン等の対策	P 3 8
6-3	県が管理又は運営する施設に関する対策	P 3 9
第7節	緊急輸送活動	P 4 1
第8節	避難対策	P 4 2
第9節	防災活動体制の整備	P 4 3
第10節	地域への救援対策	
10-1	飲料水、食料等の確保	P 4 4
10-2	消毒、保健衛生体制	P 4 4
10-3	し尿処理及び清掃活動	P 4 4
10-4	医療対策	P 4 5
第11節	災害時要援護者対策	P 4 8

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 災害時応急活動

第1節	活動体制の確立	
1-1	初動体制の確立	P 5 0
1-2	災害対策本部の設置	P 5 1
1-3	防災関係機関の応援・協力体制	P 5 7
第2節	情報の収集・伝達	P 5 8
第3節	通信連絡	P 6 1
第4節	応援要請	P 6 2
第5節	広報活動	P 6 4
第6節	避難活動等	
6-1	避難勧告・指示	P 6 6
6-2	避難場所の運営	P 6 7
第7節	災害拡大防止活動	
7-1	消防活動	P 6 8
7-2	水防活動	P 6 8
7-3	人命救助活動	P 6 8
7-4	被災建築物に対する応急危険度判定	P 6 9
7-5	被災宅地の応急危険度判定	P 6 9
第8節	緊急輸送活動	P 7 0
第9節	交通確保対策	P 7 2
第10節	社会秩序維持活動等	P 7 4

第 11 節	地域への救援活動	
11 - 1	物資の確保、調達	P 7 5
11 - 2	物価の安定等	P 7 6
11 - 3	医療・助産	P 7 7
11 - 4	消毒・保健衛生	P 7 7
11 - 5	廃棄物処理	P 7 7
11 - 6	遺体の検案等	P 7 8
11 - 7	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	P 7 8
11 - 8	応急仮設住宅等	P 7 9
第 12 節	資機材、人員等の配備手配	P 8 0
第 13 節	ライフライン等施設の応急対策	
13 - 1	電力施設	P 8 1
13 - 2	ガス施設	P 8 1
13 - 3	上・下水道施設	P 8 2
13 - 4	工業用水道施設	P 8 2
13 - 5	通信施設	P 8 3
第 14 節	教育対策	P 8 4
第 15 節	労務の提供	P 8 5
第 16 節	災害時要援護者への配慮	P 8 5
第 17 節	災害応急金融対策	P 8 6
第 18 節	災害応急融資	P 8 7
第 19 節	二次災害の防止	P 8 8
第 20 節	自発的支援の受入れ	P 8 9

第 2 章	自衛隊の災害派遣	
第 1 節	災害派遣要請ができる範囲	P 9 0
第 2 節	災害派遣要請の手続き	P 9 1
第 3 節	派遣部隊の受入体制	P 9 2
第 4 節	派遣部隊の業務及び撤収等	P 9 2

## 第 4 編 災害復旧・復興対策

第 1 章	災害復旧対策	
第 1 節	復旧・復興の基本的方針の決定	P 9 4
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	P 9 4
第 2 章	復興計画	
第 1 節	復興計画の進め方	P 9 6
第 2 節	被災者等の生活再建等の支援	P 9 7



第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	P 9 8
-------------------------	-------

## 第5編 重点的な取り組み

第1章 強い揺れから身を守る対策	
1-1 建物の倒壊から身を守る	P 9 9
1-2 家具等の転倒から身を守る	P 9 9
1-3 揺れを感じたときの行動を身につける	P 9 9
1-4 火災による被害をおさえる	P 1 0 0
第2章 大津波から避難する対策	
2-1 津波の危険性を知る	P 1 0 1
2-2 津波の発生を知る	P 1 0 2
2-3 津波から避難をする	P 1 0 2
2-4 避難の安全性を高める	P 1 0 3
第3章 震災に強い人・地域づくり対策	
3-1 学校・地域での防災教育	P 1 0 4
3-2 一般住民への防災教育	P 1 0 4
3-3 防災のエキスパートの養成	P 1 0 5
3-4 防災の視点に立った公共施設の整備	P 1 0 5
3-5 技術的・財政的支援	P 1 0 5

別 表

資 料

# 第1編 総則

## 第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、本県の地域にかかる地震災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本県の地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（本県においては全市町村）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

### 第2節 計画の構成

- 本計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成します。
- 震災対策編は、地震対策における計画としています。なお、この計画に定めがない事項については、「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」に記述しています。
- 特別措置法に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」は、「震災対策編」に含まれています。（平成16年7月に作成した「東南海・南海地震防災対策推進計画編」は、「震災対策編」に統合しました。）

### 第3節 重点を置くべき事項

- 本県は南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われています。地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人

命及び財産を失ってきています。

- このため、本県においては、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先しながら、ソフト対策を補完するものとして効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図ります。
- 過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生しています。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていきます。

#### 第4節 計画の効果的な推進

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとします。
- 市町村は、それぞれの市町村の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、市町村地域防災計画に修正を加えるものとします。
- 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとします。

- (1) 本計画に基づくアクションプラン(実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。)の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、アクションプランの定期的な点検
- (3) 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

#### 第5節 計画の修正

- 本計画は地震に関する経験と対策の積重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第40条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

[注 記] 本計画における用語について

住 民 ・ ・ ・ ・ ・ 県の地域に住所を有する者、他県から県の地域に通学・通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含めます。

災害時要援護者 ・ ・ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な方です。

防災関係機関 ・ ・ ・ 国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関 ・ ・ ・ ・ ・ 防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。

県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。

市町村 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 市町村の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。

自衛隊 ・ ・ ・ ・ ・ 陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。

ライフライン ・ ・ ・ 電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。

## 第2章 高知県の特性

地質、地層構造及び災害の特徴について記述します。

### 第1節 地質、地層構造(詳細については、資料編参照)

本県の地質には、基盤岩類を三地帯に分けるほぼ東西性の二大構造線があり、北側を中央構造線、南側を仏像構造線と呼びます。

これらの構造線によって、高知県は北から三波川(さんばがわ)帯、秩父帯及び四万十帯に分かれます。

以上の基盤岩類を被覆して、各帯には不規則に分布する未固結堆積物の第四系と、また四万十帯には未固結ないし固結堆積物の鮮新統が分布します。

本県は、山地面積が大きい県です。最大の高知平野の東部は、物部川下流の扇状地性平野であり、砂礫質の地域が広く、地盤は地震に対して強いと考えられています。

高知市の地域では国分川下流部のデルタ性平野が広がり、地盤は軟弱かつ満潮面以下の地域もあります。各地の中小河川の下流部には軟弱な地盤の分布するところもあり、場所によっては液状化現象が発生しやすくなっています。

四万十川河谷の平野にも軟弱地盤が広く分布し、過去に地震による木造建築物の大きな被害が知られています。

山間の河川は四万十川とその支流に代表されるように、河道が山地にくいこんだまま蛇行している嵌入蛇行の典型例として知られています。これは山地の隆起を物語っています。

県東部の海岸線は室戸半島の西岸に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸であり、波蝕台が長く連なっています。高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜の海岸線が特徴的です。高知以西では沈水したりアス式海岸線が特徴的であり、湾入部は津波被害をくりかえしてきました。室戸半島や足摺岬などには数段の河岸段丘が発達し、間欠的な隆起をくりかえして来たことを示しています。

## 第2節 災害の特徴

### (1) 南海トラフを震源とする地震

○この地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部(平成18年1月)から発表されています。

◇今後30年以内の発生確率：50%程度

○震度5弱～6強(一部では震度7)の地震動が予測されます。

◇地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性があります。

○地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは、6～8m、ところによっては10mを超える非常に高い津波高が予測されます。

○近年で大きな被害を受けた事例

◇昭和21年の南海地震による被害

(死者・行方不明者679人、負傷者1,836人)

### (2) 日向灘を震源とする地震

○地震調査研究推進本部(平成17年9月)が公表した、日向灘の地震を想定した強震動評価で、震度5強以上の揺れに見舞われると予測された地域は以下のとおりです。

震度6弱 宿毛市、土佐清水市、大月町

震度5強 四万十市、三原村

○日向灘を震源とする地震により発生する津波で、被害が発生する可能性があります。

### (3) 海外など遠隔地で発生した地震による被害

◇昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。

### 第3章 予想される災害

#### 第1節 地震被害想定結果の概要

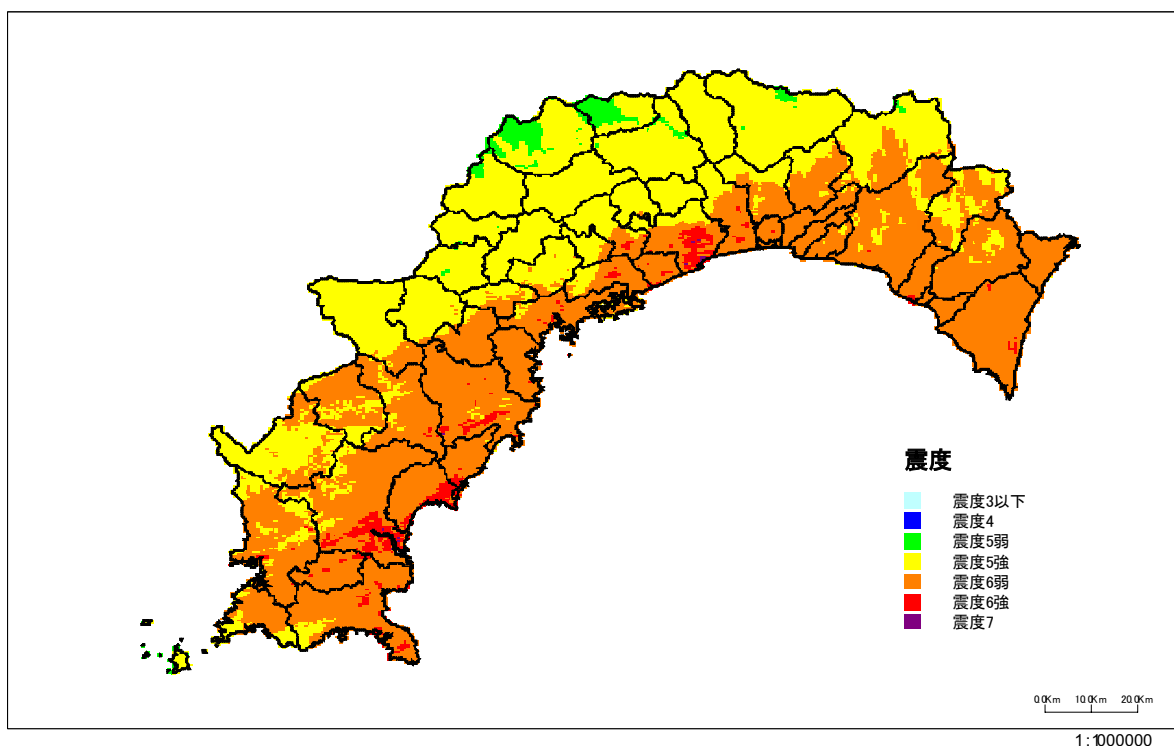
地震防災対策の基礎資料とすることを目的に、第2次高知県地震対策基礎調査（平成16年3月）を実施し、次に発生が予想される南海地震による地震動及び津波に関する被害想定を行いました。

#### 1 想定される地震動及び津波

##### (1) 地震動

高知県としては、地震動解析による検討の結果、国の中央防災会議が採用している震源モデル（東南海・南海地震が同時に連続して発生するケース（以下「中防モデル」という。))よりも、震度が大きく、揺れの強い安政南海地震（1854年、マグニチュード8.4）を再現した震源モデル（南海地震が単独で発生するケース（以下「高知県モデル」という。))を被害想定等のための震源として想定することが地震対策上適当と考え、採用しました。

高知県モデルによって求められた震度分布は、次のとおりです。

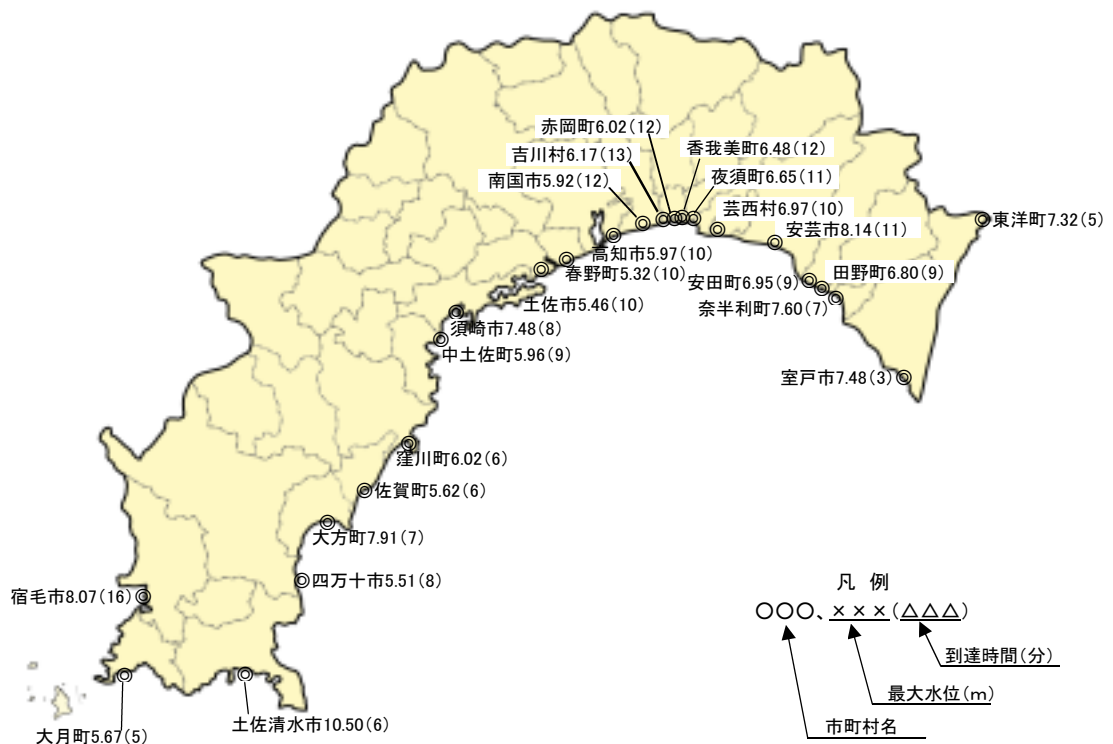


## (2) 津波

本県では、中防モデルの検討も行いつつ、高知県沿岸における歴史津波の再現性を重視し、既往最大級の津波である安政南海地震を想定した高知県モデルを採用しました。

ただし、沿岸が東西に長いことを考慮し、波源位置を南海トラフに沿って移動（5か所）させ、その中の最高津波高の最高値をその評価点における最高津波高とすることにしました。

これによって、求められた各市町村の沿岸線での津波の最大水位及び津波到達時間は次のとおりです。



- 注) 1 設定した津波の高さは、最悪の場合を想定し、満潮時に津波がきたという想定で被害想定を行うため、T.P. ±0.0mで計算した値に満潮位面を加えました。(※T.P.: 東京湾平均海面)
- 2 津波の到達時間は、過去の被災事例から、犠牲者が発生している水位上昇50cmを津波の到達時間とすることにし、各市町村において、この水位上昇が発生した時間の最短時間を津波の到達時間としました。
- 3 市町村名は、平成17年4月現在で表示。



## 2 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害の想定などを行いました。  
 主な概要は、次のとおりです。

### (1) 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、木造・非木造の構成比や木造建物の密度、地域の消防力、危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）と被害区分との関係から求めました。

市・郡	町・村	建物棟数			揺れによる建物被害(棟)		火災による建物焼失(棟)			がけ崩れによる建物被害(棟)		液状化による被害(棟)	津波による建物被害(棟)	
		総数	木造	非木造	全壊	半壊	冬18時	冬5時	春夏秋の昼	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊
全 県 集 計		532,941	414,814	118,127	31,191	50,983	14,042	2,712	8,329	9,942	23,189	2,132	35,735	11,750
高知市		106,895	62,256	44,639	7,495	10,232	5,337	1,091	3,237	1,113	2,598	629	7,454	718
室戸市		21,464	19,711	1,753	1,209	2,937	303	14	129	487	1,136	54	1,136	591
安芸市		20,935	18,544	2,391	2,133	3,515	852	154	502	164	383	86	4,188	1,267
南国市		47,944	36,547	11,397	3,102	5,206	1,171	184	671	327	762	157	777	1,760
土佐市		27,668	23,167	4,501	2,135	3,378	995	199	599	528	1,232	120	353	1,182
須崎市		23,294	17,963	5,331	2,487	3,043	1,795	476	1,158	659	1,537	111	4,493	691
中村市		21,039	13,303	7,736	2,365	2,436	919	218	575	817	1,906	163	944	393
宿毛市		17,551	13,330	4,221	952	1,688	207	29	116	689	1,607	66	1,494	325
土佐清水市		11,435	10,522	913	1,209	1,480	344	85	212	514	1,199	57	2,242	171
安芸郡	東洋町	2,127	2,037	90	118	270	3	—	—	251	586	8	434	33
安芸郡	奈半利町	3,328	2,891	437	129	339	42	1	21	14	32	13	412	446
安芸郡	田野町	3,241	2,803	438	150	382	78	9	43	4	9	13	817	474
安芸郡	安田町	5,106	4,589	517	314	728	93	16	52	91	212	31	600	350
安芸郡	北川村	621	474	147	22	59	—	—	—	71	166	2	0	0
安芸郡	馬路村	819	803	16	30	77	—	—	—	8	18	1	0	0
安芸郡	芸西村	1,748	1,348	400	7	26	—	—	—	11	27	5	213	70
香美郡	赤岡町	2,275	1,723	552	56	175	51	3	26	1	3	5	706	508
香美郡	香我美町	9,326	7,616	1,710	252	805	15	—	3	36	83	38	591	264
香美郡	土佐山田町	11,759	10,461	1,298	133	481	1	—	—	56	130	14	0	0
香美郡	野市町	12,583	9,285	3,298	538	1,172	112	5	44	8	19	26	46	71
香美郡	夜須町	4,739	3,979	760	148	462	2	—	—	16	38	16	782	74
香美郡	香北町	7,534	6,302	1,232	99	407	2	—	—	113	265	1	0	0
香美郡	吉川村	1,429	1,003	426	15	50	1	—	1	1	3	2	654	173
香美郡	物部村	2,649	2,549	100	20	94	—	—	—	66	153	—	0	0
長岡郡	本山町	5,154	4,555	599	14	87	—	—	—	114	265	2	0	0
長岡郡	大豊町	11,932	11,177	755	24	168	—	—	—	346	807	—	0	0
土佐郡	鏡村	1,956	1,654	302	13	61	—	—	—	46	106	1	0	0
土佐郡	土佐山村	1,646	1,573	73	8	46	—	—	—	23	54	—	0	0
土佐郡	土佐町	2,213	1,906	307	3	15	—	—	—	220	512	—	0	0
土佐郡	大川村	259	210	49	—	1	—	—	—	27	63	0	0	0
土佐郡	本川村	742	674	68	1	7	—	—	—	19	44	0	0	0
吾川郡	伊野町	17,771	14,373	3,398	748	1,485	466	76	270	270	629	93	0	0
吾川郡	池川町	1,169	1,145	24	4	23	—	—	—	143	333	0	0	0
吾川郡	春野町	11,534	8,709	2,825	1,136	1,572	110	5	47	41	96	56	1,005	221
吾川郡	吾川村	2,107	1,919	188	8	49	—	—	—	114	267	—	0	0
吾川郡	吾北村	6,480	5,616	864	31	171	—	—	—	256	597	—	0	0
高岡郡	中土佐町	8,732	8,200	532	644	1,102	430	68	249	224	522	45	2,386	1,264
高岡郡	佐川町	16,108	13,618	2,490	133	542	4	—	—	82	191	67	0	0
高岡郡	越知町	9,904	8,123	1,781	54	269	—	—	—	124	290	16	0	0
高岡郡	窪川町	20,119	16,687	3,432	1,507	2,350	349	41	188	89	207	105	613	169
高岡郡	檮原町	5,984	5,534	450	55	229	2	—	—	49	114	3	0	0
高岡郡	大野見村	2,657	2,410	247	80	236	25	—	9	44	102	4	0	0
高岡郡	東津野村	1,107	1,075	32	11	46	—	—	—	85	197	1	0	0
高岡郡	葉山村	1,836	1,788	48	53	109	—	—	—	73	169	12	0	0
高岡郡	仁淀村	1,737	1,618	119	10	52	—	—	—	87	204	—	0	0
高岡郡	日高村	7,025	5,413	1,612	44	219	2	—	—	299	698	26	0	0
幡多郡	佐賀町	1,643	1,330	313	65	131	2	—	—	308	718	7	219	254
幡多郡	大正町	2,184	2,092	92	77	200	6	1	4	209	488	3	0	0
幡多郡	大方町	11,579	9,785	1,794	1,083	1,668	317	37	173	118	275	52	3,155	271
幡多郡	大月町	4,920	4,271	649	122	338	6	—	—	141	330	8	21	10
幡多郡	十和村	3,876	3,280	596	72	242	—	—	—	218	508	4	0	0
幡多郡	西土佐村	2,127	1,978	149	1	9	—	—	—	72	169	3	0	0
幡多郡	三原村	931	895	36	72	114	—	—	—	56	130	6	0	0

(注) 市町村は、平成16年3月現在の市町村区分で表示。

表中「—」は、若干ですが建物被害が生じる可能性があることを表しています。

## (2) 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、①揺れ（建物倒壊）によるもの、②がけ崩れによるもの、③火災によるものが支配的です。

津波による人的被害も、基本的には、津波来襲時に建物が津波によって倒壊し、建物の中にいる人が被害を受ける場合の想定です。

市・郡	町・村	平成12年国勢調査		揺れ(建物倒壊)による死傷者数				がけ崩れによる死傷者数		火災による死傷者数						津波による死者数(人)			
		人口	世帯数	死者数(人)			負傷者数(人)	死者数(人)	負傷者数(人)	死者数(人)			負傷者数(人)			避難意識が高い場合		避難意識が低い場合	
				総数	木造全壊による	非木造全壊による				冬の夕方	冬の早朝	春夏秋冬の昼間	冬の夕方	冬の早朝	春夏秋冬の昼間	早朝	昼間	早朝	昼間
		総数	木造全壊による	非木造全壊による	死者数(人)	負傷者数(人)	冬の夕方	冬の早朝	春夏秋冬の昼間	冬の夕方	冬の早朝	春夏秋冬の昼間	早朝	昼間	早朝	昼間			
全 県		813,949	319,873	1,807	1,710	97	9,343	683	853	771	148	458	2,947	570	1,748	3,404	3,095	6,989	6,354
高知市		330,654	140,388	353	301	52	4,267	76	95	294	60	178	1,121	229	680	949	863	2,336	2,123
室戸市		19,472	7,906	81	80	1	281	33	42	17	1	7	64	3	27	91	82	148	135
安芸市		21,321	8,279	140	139	1	371	11	14	47	8	28	179	32	105	443	403	736	669
南国市		49,965	18,314	191	186	5	603	22	28	64	10	37	246	39	141	86	78	196	178
土佐市		30,338	10,342	139	138	1	480	36	45	55	11	33	209	42	126	85	77	192	175
須崎市		27,569	9,658	155	150	5	429	45	56	99	26	64	377	100	243	351	319	623	566
中村市		34,988	11,979	98	78	20	553	56	70	51	12	32	193	46	121	107	97	202	184
宿毛市		25,970	9,379	58	56	2	311	47	59	11	2	6	43	6	24	46	42	394	359
土佐清水市		18,512	7,920	77	75	2	263	35	44	19	5	12	72	18	45	309	281	462	420
安芸郡 東洋町		3,744	1,639	8	8	—	54	17	22	—	—	—	1	—	—	47	42	74	67
安芸郡 奈半利町		4,027	1,599	8	8	—	42	1	1	2	—	1	9	—	4	57	52	93	85
安芸郡 田野町		3,315	1,310	10	10	—	42	—	—	4	—	2	16	2	9	75	68	124	113
安芸郡 安田町		3,535	1,317	20	20	—	53	6	8	5	1	3	20	3	11	45	41	76	69
安芸郡 北川村		1,591	635	2	2	—	16	5	6	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
安芸郡 馬路村		1,195	516	2	2	—	13	1	1	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
安芸郡 芸西村		4,366	1,478	—	—	—	5	1	1	—	—	—	—	—	—	23	21	41	37
香美郡 赤岡町		3,388	1,334	4	4	—	22	—	—	3	—	1	11	1	5	81	74	175	159
香美郡 香我美町		2,623	2,176	16	16	—	52	2	3	1	—	—	3	—	1	36	32	77	70
香美郡 土佐山田町		22,427	8,661	9	9	—	80	4	5	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
香美郡 野市町		16,595	5,811	32	30	2	161	1	1	6	—	2	24	1	9	7	6	15	14
香美郡 須賀町		4,281	1,568	10	10	—	38	1	1	—	—	—	—	—	—	51	47	96	87
香美郡 香北町		5,596	2,080	6	6	—	26	8	10	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
香美郡 吉川村		2,032	852	1	1	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	69	63	149	136
香美郡 物部村		3,152	1,398	1	1	—	10	5	6	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
長岡郡 本山村		4,657	1,910	1	1	—	6	8	10	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
長岡郡 大豊町		6,378	2,881	2	2	—	7	24	30	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土佐郡 鏡村		1,644	521	1	1	—	4	3	4	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土佐郡 土佐山村		1,323	449	1	1	—	3	2	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土佐郡 土佐町		5,035	2,165	—	—	—	2	15	19	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土佐郡 大川村		569	264	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土佐郡 本川村		759	383	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
吾川郡 伊野町		24,612	8,576	46	44	2	218	19	23	26	4	15	98	16	57	0	0	0	0
吾川郡 池川町		2,432	1,080	—	—	—	4	10	12	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
吾川郡 春野町		15,358	5,047	71	70	1	193	3	4	6	—	3	23	1	10	56	50	112	102
吾川郡 吾川村		3,072	1,315	1	1	—	6	8	10	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
吾川郡 吾北村		3,358	1,326	2	2	—	7	18	22	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 中土佐町		7,011	2,650	43	43	—	72	15	19	24	4	14	90	14	52	122	111	225	205
高岡郡 佐川町		14,777	5,262	8	8	—	44	6	7	—	—	—	1	—	—	0	0	0	0
高岡郡 越知町		7,411	2,881	4	4	—	15	9	11	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 窪川町		14,842	5,824	95	93	2	165	6	8	19	2	10	73	9	39	26	23	46	41
高岡郡 橋原町		4,860	1,951	4	4	—	16	3	4	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 大野見村		1,711	615	5	5	—	15	3	4	1	—	—	5	—	2	0	0	0	0
高岡郡 東津野村		2,833	1,015	1	1	—	10	6	7	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 葉山村		4,425	1,435	3	3	—	31	5	6	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 仁淀村		2,685	1,130	1	1	—	7	6	7	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
高岡郡 日高村		5,988	2,077	3	3	—	16	21	26	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
幡多郡 佐賀町		4,189	1,465	4	4	—	40	21	26	—	—	—	—	—	—	53	48	98	89
幡多郡 大正町		3,429	1,253	5	5	—	31	14	18	—	—	—	1	—	1	0	0	0	0
幡多郡 大方町		10,019	3,663	68	67	1	162	8	10	17	2	10	67	8	36	190	173	298	271
幡多郡 大月町		6,956	2,854	8	8	—	40	10	12	—	—	—	1	—	—	1	1	3	3
幡多郡 十和村		3,573	1,251	4	4	—	21	15	19	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
幡多郡 西土佐村		3,816	1,343	—	—	—	1	5	6	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
幡多郡 三原村		1,871	749	5	5	—	27	4	5	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

(注) 市町村は、平成16年3月現在の市町村区分で表示。

表中「—」は、若干ですが人的被害が生じる可能性があることを表しています。

## 第2節 津波浸水予測の概要

各市町村の津波避難計画や津波ハザードマップ作成のための基礎資料とすることを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮した浸水予測図（高知県津波防災アセスメント補完調査：平成17年5月）を作成しました。

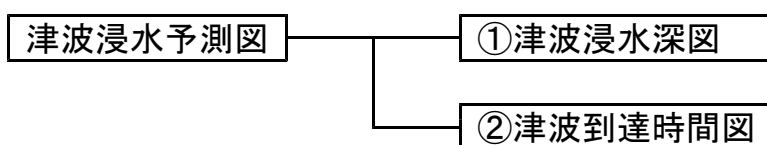
### 1 解析条件

津波浸水予測計算に必要となる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりです。

- ①津波外力（規模）の想定：1854年安政南海地震（M8.4）相当
- ②波源モデル：相田（1981）モデル20’  
波源の設定位置は、地震の位置・規模などの不確定性や高知県沿岸部全域をカバーすることを考慮して、5つの波源モデルを設定。
- ③初期潮位：津波防災上の観点（安全側の評価）から、「朔望平均満潮位（T. P + 0.85 m）」に設定
- ④地盤変動の考え方：
  - ・地盤が沈降すると予想される場合は、「沈降後の地盤の高さ」
  - ・地盤が隆起すると予想される場合は、「隆起を無視した当初の地盤高さ」

### 2 津波浸水予測図の種類

「津波浸水深図」と「津波到達時間図」の2種類の図で構成しています。



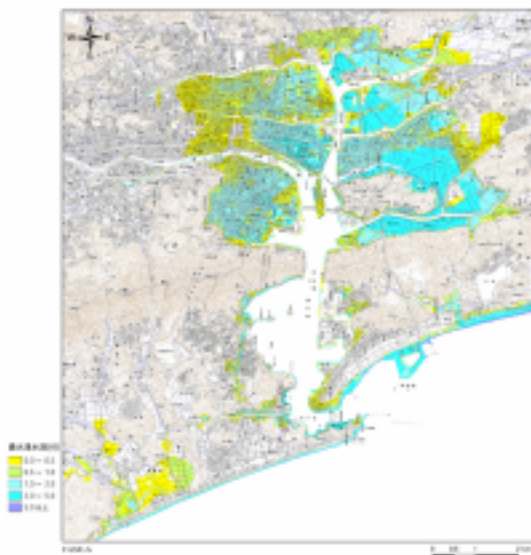
浸水した場合に想定される水深（浸水深）は、下表の5段階で表示しています。

浸水深(m)	浸水深	浸水の目安
0.0~0.5	0.5m	大人の膝までつかる程度
0.5~1.0	1.0m	大人の腰までつかる程度
1.0~2.0	2.0m	1階の軒下まで浸水する程度
2.0~5.0	5.0m	2階の軒下まで浸水する程度
5.0以上		

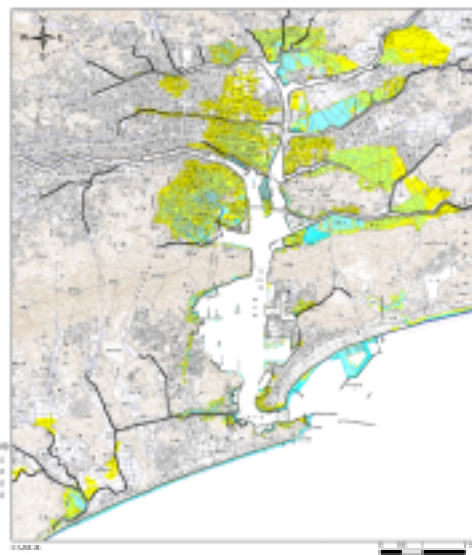
## 【高知市の例】

### ①津波浸水深図

○最終防潮ライン施設が機能しない場合



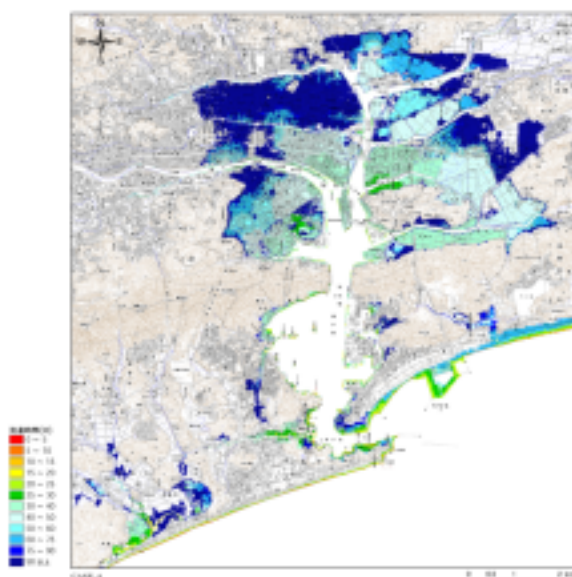
○最終防潮ライン施設が機能する場合



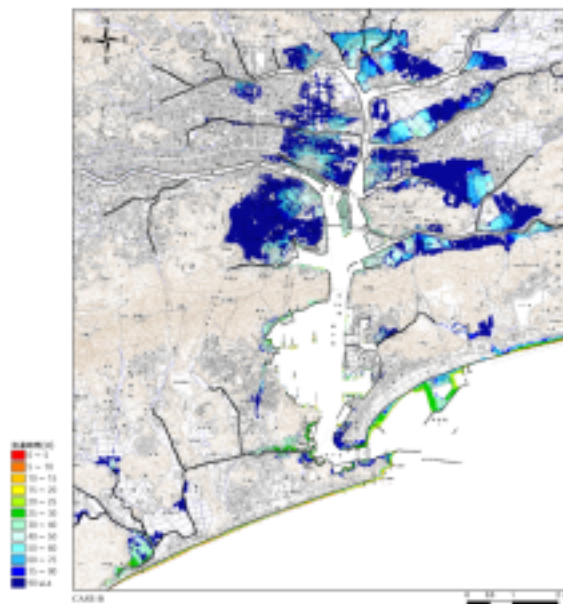
※5つの波源モデル毎に浸水深を求め、その中で一番厳しい値を採用しています。

### ②津波到達時間図

○最終防潮ライン施設が機能しない場合



○最終防潮ライン施設が機能する場合



※津波発生後、その地点の水位が10cmになったときの時間を表しています。

## 第4章 高知県防災会議

高知県防災会議の所掌事務などについて定めます。

### 1 設置及び所掌事務

○災害対策基本法第14条の規定に基づき、高知県防災会議を設置し、その所掌事務を定めます。

○所掌事務は次のとおりです。

- (1) 高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること
- (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 2 組織及び運営

○高知県防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第15条及び高知県防災会議条例、高知県防災会議運営要綱の定めるところによります。

## 第5章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかると事務又は業務を遂行します。

### 第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

#### 1 県

- 県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行います。
- 特に、南海地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海地震対策推進本部〕を設置します。

#### 2 市町村

- 市町村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

#### 3 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

#### 4 指定公共機関・指定地方公共機関

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

#### 5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

### 1 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示</li> <li>(9) 水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</li> <li>(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>(15) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> <li>(16) 災害復旧・復興の実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導、その他の地震対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設</li> <li>(9) 消防、水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の保健衛生及び応急教育</li> <li>(14) その他の地震災害発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> <li>(15) 災害復旧・復興の実施</li> </ul>

## 2 指定地方行政機関

<p>四国管区 警察 局</p>	<p>(1) 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導・調整  (2) 他管区警察局及び警察庁との連携  (3) 管区内防災関係機関との連携  (4) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡  (5) 警察通信の確保及び統制  (6) 広域緊急援助隊の運用  (7) 管区内各県警察への津波警報等の伝達</p>
<p>四国財務局高 知財務事務所</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会  (2) 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会  (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請  ①災害関係の融資  ②預貯金の払戻及び中途解約  ③手形交換、休日営業等  ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予  (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付  (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付  (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
<p>四国厚生 支 局</p>	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
<p>中国四国 農 政 局</p>	<p>(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災  (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理  (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導  (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策  (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業  (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
<p>中国四国農政 局高知農政事 務所</p>	<p>災害時における応急食料の緊急引き渡し</p>



四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施</li> <li>(2) 国有保安林の整備保全</li> <li>(3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整</li> </ul>
四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>(2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> <li>(3) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等</li> </ul>
中国四国産業保安監督部四国支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における電気・ガス事業にかかる応急対策等</li> <li>(2) 危険物等の保安の確保</li> <li>(3) 鉱山における災害の防止</li> <li>(4) 鉱山における災害時の応急対策</li> </ul>
四国運輸局高知運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における自動車による輸送の斡旋</li> <li>(2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋</li> </ul>
大阪航空局高知空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保</li> <li>(2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</li> </ul>
高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>(2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</li> <li>(3) 海上における人命救助</li> <li>(4) 避難者、救援物資等の緊急輸送</li> <li>(5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査</li> <li>(6) 海上における流出油事故に関する防除措置</li> <li>(7) 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>(8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</li> <li>(9) 海上治安の維持</li> <li>(10) 海上における特異事象の調査</li> </ul>
高知地方気象台	<p>気象、地象及び水象に関する予警報等の発表及び関係機関への伝達</p>
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導</li> <li>(2) 高知地区非常通信協議会の育成指導</li> <li>(3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</li> <li>(4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</li> <li>(5) 災害時における通信機器の供給の確保</li> </ul>

高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</li> <li>(2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</li> <li>(3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</li> <li>(4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</li> <li>(5) 労働条件の確保に向けた総合相談</li> <li>(6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払</li> <li>(7) 被災労働者に対する労災保険給付</li> <li>(8) 労働保険料の納付に関する特例措置</li> <li>(9) 雇用保険の失業認定に関すること</li> <li>(10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること</li> </ul>
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</li> <li>(3) 港湾・海岸・空港の災害応急対策</li> <li>(4) 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</li> <li>(5) 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</li> </ul>

### 3 自衛隊

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力</li> <li>(3) 災害派遣の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)</li> </ul> </li> <li>(4) 防衛庁の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与</li> </ul>
---

### 4 指定公共機関

西日本 電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達</li> </ul>
(株)NTT ドコモ四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 災害非常通話の確保</li> </ul>
日本郵政 公 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>(5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>(6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>(7) 通信病院の医療救護活動</li> <li>(8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請</li> <li>(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</li> </ul>
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金の確保及び決済機能の維持</li> <li>(2) 金融機関の業務運営の確保</li> <li>(3) 非常金融措置の実施</li> </ul>
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における医療救護</li> <li>(2) 死体の処理及び助産</li> <li>(3) 血液製剤の確保及び供給のための措置</li> <li>(4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置</li> <li>(5) 被災者に対する救援物資の配布</li> <li>(6) 義援金の募集受付</li> <li>(7) 防災ボランティアの登録及び育成</li> <li>(8) 防災ボランティアの活動調整</li> <li>(9) 各種ボランティアの調整、派遣</li> </ul>
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底</li> <li>(2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報</li> <li>(3) 生活情報、安否情報の提供</li> </ul>

	(4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給
KDDI(株)高松テクノロジーセンター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保

## 5 指定地方公共機関

四国ガス(株) (社)高知県エルピーガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象予警報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供

土佐くろしお鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
土佐電気鉄道(株) (社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(社)高知県医師会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う。

## 第6章 住民、事業所の責務

住民、事業所の地震時における防災活動について定めます。

### 1 住民

- 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には災害時要援護者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

### 2 事業所

- 事業所は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努めるものとします。
- 地震時に果たす役割
  - （1）従業員や利用者等の安全確保
  - （2）事業の継続
  - （3）地域への貢献・地域との共生
  - （4）二次災害の防止

## 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めます。

南海トラフを震源とする巨大地震から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとします。

なお、県有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て、整備を図っていきます。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 高規格道路等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- 7 共同溝
- 8 社会福祉施設の改築
- 9 公立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校、養護学校の改築又は補強
- 10 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 11 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 12 地域防災拠点施設
- 13 防災行政無線
- 14 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- 15 その他

## 第2編 災害予防対策

### 第1章 地域防災体制の確立

災害予防対策を進めるうえでの基礎となる事項です。

#### 第1節 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

##### 1 地震に強い市街地の形成

- 市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

##### 2 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。
- 個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修・建替の促進を図ります。

##### 3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、地震、津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築します。
- 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進するものとします。  
（市町村）

##### 4 危険物施設等の安全確保

- 発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。  
（各消防本部等）

## 5 液状化への取り組み

○液状化の危険度が高い地域の調査を検討します。



## 第2節 防災知識の日常化

防災関係者をはじめ、全ての県民の皆さんが、地震・津波に関する知識を常識として持つための取組みを進めます。

### 1 防災関係者の研修

○防災関係機関は、職員を対象とし、地震・津波に関する研修を毎年実施することとします。

### 2 防災教育の実施（詳細は、第5編「重点的な取組み」）

○南海地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組みを家庭、地域へと広げていきます。  
（総務部、県教育委員会、各市町村・消防本部等・教育委員会）

### 3 防災に関する広報の実施

○防災関係機関は、自ら実施する取組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとします。特に、近年、報道機関等による報道や広報活動などによって、南海地震に対する住民の意識が高まっていることから、報道機関等と連携しながら、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報を実施するものとします。

### 4 危険物を有する施設などにおける防災研修

○危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。  
（各市町村及び消防本部等）

### 第3節 実践的な防災訓練の実施

県及び防災機関等は、地震の震度予測や津波の浸水予測などをもとに、地域特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施します。

また、特別措置法に基づき対策計画（第2章第2節3を参照）を策定した事業所は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

防災訓練は、次の訓練を実施します。なお、県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練や対策計画に基づき事業所が行う津波避難訓練などに対し必要な助言と支援を行うものとします。

#### （1）初動体制の確立訓練

○地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

#### （2）現地訓練

○地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施します。

この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

#### （3）情報収集・伝達等に関する訓練

○情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

#### （4）図上訓練

○様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

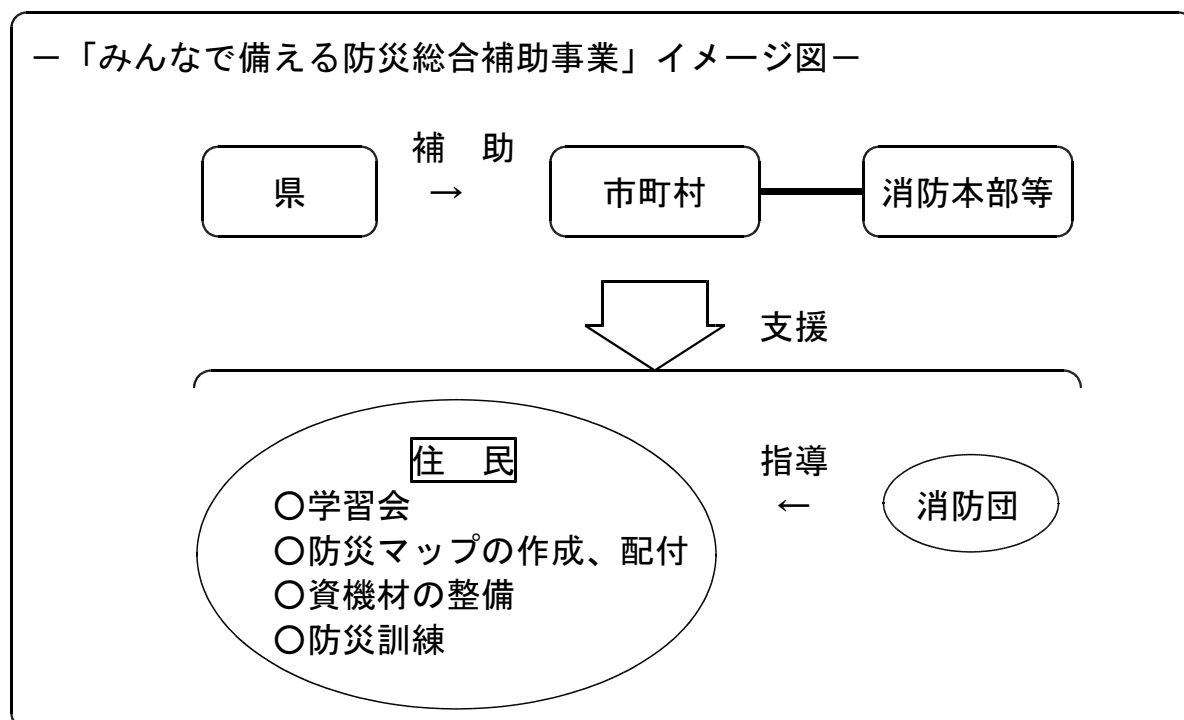
※地域住民等が参加する津波避難訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とします。

#### 第4節 自主的な防災活動への支援（一般対策編第2編第2章第3節を参照）

南海地震が発生すると、大きな揺れに続き大津波が沿岸部を襲います。命を守るためには、住民の皆さんが自ら身を守る行動をしていただくことが重要となります。  
地域での自主的な防災活動への支援を行います。

##### 1 自主防災組織の育成

○地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。  
（県、市町村、消防本部等）



##### 2 自主防災活動のリーダーの育成

○地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

## 第5節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

### 1 関係者相互の連携の強化

○NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

### 2 自発的な支援を担う人材の育成

○ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。

（日本赤十字社、社会福祉協議会、県、市町村）

## 第6節 防災情報ネットワークの整備

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民の皆さんに伝えることを優先とし、情報ネットワークの整備を図ります。

また、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を進めるための情報ネットワークの整備を図ります。

### 1 住民への情報伝達

○地震・津波に関する情報を入手し次第、瞬時に、住民に伝えるための施設整備を進めるとともに、広報車等を利用し、情報を周知徹底する方法を合わせて進めます。

(市町村、消防本部等)

○「高知県防災情報マルチネットワークシステム」により、住民をはじめ、防災関係機関に情報の提供を行います。

○地震・津波に関する情報提供を継続して行うための通信施設の整備や代替手段の検討を進めます。

### 2 初動体制の確立

○地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、一定以上の地震を感じた場合には自主的に参集する体制を整備します。

### 3 防災関係機関相互の情報の共有化

○「高知県防災情報マルチネットワークシステム」により防災関係機関との情報の共有化を図ります。

また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施します。

### 4 バックアップ機能の整備

○情報ネットワークのバックアップ機能を整備します。

○無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、耐震性のある堅固な場所への設置等に努めます。

## 第2章 予防対策の推進

各分野ごとにおける予防対策の方向性について明らかにします。  
ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することが必要となります。  
特に、地震被害の大幅な軽減につながる対策については、「地震防災戦略」（平成17年3月中央防災会議決定）の趣旨を踏まえ、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、推進します。

### 第1節 火災予防対策

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。  
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。  
さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

#### 1 地域や職場における消火・避難訓練

- 家庭や職場における地震時の火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。  
（市町村、消防本部等）

#### 2 民間防火組織の育成

- 自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図ります。  
（市町村、消防本部等）

#### 3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある個所を明らかにし、火災の未然防止を図ります。  
（消防本部等）
- 建築物の不燃化を促進します。  
（県、市町村、消防本部等）

#### 4 消防力の強化

- 地震・津波発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減

- することを目的とする総合的な消防計画を策定します。  
消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。
- ◇教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
  - ◇情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
  - ◇避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
  - ◇消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
  - ◇救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

## 第2節 津波災害予防対策（第5編「重点的な取り組み」を参照）

津波から「逃げる」ための避難対策を優先して進め、津波の浸入を「防ぐ」対策を補完的に進めます。

### 1 市町村における津波避難計画

- 「高知県津波避難計画作成指針」に基づき、各市町村において、地域ごとに津波避難計画を作成します。
- 地域ごとの津波避難計画では、住民の円滑な避難のために必要な情報（津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路など）を津波ハザードマップとして整備します。
- 市町村における津波避難計画は、地域ごとの津波避難計画を反映し、市町村が作成する、地域の総合的（ソフト・ハードを含む。）な津波災害対策に関する計画です。
- 県は、市町村の計画作成の支援を行います。  
（県、市町村、地域住民）

### 2 住民の津波避難計画

- 市町村が作成した津波避難計画に基づき、住民自ら、災害時要援護者対策も含めた地域の津波避難の行動計画を作成します。
- 市町村は、住民の計画作成の支援を行います。  
（市町村、地域住民）

### 3 事業者の津波避難計画

- 津波により1m以上の浸水深が予想される地域として「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（平成16年3月中央防災会議決定）に規定された地域にある事業者は、特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成します。

### 4 消防機関等の活動

- 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - (2) 津波からの避難誘導



- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

○県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとします。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の確認、配備及び流通在庫の把握を行うこと。

○水防管理団体は、地震が発生した場合は、次のような措置をとるものとします。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の状況把握並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の確認、整備、配備

## 5 交通対策

### ○道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとします。

### ○海上及び航空

- (1) 高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるものとします。
- (2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知します。

### ○鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じるものとします。

### ○乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めることとします。

## 6 港湾内での安全の確保対策

### ○防災知識の普及・啓発

港湾、船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行います。

### ○港湾施設及び危険物の安全管理

危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行います。

### 第3節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図ります。

#### 1 講習会、研修会等の実施

- 関係団体と協力して講習会、研修会等を実施します。  
(県、消防本部等)

#### 2 防災訓練の実施

- 施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施します。  
(県、消防本部等)

#### 3 施設の整備

- 調査や検査を実施し、地震・津波に対する安全性の確保を図ります。  
(県、消防本部等)

#### 第4節 建築物等災害予防対策（詳細は、第5編「重点的な取り組み」）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

##### 1 建築物等の耐震性の向上

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。  
（県、市町村）
- 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。  
（県、市町村）

##### 2 家具等の転倒防止

- 地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。  
（県、市町村）

##### 3 落下や倒壊防止

- ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などに関する普及啓発を図ります。  
（県、市町村）

## 第5節 地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施します。

### 1 地すべり予防対策

○災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施します。

### 2 急傾斜地崩壊予防対策

○危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施します。

### 3 土石流予防対策

○土石流危険溪流に対して砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図ります。

## 第6節 公共土木施設等の災害予防対策

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります。

### 6-1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、「地震防災緊急事業五箇年計画」(第1編第7章を参照)を中心に整備を図っています。  
整備を進めるにあたっては、施設管理者は、特に、次の点に留意します。

- (1) 河川施設対策
  - 津波を防ぐ樋門など開口部の閉鎖
- (2) 道路施設対策
  - 津波から避難するための道路・橋梁の安全性の確保
  - 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保
- (3) 海岸保全施設対策
  - 地震動に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保
  - 津波を防ぐ水門など開口部の閉鎖
    - ◇津波・高潮防災ステーションによる遠隔制御と自動閉鎖システムの整備
    - ◇陸閘などを平常時は閉鎖する仕組みづくり
- (4) 港湾施設対策
  - 津波防波堤の建設
  - 海上輸送及び復旧拠点の確保
    - ◇耐震強化岸壁及び防災緑地の整備
    - ◇移動式耐震係留施設(ミニフロート)の整備
- (5) 漁港施設対策
  - 防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
    - ◇耐震強化岸壁等の整備
  - 津波による浸水被害が想定される漁村における、避難路及び避難広場の確保
- (6) 空港施設対策
  - 地震動に対する管制塔及び空港保安施設の安全性の確保
- (7) 鉄道施設対策
  - 地震動に対する安全性の確保
  - 津波に対する安全性の確保及び避難場所としての活用
- (8) 都市公園施設対策
  - 地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

## 6-2 ライフライン等の対策

各施設管理者は、地震動・津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図ります。(一般対策編第2編第1章第9節を参照)

特に、次の事項に留意するとともに、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとします。

### (1) 水道

#### [共通]

○津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

#### [上水道、工業用水道]

○緊急的な給水体制の整備を図ります。

#### [下水道]

○下水道施設対策

### (2) 電力

○緊急的な電力供給体制の整備を図ります。

○津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。指定公共機関四国電力(株)が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (3) ガス

○津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。指定地方公共機関四国ガス(株)及び(社)高知県エルピーガス協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (4) 通信

○緊急的な通信体制の整備を図ります。

○津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。指定公共機関西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国及びKDDI(株)高松テクニカルセンターが行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (5) 放送

○緊急的な放送体制の整備を図ります。

○津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- ・ 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。
- ・ 指定地方公共機関(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさん

テレビ（株）、（株）エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによるものとしします。

### 6-3 県が管理又は運営する施設に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図ります。

#### ○不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとしします。

##### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### (2) 個別事項

- ア 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
- イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
  - (ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等）、これらの者に対する保護の措置
- エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

#### ○災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとしします。  
また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する



ものとしします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 特別措置法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとしします。

(3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとしします。

○工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとしします。

## 第7節 緊急輸送活動(一般対策編第2編第5章第3節緊急輸送活動対策参照)

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図ります。

### (1) ルートの設定

○緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、ルートを設定しておくものとします。

(県、市町村)

○設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を順次実施します。

(県、市町村)

### (2) 拠点の設定

○緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、拠点を設定しておくものとします。

(県、市町村)

### (3) 関係者との連携

○緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図ります。

(県、市町村)

## 第8節 避難対策

地震発生後の火災や津波、さらには2次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めます。

また、高齢者、障害者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備を進めます。

### 1 一時的な避難

- 指定された避難所に避難しがたい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所を、住民とともに地域で選定しておきます。  
(市町村、地域住民)
- 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所の表示等の標識を整備します。  
(市町村)
- 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知徹底に努めます。  
(市町村)

### 2 長期的な避難

- 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定します。  
(市町村)
- 避難所の運営方法について予め定めておきます。  
(市町村)
- 避難生活に必要な資機材等の整備など必要な機能の確保に努めます。  
(市町村)
- 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めます。

※一時的な避難場所や避難所の選定の基準は「資料編」に記載します。

### 3 公営住宅、空家等の把握

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。

## 第9節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図ります。

### 1 初動体制の整備

- 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。
- 実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

### 2 防災関係機関との連携

- 地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取組みを実施します。

### 3 広域的な応援体制の整備

- 備蓄する食料や資機材など広域的な調達体制を整備します。

## 第10節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。

### 10-1 飲料水、食料等の確保

- 飲料水、食料の個人備蓄を推進します。  
(市町村)
- 避難所への飲料水、食料など必要物資の備蓄を進めます。  
(市町村)
- 緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図ります。  
(市町村)
- 市町村は、供給計画を報告します。  
(県)
- 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努めます。  
(県)
- 県は、備蓄量を定期的に調査するとともに、交通途絶を想定し、分散備蓄を進めます。  
(県)

### 10-2 消毒、保健衛生体制

- 災害時の消毒、保健衛生体制を予め定めておきます。  
(県、市町村)
- 薬剤や資機材の調達方法について予め定めておきます。  
(県)

### 10-3 し尿処理及び清掃活動

#### [し尿処理]

- 災害時のし尿処理計画を予め定めておきます。  
(市町村)
- 市町村の計画作成及び実施の支援を行います。  
(県)

#### [清掃活動]

- 災害廃棄物処理計画を予め定めておきます。  
(市町村)
- 市町村の計画作成及び実施の支援を行います。  
(県)

## 10 - 4 医療対策

「高知県災害医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備を進めます。  
(医師会、日本赤十字社高知県支部、健康福祉部、市町村)

### 1 災害医療救護体制の整備

- (1) 大規模災害時に、「高知県災害医療救護計画」が実効あるものにするため、県は関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとします。

#### 災害医療救護体制とは

○災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関等と連携して医療を提供しようとするものです。

#### ○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
- ◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

#### ○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行います。
- ◇災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行います。
- ◇災害支援病院及び広域災害支援病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び収容を行います。
- ◇応援班の派遣、医薬品等の搬送など、市町村の医療救護活動の支援を行います。

- (2) 市町村は、次の事項を実施し、市町村地域防災計画にも規定します。
- ◇医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定します。
  - ◇医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。

- ◇地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
- ◇医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
- ◇応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
- ◇県及び市町村の災害医療救護計画について関係者に周知します。
- (3) 県は、高知県災害医療救護計画に基づき、次の事項を実施します。
  - ◇県下の医療救護活動体制を強化するため、災害医療対策会議を設置します。
  - ◇災害支援病院（\*）及び広域災害支援病院を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。
    - \* 高知市支部管内の災害支援病院は高知市長が指定します。
  - ◇災害支援病院、広域災害支援病院等の応援班設置病院の医療スタッフにより、応援班を編成します。
  - ◇医療関係団体や国及び他の都道府県等との連携に努めます。

## 2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 県及び市町村は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- (2) 県及び市町村は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- (3) 日本赤十字社高知県支部は、輸血用血液の確保体制を整備します。

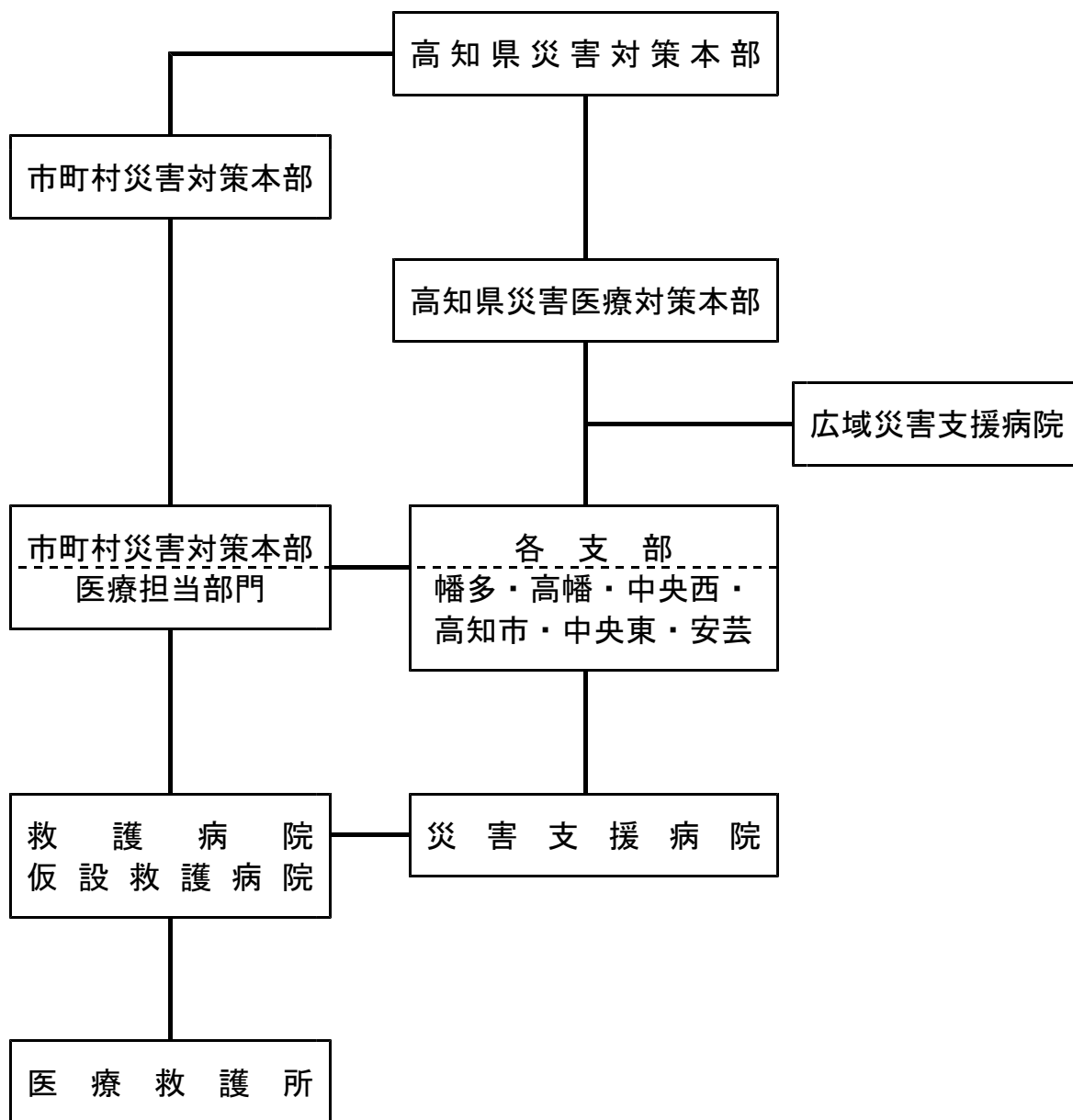
## 3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 県及び市町村は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- (3) 県、市町村及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

## 4 広域災害・救急医療情報システムの整備及び活用

- (1) 県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。
- (3) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとします。

[災害医療救護体制図]





## 第 11 節 災害時要援護者対策

地震・津波発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進めます。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

### ○災害時要援護者

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々を「災害時要援護者」とします。

(災害時要援護者の範囲)

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などで次のような方です。

◇防災知識の習得が困難

◇災害発生時の危険の察知・迅速な行動が困難

### 1 在宅の災害時要援護者への支援

#### (1) 地域住民による支援

○自主防災組織などで災害時要援護者とともに避難する計画を検討します。

(住民)

#### (2) 市町村における支援体制の確立

○災害時要援護者の所在を把握します。

○災害発生時の避難支援

◇迅速に避難できるように、市町村があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

○災害発生時の避難誘導、救出

◇自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業者などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努めます。

◇消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

(消防本部、警察署)

○平常時及び災害発生時の情報提供

◇障害のある方に防災知識を普及する方法について検討します。

(県、市町村)

◇緊急時の連絡方法について検討します。

(県、市町村)

◇外国人に対する情報提供の方法について検討します。

(県、市町村)

○長期の避難

◇避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した計画を策定します。

## 2 施設に入所（通所）する災害時要援護者への支援

### (1) 施設・設備の安全確保対策

- 施設の耐震化に努めます。
- 安全確保に必要な設備を整備します。
  - ◇火災報知器
  - ◇スプリンクラー
  - ◇避難設備
  - ◇その他法令等で定める設備
- 安全管理に努めます。
  - ◇危険物の管理
  - ◇家具・書棚等の転倒防止対策  
(施設管理者、消防本部)

### (2) 施設入所者の避難対策

- 地域の災害特性の把握
  - ◇施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。
- 施設入所者の避難計画の作成
  - ◇夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。
  - ◇夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。
  - ◇消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。  
(施設管理者、市町村、住民)

### (3) 防災関係機関との連携

- 県は、災害時要援護者入所施設等が土砂災害等により被害を受ける場合を想定し、所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。  
(県、市町村)
- 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。  
(消防本部)

## 第3編 災害応急対策

地震・津波発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。

実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

### 第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

#### 第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

##### 1-1 初動体制の確立

###### 1 実施責任者

各 機 関

###### 2 実施内容

- 参集基準に基づいた職員の招集
- マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

###### 〈注意事項〉

###### ☆参集基準に基づいた職員の招集

南海地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証しておきます。  
また、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、  
発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとします。

###### ☆マニュアル等に基づいた初動対応の実施

計画された職員の参集まで時間がかかる場合も想定し、初動対応に関する行動計画（マニュアル）を作成しておくこととします。

## 1-2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準・動員体制及びそれに伴う実施事項を明確にし、関係者に周知徹底し、必要に応じて見直しをします。

### ○災害対策本部設置の基本的考え方

地震・津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、県内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、災害対策本部を設置しては、初動対応が遅れる可能性があります。

したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施することとします。

また、場合によっては、災害が発生又はその恐れが予想される震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、予め定められたセクションが県内の被害情報を収集し、その結果をもとに災害対策本部の設置を判断することとします。

※市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関など防災関係機関や団体は、初動体制において、以下に示す高知県における災害対策本部の設置基準や組織と整合性を図ることとします。

## 〔1. 自動設置基準〕

### ◇「震度5弱以上」が県内で観測等された場合

平成13年3月24日芸予地震（高知県最大震度5弱）では、重軽傷者、住家・非住家被害、国道、県道の全面通行止めなどの被害が出ています。本県は、山間部が多く、道路の全面通行止めは、即、地域の孤立に繋がります。したがって震度5弱以上で災害対策本部は自動設置とすることにします。

### ◇予報区「高知県」で「大津波」の津波警報が発表された場合

「大津波」の津波警報は、津波の高さが3m以上が予想されるときに発表されます。

高知県は、予報区で言うと「高知県」に属しています。

高さ3m以上の津波が実際に来襲すれば、大きな被害が予想されるため、災害対策本部を自動設置とすることにします。

## 〔2. 判断設置の基準〕

### ◇「震度4」が県内で観測等された場合

本県で近年、震度4が観測されたのは、平成7年1月兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）です。

震度4では、家屋の倒壊や公共建築物が倒壊するなどの被害は、確認されませんでした。軽傷者が発生しています。

### ◇予報区「高知県」で「津波」の津波警報が発表された場合

「津波」の津波警報は、津波の高さが1m以上が予想されるときに発表されます。

### ◇その他の場合

上記以外の場合でも、地震・津波により県内で被害が発生するか又は発生のおそれがあるときには災害対策本部の設置を検討します。

災害対策本部の設置場所は、県庁本庁3階防災作戦室を基本とします。状況に応じて、他の庁舎や現地に設置することとします。

**【高知県災害対策本部の配備体制、参集基準、動員体制と初動実施事項】**

配備体制	参集基準	動員体制	⑨ 初動実施事項
震災第一配備 (警戒体制)	予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	○消防防災課、危機管理課 ○津波対策関係部局本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室 ○関係課室が定める出先機関	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起
震災第二配備 (嚴重警戒体制、必要に応じて災害対策本部設置)	県内で「震度4」の地震が発生した場合	○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室 ○各課室が定める出先機関	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査
	予報区「高知県」に「津波」の津波警報が発表されたとき	○災害対策本部事務局 ○津波対策関係本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室 ○関係課室が定める出先機関	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ◇管理施設の開口部対策
震災第三配備 (災害対策本部設置)	県内で「震度5弱」の地震が発生した場合	○知事及び副知事 ○各部局本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室 ○各課室が定める出先機関	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査 ◇緊急応急対策

<p>県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合</p>	<p>高知県災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務を実施するために必要な人員 (それ以外の人員は、地域での救援活動に当たるものとしします。)</p>	<p>◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査 ◇緊急応急対策</p>
<p>予報区「高知県」に「大津波」の津波警報が発表されたとき</p>	<p>○知事及び副知事 ○津波関係部局本部員 ○災害対策本部事務局 ○津波対策関係本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室 ○関係課室が定める出先機関</p>	<p>◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ◇管理施設の開口部対策 ◇危険地域への進入禁止対策 ◇緊急応急対策の準備</p>

※災害対策本部事務局：消防防災課、危機管理課、人事企画課、行政管理課、広報課

※各部局の動員体制については、参集基準ごとに、実施事項を円滑に実施するために必要な人員を年度当初に定め、毎年度、4月末日までに、事務局（消防防災課）に各部局本部連絡員が報告するものとしします。

人員の修正等があれば、各部局本部連絡員が速やかに報告するものとしします。

※各部局の動員体制については、事務局報告までに、各部局において該当職員に周知徹底しておくものとしします。

○高知県災害対策本部設置の流れ

被害情報等の収集（各部局）



被害等概況の作成（事務局：総務部消防防災課）



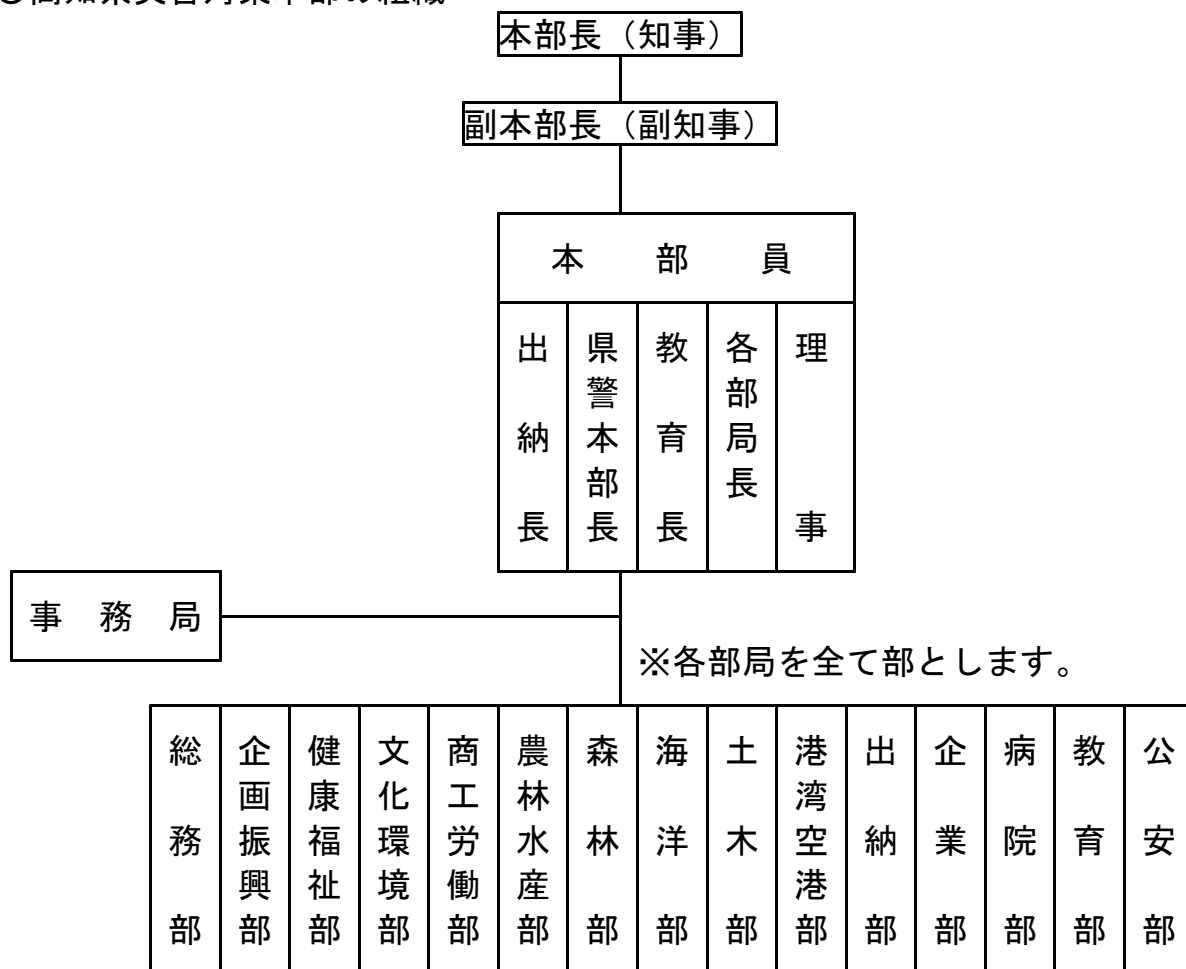
被害概況等の知事への報告（事務局長：理事（危機管理担当））



災害対策本部設置判断（知事）



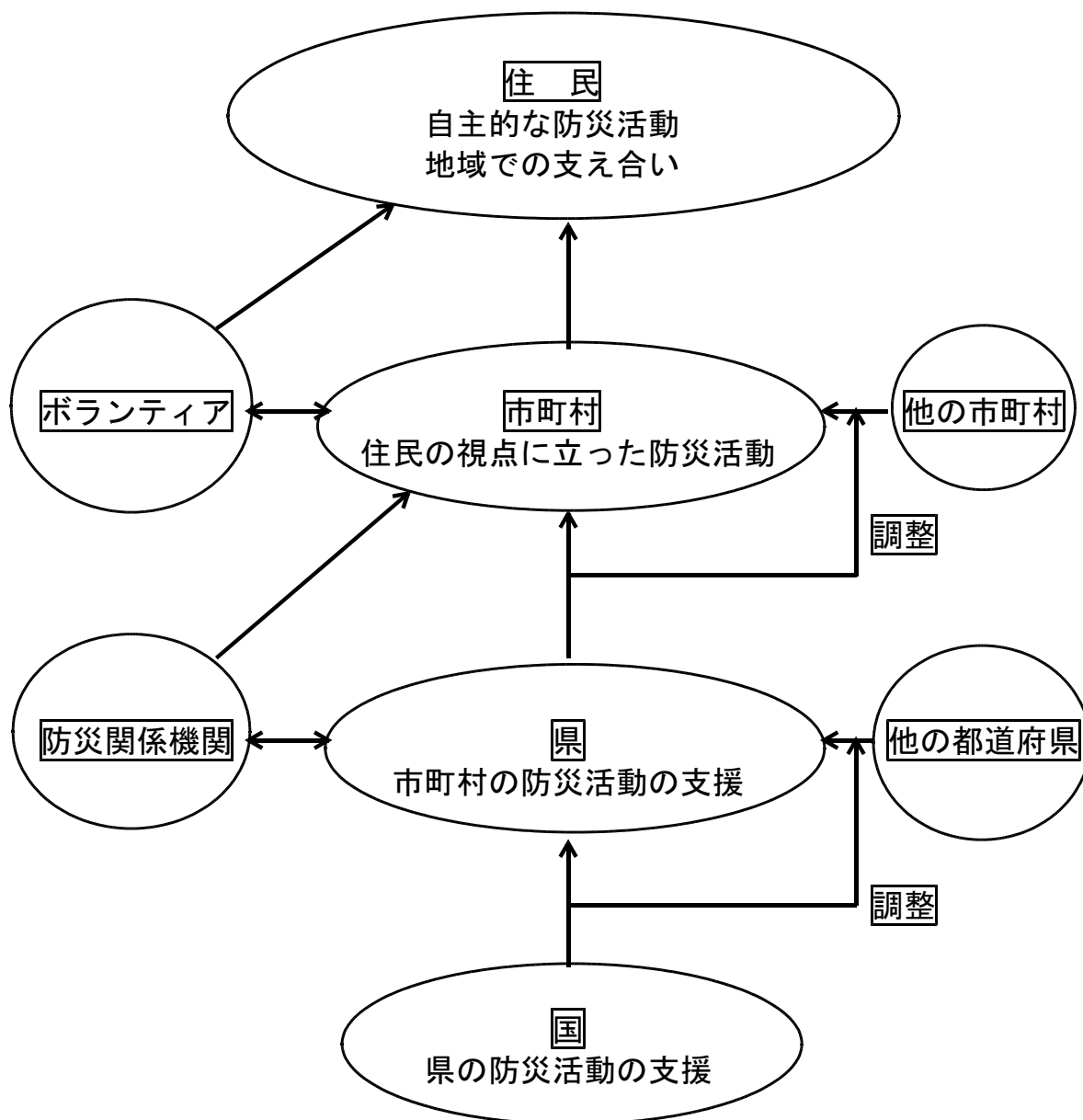
○高知県災害対策本部の組織



- 災害対策本部の設置及び解散は、知事（本部長）が決定し、知事が不在、又は連絡不能の場合には、副知事が代行するなど、別に定めます。
- 災害対策本部は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと知事が認めるときに解散します。

### 1-3 防災関係機関の応援・協力体制

→ 応援  
↔ 協力



## 第2節 情報の収集・伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとします。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化は勿論のこと、関係機関との共有化にも心懸けることとします。

津波予報に関しては、特に、住民や水門など施設管理者への伝達を迅速に行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

#### (1) 地震及び津波に関する情報

##### [高知地方気象台]

○気象庁本庁又は大阪管区気象台の通報等に基づき地震及び津波に関する情報を発表した場合は、県（消防防災課）及び関係機関に伝達することとします。

（地震に関する情報は別表1、津波に関する情報は別表2、地震及び津波に関する情報の伝達系統は別紙3です。）

##### [県]

○高知地方気象台から発表伝達された地震及び津波情報を市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関に伝達します。

勤務時間外には、自動的に情報を伝達します。

○全市町村に設置している計測震度計により、各市町村の震度を把握します。（「震度情報ネットワークシステム」）

○関係機関や団体とともに、港湾や漁港等の施設利用者に津波の危険を知らせるための仕組みづくりに努めます。

○津波に関する情報の伝達にあたっては、国など関係機関と連携し次の事項にも配慮します。

ア 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

イ 船舶に対する津波警報等の伝達

ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

##### [市町村]

○市町村地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達します。

必要に応じて、避難勧告又は避難指示を実施します。

##### [高知海上保安部]

○沿岸住民、海水浴客などへ津波に対する危険の周知を行います。

○在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知します。

○航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知します。

[県、市町村、高知海上保安部]

○情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとします。

[放送事業者]

○地震発生時には、居住者及び観光客等への津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとします。

## (2) 津波予報の伝達及び内容

○近地地震による津波予報  
大阪管区気象台から発表されます。

○遠地地震による津波予報  
気象庁から発表されます。

(津波予報の内容は別表 2、津波予報の伝達系統は別表 4 です。)

## (3) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高めることとします。  
収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図ります。

○県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとしてします。

○市町村は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告します。

○県は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターを活用し、自らも県内の被害状況の把握に努めます。

○県は、県内の概括的被害状況を、順次、公表するとともに消防庁に報告します。

○市町村、県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表します。

○市町村から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりです。

○市町村は、当該市町村の区域内で震度 4 以上を記録した場合、被害状況の

第1報を県に対して、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。

○県は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告します。

〔消防庁連絡先〕

区分		平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

### 第3節 通信連絡

地震発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

#### 1 実施責任者

各 機 関

#### 2 実施内容

##### (1) 通信手段の確保

- 情報通信手段の機能確認を早急に実施します。
- 応急復旧計画を作成します。
- 応急復旧までの代替手段を講じ、周知します。
- 関係機関と協力して応急復旧に努めます。

##### (2) 非常通信の運用

- 各機関は、有線通信が途絶し利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用できることとします。
- 非常通信の運用については、高知地区非常通信協議会の協力を得ることとします。

##### (3) 防災相互用無線機の活用

- 県、市町村、県警察、消防機関・海上保安部及び自衛隊間の同一通信系を確保するため、防災相互用無線を活用します。

## 第4節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

[市町村]

- 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）
- 県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

[消防機関]

- 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）

[県警察]

- 広域緊急援助隊の要請（警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）
- 他の都道府県警察等への要請（警察法第60条第1項）

〔県〕

- 他の都道府県等への要請（災害対策基本法第74条、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第24条の3）  
受入は緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づきます。

〔消防庁連絡先〕

区分		平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第1項）
- 指定行政機関及び指定地方行政機関への要請（応急措置の実施の要請）

〔指定公共機関、指定地方公共機関〕

- 指定行政機関・指定地方行政機関・県・市町村への要請（災害対策基本法第80条第2項）



## 第5節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

◇災害広報する内容

- (1) 被害状況
  - ・ 人的、物的被害
  - ・ 公共施設被害など
- (2) 余震関連情報
  - ・ 気象庁の発表する余震に関する情報
  - ・ 余震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
  - ・ 死亡者の情報
- (4) 応急対策情報
  - ・ 応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
  - ・ 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
  - ・ 避難所情報
- (6) 住宅情報
  - ・ 仮設住宅
  - ・ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
  - ・ 診療可能施設
  - ・ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
  - ・ 救援物資
  - ・ 義援金
  - ・ 貸付制度
- (9) 交通関連情報
  - ・ 道路規制
  - ・ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
  - ・ 災害ごみ

- (11) ボランティア情報
  - ・ ボランティア活動情報
- (12) その他
  - ・ 融資制度
  - ・ 各種支援制度
  - ・ 各種相談窓口

◇災害報道

- 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。
- 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

◇総合的問い合わせ窓口の設置

- 各機関は、各種の問合せに対応できる総合的な問合せ窓口を設置することとします。

## 第6節 避難活動等

地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。

市町村が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告及び避難指示等を実施します。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えます。

### 6-1 避難勧告・指示

#### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

#### 2 実施内容

##### (1) 避難指示等の根拠法と実施責任者

- 災害対策基本法第60条（市町村、県）
- 災害対策基本法第61条（県警察、海上保安部）
- 地すべり等防止法第25条（県）
- 水防法第29条（県、水防管理者）
- 警察官職務執行法第4条（県警察）
- 自衛隊法第94条（自衛隊）

##### (2) 避難勧告等の伝達方法

次の事項を同報無線、有線放送、CATV、広報車などにより周知徹底します。

周知徹底のため、知事は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関に放送を要請します。

- ◇避難を必要とする理由
- ◇避難勧告又は避難指示の対象となる地域
- ◇避難する場所
- ◇注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

##### (3) 避難誘導

市町村が予め定めた計画に基づき避難誘導を実施します。必要に応じて関係機関等の協力を要請します。

##### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定します。

## 6-2 避難場所の運営

### 1 実施責任者

市町村

### 2 実施内容

- 避難場所に指定されている施設の被害状況を早急に把握します。
- 避難場所を迅速に開設し、周知徹底します。
- 避難場所の生活環境に注意を払います。
- 避難者の健康管理、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
- 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- 避難場所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
- 避難者の総合的な相談窓口を設置します。

## 第7節 災害拡大防止活動

地震・津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

### 7-1 消防活動

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努めます。
- 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとします。

### 7-2 水防活動

#### 1 実施責任者

県、市町村

#### 2 実施内容

- 地震発生を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ必要な措置を実施します。

### 7-3 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、市町村が行い、県等他の機関は、市町村の活動に協力することを基本とします。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

#### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- 市町村、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施します。
- 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- 県警察は、必要に応じ迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行います。

#### 7-4 被災建築物に対する応急危険度判定

##### 1 実施責任者

市町村、県

##### 2 実施内容

- 県は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- 県は、全県的な活動計画を市町村と調整しながら作成します。
- 県は、必要に応じて他県及び国に応援要請を行います。
- 市町村は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施します。

#### 7-5 被災宅地の応急危険度判定

##### 1 実施責任者

市町村、県

##### 2 実施内容

- 県は、被災宅地危険度判定実施要綱を定めます。
- 県は、被災宅地危険度判定士の養成と資質向上のための必要な研修を行います。
- 県は、県内各市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立します。

## 第8節 緊急輸送活動

地震・津波発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組みます。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

○次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

#### ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動
- (イ) 消防・水防活動
- (ウ) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (エ) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (オ) 緊急輸送施設の応急復旧、交通規制活動

#### イ 第2段階

- (ア) 第1段階の継続
- (イ) 給食・給水活動
- (ウ) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (エ) 輸送施設の応急復旧活動

#### ウ 第3段階

- (ア) 第2段階の継続
- (イ) 復旧活動
- (ウ) 生活救援物資輸送活動

#### ○鉄道輸送

鉄道による輸送においては、四国旅客鉄道（株）高知企画部及び土佐くろしお鉄道（株）と協議します。

#### ○陸上輸送

被災者の輸送については、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用するものとします。

緊急物資の輸送については、（社）高知県トラック協会等と予め締結している協定に基づき、実施します。

#### ○海上輸送

ア 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安部において実施します。

イ 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとします。

ウ 港湾管理者は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。

エ 県及び市町村は、陸揚げ等に必要な人員を確保します。

○航空輸送等

ア 最も緊急を有する輸送は、県所有のヘリコプター等航空機を活用し実施します。

イ 空港管理者は、応急復旧を早期に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、優先利用させる航空機を定めます。

ウ 県は、予め定めた臨時ヘリポートを確保します。

○自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶は、緊急輸送活動の要請に基づき実施します。

○広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。



## 第9節 交通確保対策

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

### 1 実施責任者

県公安委員会、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関、道路管理者

### 2 実施内容

#### (1) 交通規制等

##### ○県公安委員会による規制

- ・ 通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。
- ・ 直ちに、通行規制を実施します。
- ・ 関係機関と協力して交通規制を実施します。
- ・ 被災地への流入車両を抑制する必要がある場合は、広域的な交通規制を関係機関と協力して実施します。
- ・ 規制をするにあたっては、災害対策基本法第76条、76条の2、76条の3、76条の4の規定に基づくとします。

##### ○警察官の措置

- ・ 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○高知海上保安部による措置

- ・ 船舶交通への危険が生じる恐れがある時は、船舶交通の規制をします。
- ・ 船舶交通の規制を実施した場合は、関係者に周知します。
- ・ 緊急輸送を行う船舶の入出港を優先します。

##### ○自衛隊、消防機関による措置

- ・ 警察官がその場にはいない場合、災害対策基本法第76条の3第3、4項の規定に基づき緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○緊急通行車両の確認手続き

- ・ 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書（資料編）を交付します。
- ・ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、予め緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届出により審査します。

##### ○交通規制時の車両の運転者の義務

- ・ 通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法等第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

(2) 施設の応急復旧等

- 道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設置を実施します。
- 港湾及び漁港管理者、鉄道管理者、空港管理者は、輸送機能を確保するための応急復旧を早急に実施します。

## 第10節 社会秩序維持活動等

県警察は、地震・津波発生時に、県民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。

### 1 実施責任者

県警察

### 2 実施内容

#### (1) 任務

- ア 津波注意報・津波警報及び余震等地震関連情報の収集・伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災地域住民の避難誘導
- エ 負傷者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- オ 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
- カ 死体の検視、身元の確認
- キ 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- ク 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- ケ 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- コ 県、市町村等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- サ その他必要な警察活動

#### (2) 警備体制

県本部に、警察本部長を長とする「高知県警察震災警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、署長を長とする「署震災警備本部」を設置します。

#### (3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

## 第 11 節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

### 11 - 1 物資の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)  
水道事業者 (次の (1) のみ)

#### 2 実施内容

##### (1) 飲料水の確保、調達

###### ○給水活動の実施

- ・被災者への応急給水を迅速に実施します。
- ・必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- ・県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

###### ○給水施設の応急復旧

- ・直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。
- ・必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- ・県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

##### (2) 食料の確保、調達

###### ○緊急食料の調達

###### ア 応急米穀

- ・各市町村が自ら調達します。
- ・不足する分は、県に斡旋を依頼します。
- ・県は、必要量を県内で調達します。
- ・不足する分は、中国四国農政局高知農政事務所に必要量の確保を要請します。

###### イ 備蓄乾パン

- ・県は、米穀のほか乾パン供給を行う必要がある場合は、中国四国農政局高知農政事務所に確保を要請します。

###### ウ 副食・調味料

- ・各市町村が自ら調達します。
- ・不足する分は、県に要請を行います。
- ・県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

###### エ 炊き出し

- ・市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して

炊出しを実施します。

- ・必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

#### ○緊急食料の配布

- ・市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ・配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。  
特に、要援護者への配布には配慮します。

#### (3) 生活必需品の確保、調達

- ・地震・津波により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行います。
- ・市町村は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じて要請します。
- ・自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。
- ・県は、県内で調達出来ない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をします。

#### 物資調達に係る県の役割

- (1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び関係機関との協定等により調達可能な物資について、主な品目別に確認するものとします。
- (2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施します。
- (3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行います。

### 11-2 物価の安定等

#### 1 実施責任者

県

#### 2 実施内容

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導などを行います。

### 11 - 3 医療・助産

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

「高知県災害医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施します。

### 11 - 4 消毒・保健衛生

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

##### (1) 防疫活動

- 被災地域の衛生状態を把握します。
- 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

##### (2) 保健衛生活動

- 被災地域の住民の健康状態を把握します。
  - 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
  - 関係機関の協力を得て、保健活動を実施します。
- 要援護者については、特に、配慮します。

### 11 - 5 廃棄物処理

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

##### (1) し尿の処理

- し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握します。
- 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- 処理に必要な人員、物資を調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- し尿処理を計画的に実施します。

##### (2) ごみの処理

- 被害状況から災害時のごみの量を想定します。
- 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ごみ処理を計画的に実施します。

## 11-6 遺体の検案等

### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

### 2 実施内容

#### (1) 遺体の捜索

- 市町村は、県警察、海上保安部の協力のもと遺体を捜索します。
- 県警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

#### (2) 遺体の検案

- 遺体の検案は、「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市町村の指定する遺体安置所で実施します。  
ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行います。
- 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、学校等の特定の場所に集め一時保存することとします。

#### (3) 遺体の埋葬

- 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
- 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行うこととします。
- 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。  
また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとします。

## 11-7 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

### 1 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

### 2 実施内容

- 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

#### (1) 県の活動

- 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。
- 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

#### (2) 市町村の活動

- 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

#### (3) 住民及び民間団体の活動

- 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

## 11－8 応急仮設住宅等

### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

### 2 実施内容

#### (1) 応急仮設住宅の建設

- 地震・津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設します。
- 応急仮設住宅の建設に際しては、災害時要援護者に配慮した構造、設備とします。
- 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

#### (2) 公的住宅等の活用。

- 市町村営住宅等の家屋を把握し、被災者の入居を斡旋します。

#### (3) 住宅の応急修理

- 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

#### (4) 資材等の確保

- 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は市町村が斡旋することとします。
- 資機材が不足し、調達のある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

#### (5) 野外施設の設置

- 長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとします。

#### (6) 広域的な避難

- 市町村は、管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとします。
- 県は、県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。



## 第12節 資機材、人員等の配備手配

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行います。

### 1 実施責任者

県、防災関係機関

### 2 実施内容

#### (1) 物資等の調達あっせん

○県は、県内の市町村における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村から当該物資等の供給の要請があった場合で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置をとるものとします。

#### (2) 人員の配備

○県は、県内の市町村における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村への人員派遣等、広域的な措置をとるものとします。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

○防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行うものとします。

○機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

## 第13節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道・工業用水道など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

### 13-1 電力施設

#### 1 実施責任者

四国電力（株）

#### 2 実施内容

##### （1）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

##### （2）要員・資材の確保

- 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。
- 不足する場合は、必要に応じ関係業者や県内外の他機関の応援を要請します。
- 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。
- また、状況に応じ関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

##### （3）保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。
- 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。
- 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施します。

##### （4）供給設備の復旧

- 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施します。
- 仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

##### （5）ダム管理

- 河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとします。

### 13-2 ガス施設

#### 1 実施責任者

四国ガス（株）及び（社）高知県エルピーガス協会

## 2 実施内容

四国ガス（株）は、非常災害対策規程に基づき、また、（社）高知県エルピーガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行います。

### （１）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

### （２）要員の確保

- 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- 不足する場合は、四国ガス（株）では本店、他支店等、また、（社）高知県エルピーガス協会では各支部等へ応援を要請するものとします。

### （３）資材の確保

- 保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

### （４）保安対策及び復旧対策

- 保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

## 13 - 3 上・下水道施設

### 1 実施責任者

施設管理者

### 2 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

## 13 - 4 工業用水道施設

### 1 実施責任者

県（企業局）

### 2 実施内容

高知県企業局非常時災害時マニュアルに基づき、災害対策本部及び現地災害対策班を設置して、次の事項を実施します。

- 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- 施設の被害状況を早急に把握し、保安対策及び応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、受水企業及び関係機関に情報提供します。
- 関係機関の協力を得て、施設の復旧を実施します。

## 13 - 5 通信施設

### 1 実施責任者

西日本電信電話（株）等通信事業者

### 2 実施内容

○施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。

○施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。

○関係機関の協力を得て復旧を実施します。

特に、西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

#### （1）災害対策本部の設置

○総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

#### （2）通信のそ通に対する応急措置

○通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

#### （3）設備の復旧

○被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行うものとしします。

#### （4）復旧に関する広報

○復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとしします。

## 第14節 教育対策

地震・津波発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

### 1 実施責任者

県、県教育委員会、市町村教育委員会

### 2 実施内容

- (1) 文教施設・設備の応急復旧
  - 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
  - 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。
- (2) 応急教育の実施
  - 校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努めます。
- (3) 応急教育の方法
  - 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。
  - 異なった教育環境を配慮し、授業を実施します。
- (4) 教材・学用品等の調達及び配分方法
  - 調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分します。
- (5) 授業料の減免と育英資金の貸付
  - 条例等の規程によって授業料の減免の措置を取ります。
  - 育英資金の貸付について特別の措置を取ります。
- (6) 学校給食
  - 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
  - 避難場所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。
- (7) 教育実施者の確保
  - 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。
- (8) 学校安全等
  - 児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告します。
  - メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

## 第 15 節 労務の提供

応急対策のための人員の確保を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- (1) 従事協力命令
  - 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとします。
- (2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力
  - 県及び市町村は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。
- (3) 労働力の確保
  - 労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入れ体制に従い、実施します。
- (4) 職員の派遣要請及び斡旋要求
  - 県及び市町村等は、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

## 第 16 節 災害時要援護者への配慮

被災生活において、援護が必要な方に対して配慮を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- 避難場所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報の提供など災害により援護が必要となった方々への支援を行います。

## 第 17 節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

### 1 実施責任者

四国財務局高知財務事務所  
日本銀行高知支店  
金融機関等

### 2 実施内容

- (1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持
  - 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じます。
  - 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。
- (2) 金融機関の業務運営の確保
  - 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。
  - 金融当局及び関係行政機関は、これを支援します。
- (3) 非常金融措置の実施
  - 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請します。
  - 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとします。
    - ◇営業時間の延長、休日臨時営業等
    - ◇預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
    - ◇被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
    - ◇損傷銀行券及び貨幣の引換えに関する必要な措置

## 第 18 節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸し付け等を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- (1) 農林漁業災害資金
  - 天災による被害農林業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融資を行います。
  - 県単独の農林業災害対策特別資金の融資を行います。
  - 漁業災害対策資金の融資を行います。
- (2) 中小企業復興資金
  - 市中金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行います。
- (3) 災害復興住宅建設資金
  - 住宅金融公庫法に基づき貸付を行います。
- (4) 被災私立学校災害復旧資金
  - 被災私立学校に対する資金対策として、私立学校振興・共済事業団による貸付を行います。
- (5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金
  - 医療金融公庫法による貸付を行います。
- (6) 母子・寡婦福祉資金
  - 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行います。



## 第 19 節 二次災害の防止

余震や降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

### 1 実施責任者

市町村、県、施設管理者

### 2 実施内容

#### (1) 水害・土砂災害対策

- 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。
- 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (2) 高潮・波浪等の対策

- 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います
- 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。
- 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。
- 市町村は、必要に応じて避難対策を実施します。

## 第 20 節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

### 1 実施責任者

市町村、県、関係団体

### 2 実施内容

#### (1) ボランティアの受け入れ

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

#### (2) 義援金等の受け入れ

##### 〔義援金〕

○義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

○義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施します。

##### 〔義援物資〕

○被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

○寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。

また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

県においては、「災害義援金品取扱要領」に基づき、義援金品を取扱うものとしします。

## 第2章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行います。

### ◎災害派遣要請者

知事  
第五管区海上保安本部長  
高知空港事務所長

### ◎災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）  
海上自衛隊小松島航空隊司令（徳島県小松島市和田島）  
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

### 第1節 災害派遣要請ができる範囲

- ア 被害状況の把握  
車両、船舶、航空機等による偵察
- イ 避難の援助  
誘導、輸送
- ウ 遭難者の捜索・救助  
行方不明者、負傷者の捜索
- エ 水防活動  
堤防護岸等への土のう積みなど
- オ 消防活動  
消防機関と協力した消火活動
- カ 道路等交通上の障害物の排除  
放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫の支援  
応急医療活動等への支援
- ク 通信支援  
被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- ケ 人員・物資の緊急輸送  
緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- コ 炊飯及び給水等の支援  
被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援

サ 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

シ 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

ス その他

その他知事が必要と認める事項

## 第2節 災害派遣要請の手続き

○知事は、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに自衛隊との協定書に基づき、陸上自衛隊第14旅団長に自衛隊の派遣を要請します。

○自衛隊の自主派遣が実施された後でも、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とします。

○知事は、災害派遣要請の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求めます。

○市町村長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。

○市町村長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。

○知事の要請、市町村長の連絡は文書によりますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。

○要請等文は、次の事項を記載します。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

○県、市町村、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

### ―要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等―

○自衛隊は、震度5強以上の地震発生の場合、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。

○状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。

○自主派遣の基準は、次のとおりです。

ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

イ 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関するものと認められるとき

- エ その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

### 第3節 派遣部隊の受入体制

- 知事及び市町村長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入れ体制を整えます。

### 第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

#### (1) 派遣部隊の業務

- 派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行うこととします。

#### (2) 派遣部隊の撤収

- 市町村長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。
- 知事は、当該市町村及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認められたときは、文書をもって撤収の要請をします。  
ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。
- 撤収の要請文は、次の事項を記載します。
  - ア 災害の終末又は推移の状況
  - イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
  - ウ 撤収日時
  - エ その他必要事項
- 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

#### (3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。  
(ただし、離島に対するフェリーの経費を除く。)
- 県及び市町村は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

#### (4) 災害救助のための無償貸与及び譲渡

##### [無償貸与]

- 自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸付けることが出来ます。
- 期限は次のとおりです。
  - ◇災害救助法による救助を受けられるまでの期間
  - ◇災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）

〔譲渡〕

- 自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。
- (5) 災害派遣期間における権限
  - 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有します。
- (6) 災害対策用臨時ヘリポート
  - 知事及び市町村長は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

# 第4編 災害復旧・復興対策

## 第1章 災害復旧対策

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

#### 1 基本方向

- 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- 復旧・復興の基本方向を決定します。
- 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成します。

#### 2 計画的復旧・復興

- 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。

#### 3 財産措置等

- 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求めます。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

#### 1 被災施設の復旧等

- 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、市町村等を支援します。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。

#### 2 がれきの処理

- がれきの処理処分方法を確立します。

- 仮置場、最終処分地を確保します。
- 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。
- 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。
- 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。



## 第2章 復興計画

### 第1節 復興計画の進め方

#### 1 復興計画の作成

- 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成します。
- 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県市町村等との連携、国との連携、広域調整）を行います。

#### 2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
  - 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。
- (2) 復興のための市街地の整備改善
  - 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
  - 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。
  - 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
  - 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
  - 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と強力を得るように努めます。
- (4) 既存不適格建築物
  - 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。
- (5) 新たなまちづくりの展望等
  - 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

### 1 災害弔慰金の支給等

- 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。
- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（生活関係経費は最高100万円、居住関係経費は最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援します。（被災者生活再建支援法）
- 市町村は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付します。

### 2 税及び医療費等負担の減免等

- 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。
- 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援します。

### 3 住宅確保支援策

- 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行います。
- 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。
- 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融公庫法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

### 4 広報連絡体制の構築

- 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。
- 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

## 5 災害復興基金の設立等

○被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

## 6 精神保健支援対策

○被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行います。

### 第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

#### 1 設備復旧資金等の貸付

○被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等や災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行います。

#### 2 経済復興対策

○地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

#### 3 相談窓口の設置

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。

## 第5編 重点的な取り組み

これからの南海地震対策は、テーマを設定し、段階的に取り組みを進めます。

まず、第1期（5ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れ、大津波から「いのち」を守る取り組みを進めます。

次の3つを重点施策を基本として推進します。

- 強い揺れから身を守る対策
- 大津波から避難する対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

### 第1章 強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具等の転倒から身を守るための取り組みを進めます。

#### 1-1 建物の倒壊から身を守る

- 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替の促進を図ります。  
（県、市町村）
- 公共建築物の耐震化について計画的に進めます。  
（県、市町村）
- 民間の建築物の耐震化について支援策を検討、推進します。  
（県）

#### 1-2 家具等の転倒から身を守る

- 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めます。  
（県、市町村）
- 公共的な建築物の書棚・器具等の転倒防止を推進します。  
（県）

#### 1-3 揺れを感じたときの行動を身につける

- 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。  
（県、市町村）
- 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進します。  
（市町村）
  
- 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援します。  
（県、市町村）

#### 1－4 火災による被害をおさえる

- 密集住宅市街地の改善を進めます。  
(市町村)

## 第2章 大津波から避難する対策

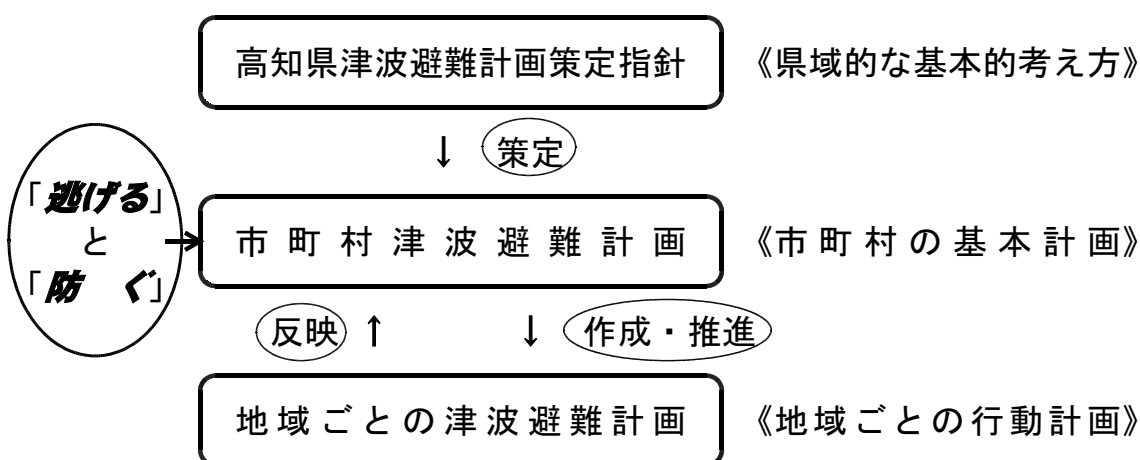
南海地震発生後、早いところで3分、遅くとも30分までに大津波が沿岸域を襲います。

そのため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強します。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区など地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があります。

そのため、市町村や地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進します。

### 【津波避難対策の進め方】（「市町村津波避難計画策定指針」より）



### 2-1 津波の危険性を知る

○河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測など浸水予測の充実を図ります。

（国、県、市町村）

○地域での学習会・研修会を支援します。

（県、市町村）

○過去の浸水の痕跡の明示や観光地において注意喚起を促す看板の設置など津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進します。

（国、県、市町村）

○住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図ります。

（県、市町村）

## 2-2 津波の発生を知る

- 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図ります。  
(県、市町村)
- 港湾、漁港など津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図ります。  
(各施設管理者)
- 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図ります。  
(県、市町村)
- 津波観測情報をいち早く伝えるため、津波観測施設の整備及びネットワーク化を図ります。  
(県)

## 2-3 津波から避難をする

- 緊急的な避難のため地域住民が設定する避難路や避難場所の整備の支援を行います。  
(県、市町村)
- 時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討します。特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル等の整備・指定を推進します。  
(国、県、市町村)
- 地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高めます。  
(国、県、市町村)
- 夜間の停電時も想定し、自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進します。  
(県、市町村)
- 要援護者及び援護者が安全に避難できる体制を整備します。  
(県、市町村)
- 学校、PTA、自主防災組織など地域ぐるみの避難訓練の推進を図ります。  
(県、教育委員会、市町村)
- 市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び技術指導を行うとともに、次の点について市町村に対し協力するものとし、  
なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施します。  
(1) 特別措置法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める推進計画に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

- (2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。
- (県)

#### 2-4 避難の安全性を高める

- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は可能な限り、水門・陸閘等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。
- また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。
- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとします。
- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
  - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - (3) 津波を防ぐための水門や陸閘等の平常時における管理方法
  - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
  - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図ります。
- (県警察、県、市町村)
- 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進めます。
- (国、県、市町村)



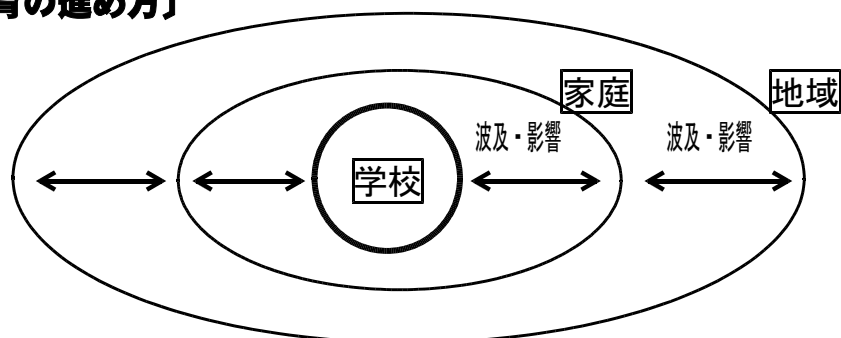
### 第3章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進します。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、県全体の防災力の向上を図ります。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図ることとします。

#### 【防災教育の進め方】



#### 3-1 学校・地域での防災教育

- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。  
(県、教育委員会、市町村)
- 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進します。  
(県、教育委員会、市町村)
- 私立学校も含め教職員の防災研修を推進します。  
(県、教育委員会、市町村)

#### 3-2 一般住民への防災教育

- 南海地震に備える県民の自助を支援するための情報提供を行い、県民自身による地震防災対策を促進します。(県、市町村)
  - ・南海地震に備える県民のための小冊子の作成
  - ・南海地震ホームページの作成
  - ・南海地震情報コーナーの設置

### 3-3 防災のエキスパートの養成

- 防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努めます。  
(防災関係機関、県、市町村)
- 自主防災活動を担う人材の育成を図ります。  
(県、市町村)
- 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。  
(県、市町村)
- 日ごろから防災活動を実施するNPOやボランティアへの支援を行います。  
(県)

### 3-4 防災の視点に立った公共施設の整備

- 地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第7節を参照）に基づき各種の施設整備を進めます。  
(国、県、市町村)
- 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図ります。  
(国、県、市町村)

### 3-5 技術的・財政的支援

- 国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請します。  
(県、市町村)
- 国の観測・予知体制の強化を要請します。  
(県、市町村)
- 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などについて、国や防災関係機関の協力を得て、市町村や地域の取組みに対して支援を行います。  
(県)

# 別 表

## 別表1 地震に関する情報

地震に関する情報には、次のものがあります。

1) 震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。(報道機関を通して発表)
2) 震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
3) 震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
4) 各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。
5) 地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。

別表2 津波予報の内容と津波に関する情報について

① 津波予報・津波情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を発表する。 <⇒下表②>
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

注) 1. 津波の高さを予想及び観測する高知県の地点は室戸市室戸岬、高知、土佐清水です。

② 津波予報の種類及び解説

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m
津波警報	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上

注) 1. 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知します。

2. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その地点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

③ 津波予報区

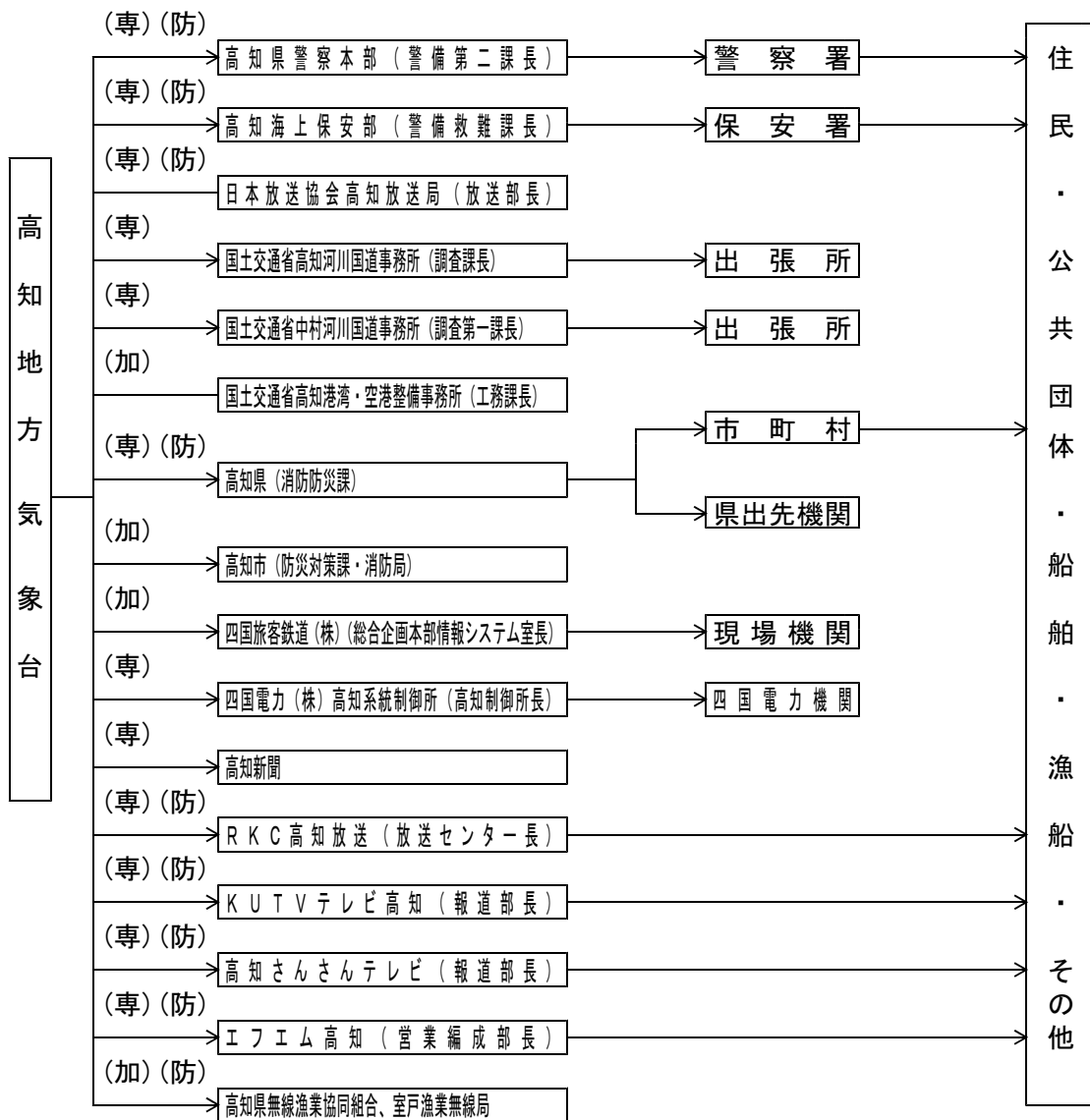
高知県沿岸は、全域が1つの予報区で、予報区名称は「高知県」となっています。

④ 市町村の長が行う津波警報及び避難勧告等

災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町村の長は、津波警報を行うことができます。

また、津波警報を受け取る以前において、津波発生のおそれを確認した市町村の長は、住民等に海浜から退避するよう勧告又は指示するものとします。

別表3 地震及び津波に関する情報の伝達系統

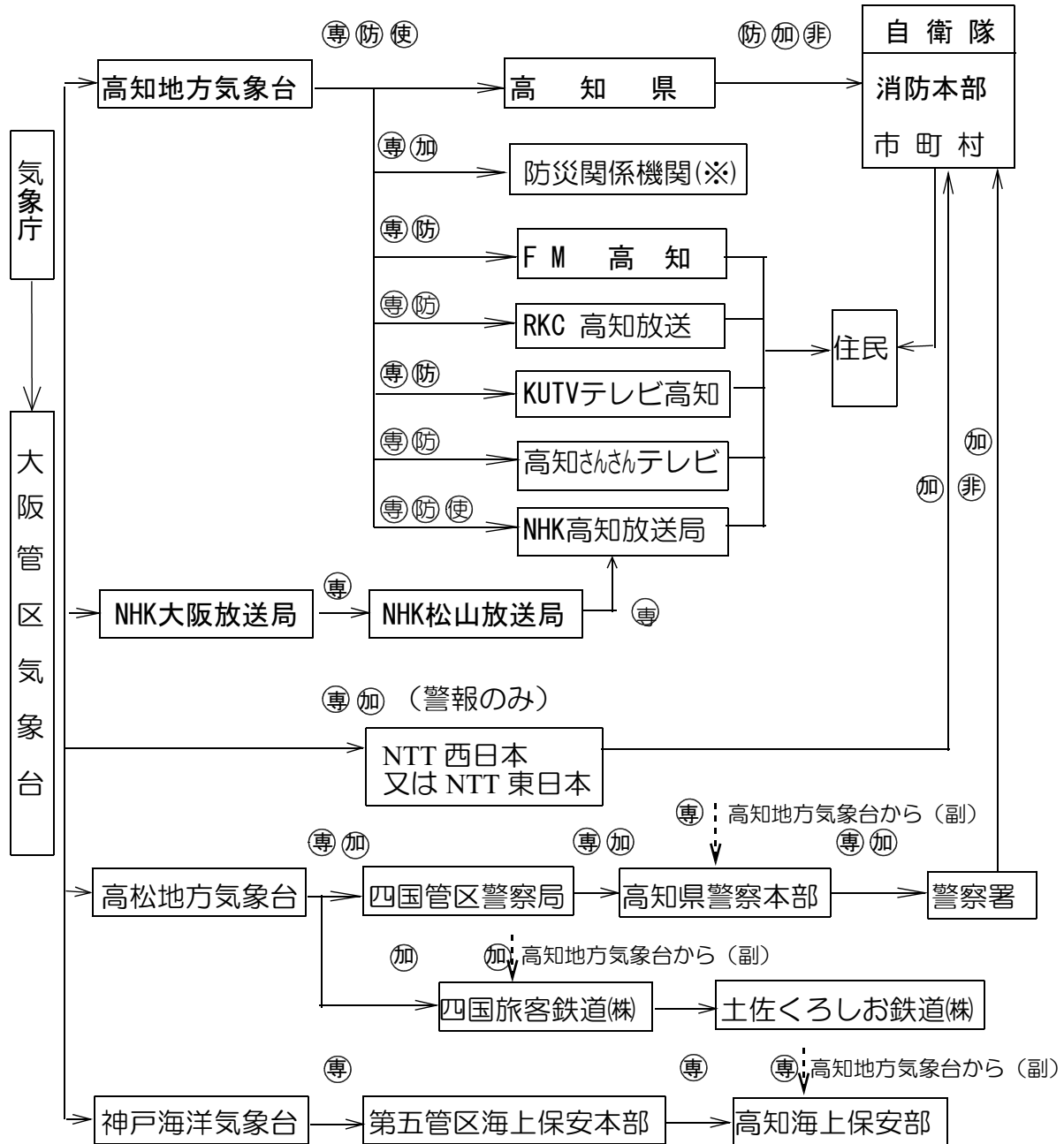


(加) : 加入電話 (防) : 防災行政無線 (専) : 専用線  
(Fネットを含む)

別表4 津波予報の伝達系統

ア 大阪管区气象台から発表される津波予報（近地地震による津波）の通報系統は次のとおりとします。

また、気象庁から発表される津波予報（遠地地震による津波）は、大阪管区气象台、高松地方气象台及び高知地方气象台に通報され、その後は同様のルートで伝達されます。



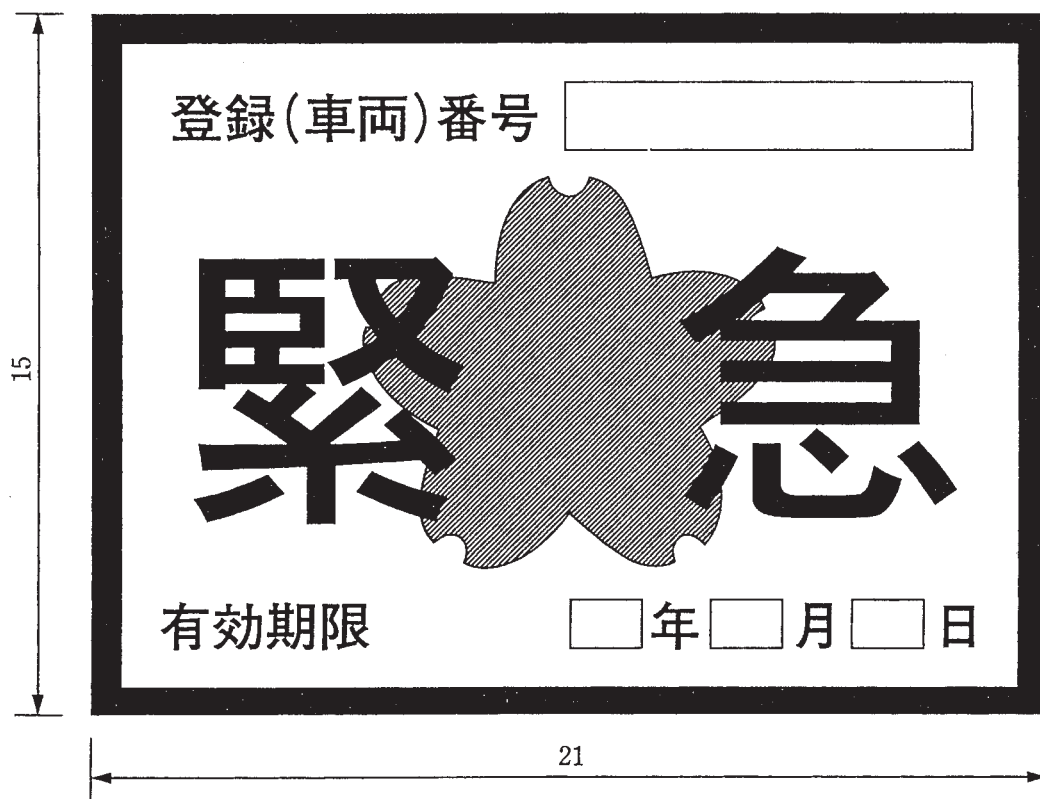
※) 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所、四国電力(株)高知系統制御所、高知新聞、高知県無線漁業共同組合室戸漁業無線局

加：加入電話 (Fネット含む)	防：防災行政無線	使：不通時使送する	専：専用線
非：非常無線			

(伝達ルート上に優先使用順に記載)

# 資 料





- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

---

平成 6 年度	震災対策編作成
平成 8 年度	震災対策編修正
平成 15 年度	震災対策編修正
平成 16 年度	東南海・南海地震防災対策推進対策編作成
平成 18 年 2 月	震災対策編修正案作成 (東南海・南海地震防災対策推進対策編を統合)
平成 18 年 2 月	内閣総理大臣協議
平成 18 年 5 月	内閣総理大臣承認

## 高知県地域防災計画（震災対策編）

—— 平成 18 年 5 月修正 ——

### 高知県防災会議

事務局 高知県総務部消防防災課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL 088-823-9096

---